

(仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会

これまでのまとめ

- . 施設整備の必要性
  
- . 運営協議会の活動から学ぶもの、新施設へのフィードバック
  
- . 広域処理の可能性
  
- . 処理対象ごみ量、ごみ質、処理方法の課題整理
  
- . 施設の処理能力
  
- . 施設のあり方
  
- . ごみ減量対策と新施設

## ・ 建て替えの必要性

### 【課題の整理】

なぜ建替えが必要なのか。

平成 17 年度に実施した廃棄物処理法に定められる施設の精密機能検査で、武蔵野クリーンセンターの耐用年数について、平成 26～30 年度での建て替えの必要性が提起された。

なぜ今から検討するのか。

ごみ焼却施設の整備にあたっては、施設の計画・設計や環境影響調査などの各種調査、住民説明、都市計画などの届出、許認可、建設工事といった段階を経る必要があり、概ね 8 年から 10 年程度の期間を要す。

現クリーンセンターを更新できないのか。

これまでに行ってきた設備の修繕では、主要設備である焼却炉本体やボイラーの交換を行っていない。これら設備の交換に際しては、ごみの高質化に起因するガス量の増加や熱回収効率の向上のため設備容量を見直す必要があり、今の建屋には収まらない。また、現施設を稼動しながら建屋を含めた全体の更新工事をすることは困難であり、現クリーンセンターの更新は物理的に不可能である。

### 【まとめ】

- 現クリーンセンターは平成 30 年度までの稼動とし、当該年度を目標として新施設の整備を進めるべき。

## ・ 運営協議会の活動から学ぶもの、新施設へのフィードバック

### 【課題の整理】

操業協定書の意義

運営協議会の活動と意義

過去の問題解決

最終処分場問題

収集方法の移り変わり

粗大不燃ごみ処理施設の爆発事故

クリーンセンターの更新

ダイオキシン類削減対策

プラスチック類（資源化できない）の焼却

今後の課題

清掃事業のあゆみ

### 【まとめ】

- 運営協議会は、24年間クリーンセンターの運営を監視してきた。その間、爆発事故、ダイオキシン類問題などの課題を乗り越え、安全を確認してきた。これらを検証し、新施設にフィードバックし、より安全で安定した施設づくりをめざす。

【資料編】資料 運営協議会の活動から学ぶもの(P27～P45)

## ・ 広域支援の可能性

他の自治体との共同処理は出来ないのか。

現クリーンセンター建設当時の経緯、従来三鷹市で共同処理をしていた武蔵野市のごみを、市民の反対により市内で処理しなければならなくなった経緯がある。他市との共同処理は施設の効率性・合理性はあるが、2～3市で共同処理するための用地確保の問題や、ごみ収集車両の増加による施設周辺への影響等を考慮すると、現実的な選択肢とはいえない。また、近隣市の状況から、現時点で本市と共同処理できる自治体は考えられない。

### 【まとめ】

- 新施設稼働後、しかるべき時期（15年後など）に、広域化を含めた将来のごみ処理を考える場を設ける。
- 広域支援の協力体制の強化を働きかける。また、多摩地域の収集方法の統一化を働きかける。

## ・ 処理対象ごみ量、ごみ質、処理方法の課題整理

### 1 . 処理対象ごみ量

平成 19 年度に策定した市の一般廃棄物処理基本計画では、平成 29 年度までの人口とごみ量を予測しており、このごみ量から将来必要な施設の処理能力を決定する。ごみ処理基本計画では、厳しいごみ減量・資源化目標を定めており、この実現に向けた取り組みを具体的、積極的に進めていかなければ、新施設の処理能力が不足する可能性もある。しかし、過剰な規模の施設を整備するわけにはいかないため、市民と事業者、行政が一体となりこの目標に向けてごみを減らしていかなければならない。

将来の想定ごみ量（一般廃棄物処理基本計画より）

ごみの区分	収集区分	分別区分	品目	単位	平成19年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(収集)家庭系ごみ				t/年	36,251	34,614	34,430	34,243	34,048	33,847
	燃やすごみ			t/年	22,004	19,978	19,692	19,408	19,116	18,825
	燃やさないごみ			t/年	1,332	1,269	1,263	1,256	1,248	1,241
	資源物			t/年	12,815	13,272	13,380	13,485	13,590	13,688
		古紙		t/年	8,475	9,127	9,258	9,386	9,513	9,637
		びん		t/年	1,674	1,599	1,590	1,582	1,573	1,563
		缶		t/年	558	533	530	527	524	521
		プラスチック		t/年	2,108	2,013	2,002	1,990	1,980	1,967
			ペットボトル	t/年	448	428	426	424	421	419
			その他のプラ	t/年	1,660	1,585	1,576	1,566	1,559	1,548
	有害ごみ			t/年	100	95	95	94	94	93
粗大ごみ				t/年	1,011	965	960	955	949	943
拠点回収、粗大再生、投棄古紙				t/年	452	432	430	427	425	422
事業系持込みごみ				t/年	11,531	10,481	10,306	10,131	9,956	9,781
集団回収				t/年	3,394	3,757	3,818	3,879	3,939	4,000

将来の想定焼却処理量（一般廃棄物処理基本計画より）

ごみの区分	単位	平成19年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
可燃ごみ	t/年	22,004	19,978	19,692	19,408	19,116	18,825
事業系持込みごみ	t/年	11,531	10,481	10,306	10,131	9,956	9,781
不燃・粗大資源化残渣	t/年	1,578	1,505	1,497	1,489	1,480	1,471
選別資源化残渣	t/年	498	515	519	522	526	530
計	t/年	35,612	32,478	32,014	31,550	31,078	30,607

不燃・粗大資源化残渣：当該年度（不燃ごみ+粗大ごみ）×（1 - 平成18年度選別金属回収量/平成18年度（不燃ごみ+粗大ごみ））

選別資源化残渣：(A - B) / A × C      A：平成18年度（収集資源物+拠点回収、粗大再生、投棄古紙+有害ごみ）

B：平成18年度（収集資源物資源化量+拠点回収、粗大再生、投棄古紙資源化量+有害ごみ中間処理量）

C：当該年度（収集資源物+拠点回収、粗大再生、投棄古紙+有害ごみ）

## 2. 処理対象ごみ質

施設の処理対象物の検討

【関係資料】P49

前頁に示す焼却処理量は、可燃ごみ及び不燃・粗大と資源物の資源化残渣を焼却処理対象とした場合の想定量を示したものである。直近の焼却ごみの組成分析結果を以下に示す。可燃ごみに占めるごみ種としては、約4割が紙類、次いで全体の1/4程度を厨芥類（生ごみ）が占めていることがわかる。

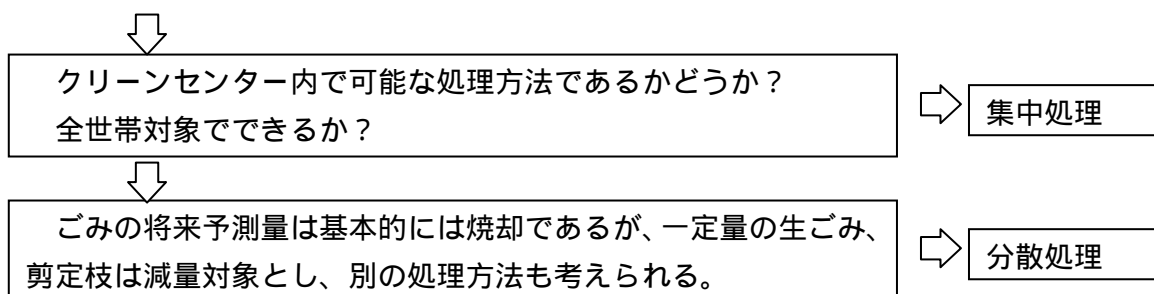
表 クリーンセンターピットごみ組成分析結果（H19年度：乾ベース）

測定項目	単位	H19.6.11	H19.8.9	H19.10.12	H20.1.10	年間平均	湿ベース 換算割合
見掛け比重	kg / L	0.166	0.15	0.128	0.219	0.166	-
水分	%	51.8	55.5	33.7	41.7	45.7	-
紙類	% *	46.1	35.6	57.7	41.6	45.3	42.6
布類	% *	6.7	13.2	4.2	7.4	7.9	6.5
厨芥類	% *	16.3	15	6.8	9.7	12	25.5
プラスチック類	% *	12.5	22.3	17.9	24.6	19.3	13.3
草木類	% *	11.2	10.1	4.9	5.5	7.9	6.7
金属類	% *	1.7	1.4	0.5	1.5	1.3	0.8
陶器・石・ガラス類	% *	3.4	1.1	7.6	5.5	4.4	2.5
その他	% *	2.1	1.3	0.4	4.2	2	2.1
低位発熱量(実測値)	kJ/kg	7,030	7,660	10,200	9,000	8,470	-

## 3. 処理方法の課題整理（焼却処理/非焼却処理）

### 基本 構想

処理方式は、焼却処理後の焼却残渣のエコセメント化を基本とした処理システムを原則とするが、他方式等の検討については施設基本計画において検討し、決定していく。



分 別	⇒ 集中処理
収 集	⇒ 分散処理

分別・収集できる量

**入りと出をチェック**

小規模はパイロット事業

### 【ごみ組成分析結果から平成29年度のごみの種類別量を算定】

ごみの種類	量(H19)	間差	量(H29)	量(将来)
焼却	35,610	(-5,003)	30,607	20,752 (+21,737)
紙類	15,170	(-2,132) 減量・分別・リサイクル推進	13,038	13,038
布類	2,314	(-324) 減量・分別・リサイクル推進	1,990	1,990
プラスチック類	4,736	(-666) 減量・分別・リサイクル推進	4,070	4,070
厨芥類	9,081	(-1,276) 減量・分別・リサイクル推進	7,805	(残渣+780)
草木類	2,386	(-336) 減量・分別・リサイクル推進	2,050	(残渣+205)
金属類	285	(-40) 減量・分別・リサイクル推進	245	245
陶器・石・ガラス類	890	(-125) 減量・分別・リサイクル推進	765	765
その他	748	(-108) 減量・分別・リサイクル推進	644	644
非焼却	11,467	(-1,612)	1,612	9,855
厨芥類	9,081	パイロット事業	1,276	7,805
草木類	2,386	パイロット事業	336	2,050

平成29年度のごみの種類別量を算定すると、紙類が年間約13,000トン、厨芥類が年間約7,800トンを占めることになる。(焼却施設の規模にして、紙類で約50トン/日、厨芥類で約30トン/日に相当する。)

平成19年度に比べ、平成29年度までに5,000t減量する計画になっており、ごみ質が変わらないと仮定すると、それぞれのごみ質で、減量・分別・リサイクル推進が基本となる。

生ごみ(厨芥類)と剪定枝葉(草木類)は、非焼却の可能性があるが、平成29年度までは、パイロット事業として目標を達成する。パイロット事業で、将来的に全量資源化の可能性を研究する。後述【非焼却/生ごみ】生ごみ処理のあり方

#### 1. 処理方法の課題整理

【関係資料】P50～P51

安全・安定的なごみ処理から焼却処理を継続する。

生ごみ(厨芥類)と剪定枝葉(草木類)は、非焼却の可能性があるが、それ以外の紙類・プラスチック類等は焼却処理する必要がある。焼却施設が不要にはならない。

将来のごみ量として、仮に生ごみ(厨芥類)と剪定枝葉(草木類)が100%資源化されたとすると、平成29年度のごみ量の2/3(残渣等の戻りを考えると3/4と考えてもよい)になるが、120t2炉を想定すると、1炉を休炉する期間が増え、炉の負担が軽減される。(メンテナンスも容易になる)

#### 【まとめ】

- 安全・安定的なごみ処理から新施設計画は焼却処理を原則とする。ただし、厨芥(生ごみ)、剪定枝葉(草木類)は資源化に向けて取り組む。

## 2. 焼却

### 【課題の整理】

可燃ごみの処理方式をどうするか。 【関係資料】 P65～P66

武蔵野市は最終処分場を有しておらず、多摩地域 26 市町で構成する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚最終処分場内にあるエコセメント化施設に焼却灰を搬入しているため、現在埋立処分を行っていない。将来的にも最終処分場の確保は困難であるため、エコセメント事業は当面の間継続するものと考えられ、このエコセメント事業との連携を前提とした熱回収施設（ストーカ炉）を整備することが必要と考えられる。

● 焼却処理 + エコセメント化を継続するものとする。

## 2. 非焼却の研究

### 生ごみのあり方

生ごみ等バイオマス処理のあり方 【関係資料】 P54～P64

武蔵野市の可燃ごみは、4 割強を紙類が占め、次いで 2 割強のプラスチック類、1 割程度の厨芥類（生ごみ）となっている。生ごみを資源化すると 7,800 t の量が見込まれる。（ただし、残渣、不適物も含む）

生ごみなどのバイオマス資源の活用は、全国的な課題となっている。

分別徹底の困難性、収集回数の増加や施設での臭気対策、生成物の販路といった多くの課題が存在し、全市的な取り組みとして新施設で取り入れるべき収集・処理方法が確立されていない。

生ごみ処理は啓発的な意味合いが強いことから、市民参加で将来のあり方を模索すべく、ごみ減量協議会での検討も踏まえながら、パイロット事業の実施を検討していくことが必要と考えられます。

将来、大量の生ごみを収集、資源化する場合、民間のバイオマス処理施設を活用する。

現時点で、確立していない収集方法、資源化処理方法では計画に入れられない。

焼却施設とバイオマス施設を併設して計画するのは、本市の立地から難しい。

### 剪定枝葉処理のあり方

剪定枝葉を資源化すると 2,000 t の量が見込まれる。（ただし、残渣、不適物も含む）

現在、剪定枝葉の資源化は、平成 20 年度で 100 t、平成 21 年度で 150 t を見込んでいる。この事業は、民間処理施設で堆肥化している。

剪定枝 ⇨ 量的に限られているので積極的に処理していく

（パイロット事業を実施中）

→ 武蔵野ブランド 草木灰



## 【まとめ】

- 生ごみ等バイオマス資源の活用を図るため、全市に導入可能な施策を模索すべく、ごみ減量協議会で詳細を検討の上、市民参加のパイロット事業を展開する。

## 3 . マテリアルリサイクル推進施設

### 【要検討事項】

マテリアルリサイクル推進施設の処理品目 **【関係資料】 P52～P53・P67**

現在の武蔵野クリーンセンターでは、粗大・不燃ごみから金属等の回収を行っている。その他の資源物の処理は、市外民間処理施設で委託処理を行っている。委託処理はすなわち単年度入札で毎年処理先が変わることを意味しており、自区内処理の原則や、処理の安定性・継続性の観点からは、自施設での処理が望ましい。しかし、著しく都市化の進んだ市内における用地確保の困難性も踏まえながら、新施設においては現行の不燃・粗大の処理を継続するほか、処理対象に加えるべき品目を検討する必要がある。

## 【まとめ】

- 粗大・不燃ごみ施設は現クリーンセンター同様設置する。
- 資源化処理施設は、市街地である本市での処理が困難であり、引き続き民間処理施設を活用する。ただし、収集・運搬の効率性から新施設にストックヤードを確保する。

**【資料編】資料** . 処理対象ごみ量、ごみ質、処理方法の課題整理 ( P 49 ~ P 67 )

## ・施設の処理能力

### 【課題の整理】

新施設の処理対象物は何にするのか。

現クリーンセンターの処理対象は、家庭系及び事業系の可燃ごみの焼却処理及び、家庭系の不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理である。前述のとおり、処理方法の課題整理から焼却処理＋エコセメントの継続が基本線であり、可燃ごみ中の生ごみの資源化を進めるものの、全市的な取組への拡大は将来的な検討課題である。このことから、新施設での処理対象としては、将来的に生ごみの処理を他の方策に委ねることが可能となることは考えられるが、現段階でこれを見越した規模の縮小は処理能力の不足、ごみ処理事業の安定性の欠如に繋がりがねず、現状と同等のごみ組成による可燃ごみの搬入を見込む必要がある。

将来の施設の処理能力はどう決めるのか。

平成 19 年度に策定した市のごみ処理基本計画では、平成 29 年度までの人口とごみ量を予測しており、このごみ量から将来必要な施設の処理能力を決定する。【(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想(平成 20 年 6 月)にて上記能力で算定している。】

ごみ処理基本計画では、厳しいごみ減量・資源化目標を定めており、この実現に向けた取り組みを具体的、積極的に進めていかなければ、新施設の処理能力が不足する可能性もある。しかし、過剰な規模の施設を整備するわけにはいかないため、市民と事業者、行政が一体となりこの目標に向けてごみを減らしていかなければならない。

### 【要検討事項】

施設のバックアップ(炉数の設定) **【関係資料】 P 68**

現在の武蔵野クリーンセンターは 3 炉構成で常時 2 炉運転であることから、1 炉を予備として休炉中のメンテナンスが可能となっている。しかし、現施設の 195t/日の規模から、新施設は 120t 規模となることを見込まれ、2 炉構成が想定される。2 炉構成とした場合にメンテナンス期間を確保するため、ごみピットの容量を増大させる必要がある。

災害廃棄物の処理 **【関係資料】 P 69**

平成 20 年度に地域防災計画が策定され、災害廃棄物の処理についても一定の方向性が示されている。施設の能力を決定するにあたり、この災害廃棄物の処理を考慮に入れることを検討する必要があるほか、地域防災計画に示される一次多量ごみのストックを現施設用地隣接の野球場で行うことについて、防災訓練とごみ減量の啓発を絡めた地区内ストックの試みも検討する必要がある。

### 【まとめ】

- 新施設は、熱回収施設 120t/日(+)とする。
- マテリアルリサイクル推進施設(粗大・不燃ごみ処理施設)10t/日とする。
- 施設のバックアップ、災害廃棄物の処理を考慮する。

施設の処理能力の算定（施設基本構想より）

・熱回収施設（焼却施設）：燃やすごみ、破碎残渣を対象、施設規模 約 120t/日

熱回収施設（焼却施設）の施設規模

現武蔵野クリーンセンターで処理を行っている、可燃ごみ及び不燃ごみ・粗大ごみを処理対象ごみとする。

- ・計画処理量：平成 27 年度 処理対象量計 31,550t/年
- 可燃ごみ（可燃ごみ + 事業系持込みごみ） 29,539t/年 (19,408t + 10,131t)
- 破碎可燃（不燃・粗大資源化残渣 + 選別資源化残渣） 2,011t/年 (1,489t + 522t)
- ・年間稼働日数：280 日/年（稼働休止日数：85 日/年 = 補修整備期間 30 日 + 補修点検期間 15 日 × 2 回 + 全停止期間 7 日間 + 起動に要する日数 3 日 × 3 回 + 停止に要する日数 3 日 × 3 回）
- ・調整稼働率：調整稼働率 96%
- ・施設規模：118t/日  
（約 120t/日 = 計画処理量 31,550t/年 ÷ 年間稼働日数 280 日 ÷ 調整稼働率 96%）

この他に災害時にできる廃棄物の処理についても見込んでおく必要がある。そのため施設規模の設定は地域防災計画等を踏まえ、施設基本計画の中で最終決定していく。

・マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）：  
燃やさないごみ、粗大ごみを対象、施設規模 約 10t/日

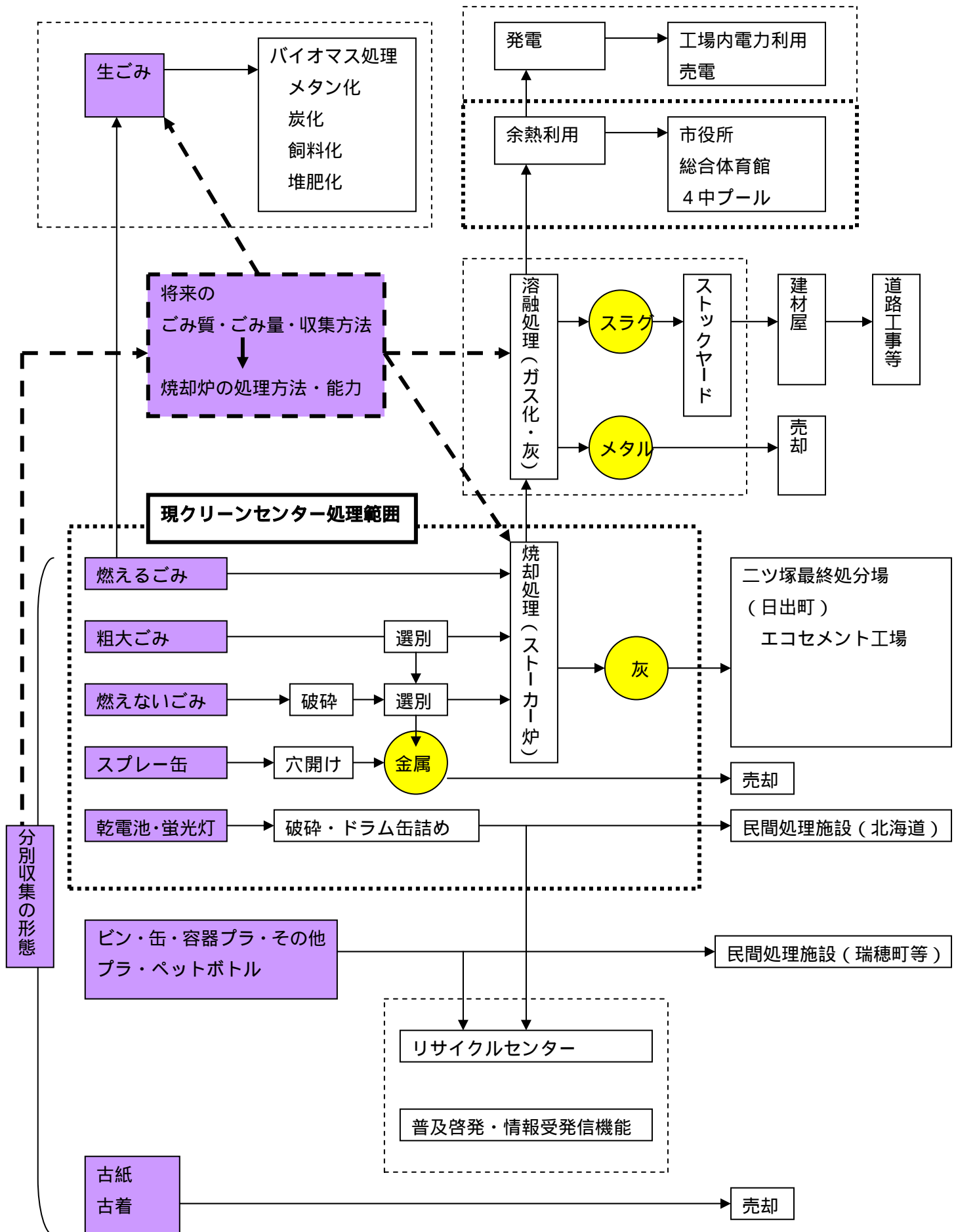
マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）の施設規模

マテリアルリサイクル推進施設の処理対象物は、家庭から出る粗大ごみ・不燃ごみの破碎処理と、金属の選別処理が考えられる。

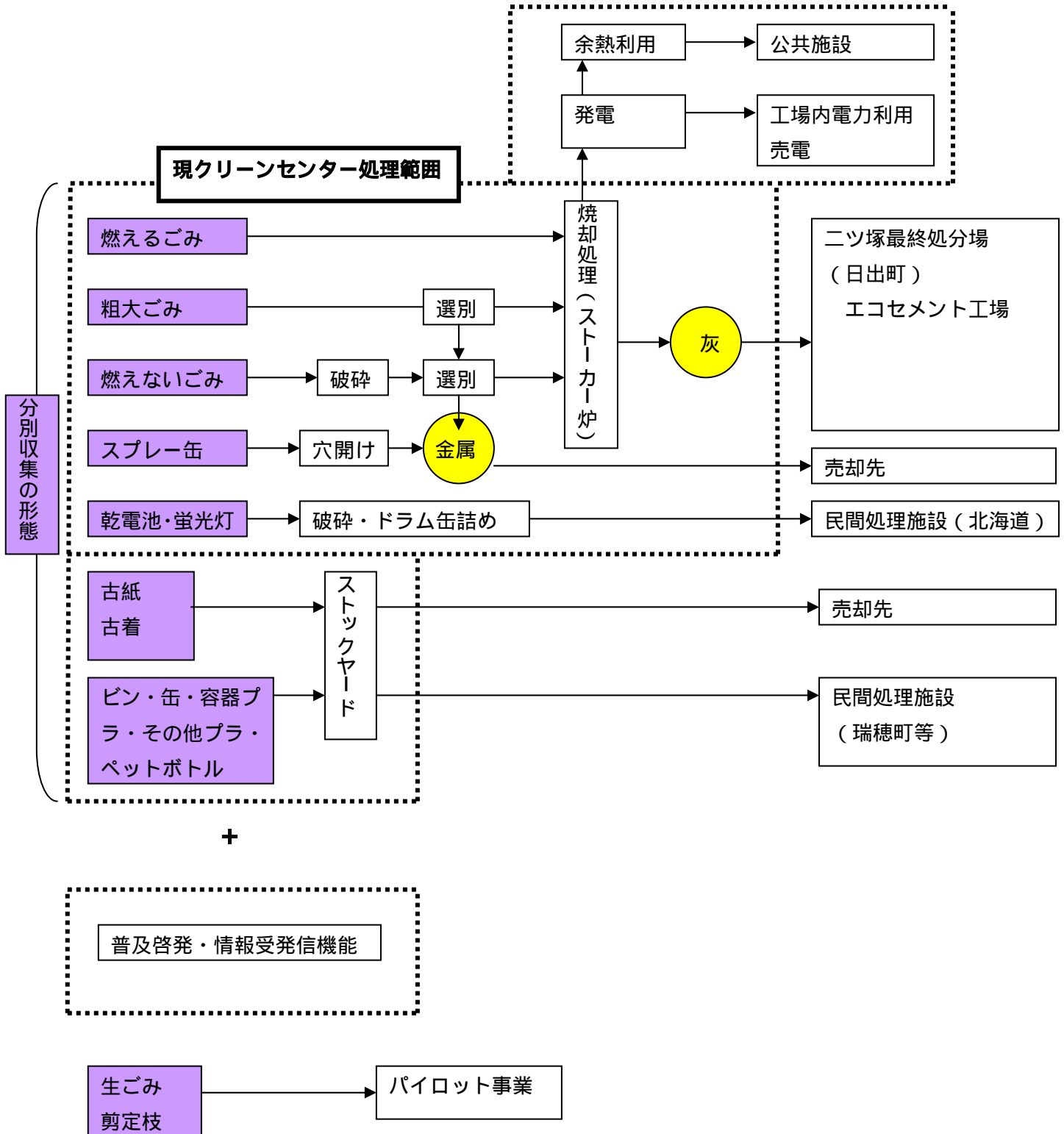
- ・計画処理量：平成 27 年度処理対象量計 2,211t/年
- 燃やさないごみ 1,256t/年
- 粗大ごみ 955t/年
- ・年間稼働日数：250 日/年（稼働休止日数：115 日/年 = 土日 104 日 + 年末年始 5 日 + 補修整備期間 6 日間）
- ・月変動係数  
マテリアルリサイクル推進施設の月変動係数としては、不燃・粗大ごみの一般的に用いられる 1.15 とする。
- ・施設規模：10t/日 = 計画処理量 2,211t/年 ÷ 年間稼働日数 250 日 × 月変動係数 1.15

【資料編】資料 . 施設の処理能力 (P 68 ~ P 69)

# 施設規模の整理フロー（検討課題）



# 施設規模の整理フロー（新）



## . 施設のあり方

### 【課題の整理】

#### 1. 長期的安定利用

- ・ 焼却炉が停止したら、すぐに市民生活に影響が出る。
- ・ 自区内処理
- ・ 環境基準の順守
- ・ ストーカ炉 + エコセメント

#### 2. 環境負荷からのあり方の検討

- ・ 武蔵野市の現状から他地域での処理（最終処分、リサイクル処理）
- ・ エコセメント化（焼却灰のリサイクル）
- ・ 発電（ごみのサーマルリサイクル）
- ・ 事業系ごみ 分別・減量資源化
- ・ 太陽光発電
- ・ 屋上緑化、壁面緑化、グリーンベルト
- ・ 地球温暖化対策（電動機の回転数制御（インバータ制御）や低消費型機器の採用）
- ・ 雨水利用（雨水を焼却施設へ利用、上水道の使用量削減）
- ・ 啓発スペース（環境創造館）
- ・ リペアセンター（リユース）
- ・ 新排出基準の設定
- ・ 排出状況の監視・モニタリング
- ・ 環境（交通） ごみ処理量からの収集車両量の算定
- ・ ライフサイクルコストを考慮した施設づくり

#### 3. 環境保全とまちづくり

- ・ めざすべき都市像（都市マスタープラン）  
環境共生・生活文化創造都市むさしの
- ・ 都市計画の位置づけ  
都市施設（ごみ焼却場）

#### 4. 周辺地域と新施設

- ・ 新施設は、周辺地域に還元できる施設づくりをめざす

### 【まとめ】

- 地球温暖化による CO<sub>2</sub> 削減のため、循環型社会形成をめざし、新施設の整備にあたって、環境負荷の削減をテーマとした施設づくりを展開する。
- 現クリーンセンター以上に景観へ配慮するとともに、厳しい環境基準を順守し、周辺環境の保全に重点を置くことにより、安全で、地域に根付いた施設づくりをめざす。

## 【要検討事項】

### 建築意匠、まちづくり **【関係資料】 P71～P72**

現在の武蔵野クリーンセンターは建物高さ、煙突高さを抑え、圧迫感のない施設とし、鉄筋コンクリート造タイル張りとした上で周囲を樹木で囲うなど、周辺環境に配慮した外部への影響を可能な限り抑える思想で建設されている。新施設では、このよい点を踏襲しながら、市民が施設を利用することでごみや環境への関心・理解を深め、地域の活性化や福祉の増進までを含めた開かれた施設づくり、まちづくりのため、必要な施策を検討していく必要がある。

### 環境負荷の少ない施設づくり **【関係資料】 P73～P76**

市施設からの地球温暖化ガスの発生量のうち、武蔵野クリーンセンターの稼働に伴う電力消費による二酸化炭素発生量はかなりの部分を占める。地球温暖化防止に向けた取組として、発電等の余熱利用方策を軸として、省資源・省エネルギーの効率的な処理を検討していく必要がある。また、ごみ減量による車両走行、処理処分量の抑制など、環境学習・啓発を通じた環境負荷の低減も図っていく必要がある。

### 環境保全対策 **【関係資料】 P77～P90**

#### 1. 新環境基準

現武蔵野クリーンセンターは、法規制より厳しく上乘せされた排ガスの自主規制値を定めている。この自主基準値は、整備当時としては大変厳しい先進的な条件であった。新施設についても、最新の設備を設置し、必要な公害防止基準を検討していく必要がある。

#### 2. 環境影響調査

環境影響調査についても、必要十分な調査項目を検討していく必要がある。

#### 3. 環境基準の監視・モニタリング

施設の稼働後に適切な運転、環境保全等が実施されていることを、市民や団体が監視していくために必要なハード面での設備を設けることや、PDCAサイクルを取り入れたソフト面での監視の仕組みづくりを行っていくことも検討される必要がある。

市民モニタリングや運営協議会の監視用のモニタリングルームの設置

モニタリング設備（ITVモニター、監視用データ閲覧PC、専門書、稼働データの閲覧等） 遠隔地へのインターネットや電話回線を使用したテレメータ伝送技術を利用した情報公開（主要駅等への設置や関係する環境啓発施設等への設置）

**【資料編】資料** . 施設のあり方(P70～P90)

## ・ 2. ごみ減量対策と新施設

### 【課題の整理】

新施設を計画するにあたり、ごみ減量が不可欠である。一般廃棄物処理基本計画において、平成 29 年度までの人口とごみ量を予測しており、一人当たり 680 g を目標とし、そのごみ量が新施設の処理能力として計画している。具体的な減量方法については、ごみ減量協議会で生ごみ、容器（レジ袋）紙の削減などについて検討を進める。

（委員会の意見）

- ・ リサイクルでなく、リデュース
- ・ マイバック運動・レジ袋削減の推進
- ・ 単身者世帯のごみ分別強化
- ・ 剪定枝の資源化（武蔵野ブランド）
- ・ 事業系ごみの分別・減量資源化
- ・ 陶磁器の回収、リサイクル

### 【まとめ】

- 新施設を計画するにあたり、ごみ減量が不可欠である。
- 具体的な減量方法については、ごみ減量協議会で検討を進める。  
【生ごみ、容器（レジ袋）紙の削減検討】

【資料編】資料 2. ごみ減量対策と新施設 ( P 91 ~ P 102 )



## 資料 ． 建て替えの必要性

### 1．現クリーンセンターの成果と課題

臭気、騒音等を外部に出さないため、建物を RC 造（鉄筋コンクリート造）としたことは、24 年間、周辺環境を守る意味で大きな成果であった。グリーンベルト（緑地帯）で囲ったことも周辺環境の調和が図られ、まちに溶け込むことが出来た。

現クリーンセンターが稼働から 24 年の間、ダイオキシン問題、粗大ごみ問題が起こり、ダイオキシン対策は平成 10 年度～12 年度（約 40 億円）に、粗大設備の更新を平成 15 年度（約 10 億円）に改修工事を実施した。（この工事には、建物の側面に穴を開けて、機器の入れ替えをした大工事であった。）

稼働 30 年に達する平成 26 年には、耐用年数 30 年の機器類（焼却炉、ボイラー、排ガス処理、排水処理、電気設備、ごみクレーンなど）の交換が集中し、ほとんどの設備機器の交換となり、設備機器をすべて取り除き、新しい焼却設備機器を入れ換えることになる。

ごみの高質化（ごみの高カロリー化）は、30 年前の計画では想定できなかった。ごみの高質化に対応するため、焼却炉、ボイラーの他、焼却炉後段の排ガス処理系、排水処理系の機器を含め、ガス量の増加や熱回収効率の向上のため設備容量を見直す必要がある。また、電気系統、ダクト系統、排水系統の耐用年数は 20 年程度であり、劣化状況の悪い部分を交換してきているが、全体的には 24 年間更新しておらず、これらの更新には縦横無尽に走っている配管、配線類をすべて交換する必要がある。

建物の耐用年数として、庁舎の場合 50 年であり、クリーンセンターも RC 造で外壁も市役所と同等のタイル張りであると考え、建物の耐用年数を 50 年と想定してもよい。一方、内部は工場の機器類が密集しており、主要設備の焼却炉、ボイラーの耐用年数は 30 年であり、建物と工場内の焼却設備とに耐用年数のギャップがある。しかし、建物と工場内の焼却設備は、コスト、ボリュームとも 3 対 7 で、圧倒的に工場内の焼却設備が占めている。（通常、庁舎などの建築物では 7 対 3 であり、清掃施設は、特殊施設である。）建物と工場内の焼却設備との耐用年数のギャップについては、コスト、ボリュームから考えると、工場内の焼却設備を優先させて計画することとなる。

#### クリーンセンターの主な過去の出来事

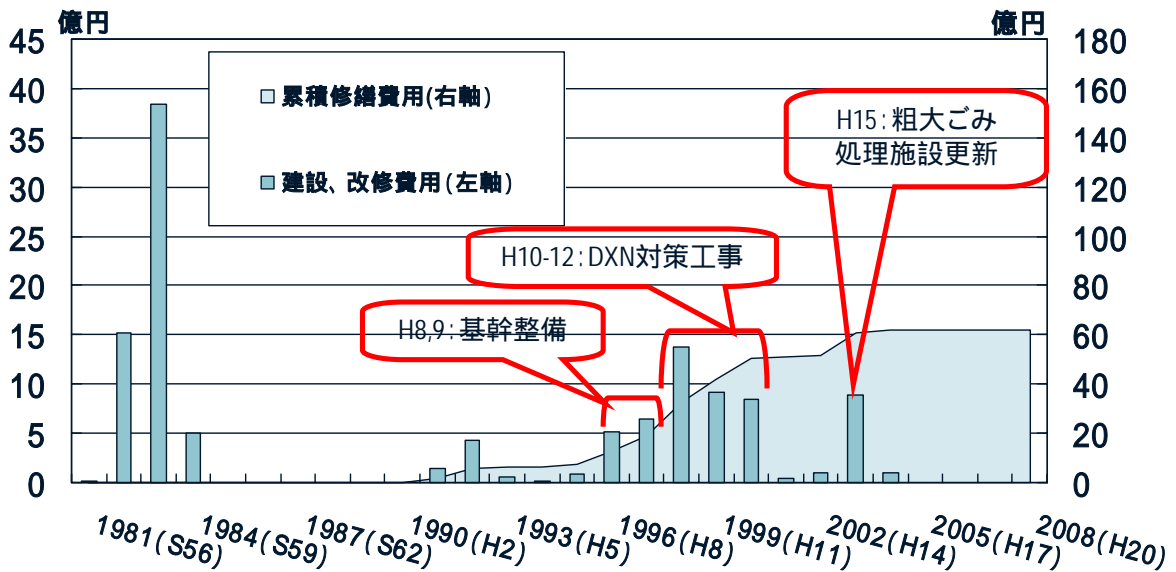
昭和 59 年	クリーンセンター完成	
平成 3 年	可燃ごみ破砕機設置工事	可燃性の大型家具などの処理
平成 4 年	プラスチックごみ減容設備設置	最終処分場延命化
	高圧蒸気復水器増設工事	ごみ量増、ごみの高質化
平成 8 年～	基幹整備	稼働 12 年で大規模改修
平成 9 年	排水処理設置工事 （キレート、活性炭設備）	ダイオキシン、クロム除去
平成 10 年～	ダイオキシン対策工事	ダイオキシン特措法成立
平成 17 年	施設精密機能検査	廃棄物処理法施行規則第 5 条

過去の補修履歴

設備名称	前回更新年度	S59～H1	H2～H7	H8,H9基幹整備	H10～H12DXN対策	H13～H16	H17～
受入供給設備	平成10,12				10計量機 12ごみクレーン		
燃焼設備	平成8～11	元耐火	2火格子	8,9投入,火格子	10,11耐火物	16耐火	
排ガス冷却設備	平成8～12				10-12ガス冷		
排ガス処理設備	平成7,8 平成10～12		7有害	8有害ガス除去	10-12集じん器	15, 16 ろ布	17ろ布
通風設備	平成10～12				10-12送風機		
灰出し設備	平成8,9			8,9コンベヤ			
排水処理設備	平成9,10			9タンク類 10活性炭吸着塔			
雑設備その他				9水槽		13エアシャワ ー	17空気圧縮 機
電気・計装設備	平成8,9			8公防監視装置 9配線交換			
建築設備		元外壁	2外壁		10冷却塔建屋 12煙突壁面	14外壁	

改修コストの推移

建設コスト約 60 億円に対し、改修コストも現時点でほぼ同額の 60 億円となっている。これは、建設コストの 7 割が設備機器であり、工場設備の整備には多額の費用がかかることからである。



設備機器の耐用年数

順位	保全重要設備	予測更新年度	主要装置	～1989 (H2)	～1994 (H6)	～1999 (H11)	～2004 (H16)	～2009 (H21)	～2014 (H26)	～2019 (H31)
1	燃焼設備	平成26年度頃	給じん装置 火格子駆動装置等							31年
2	燃焼ガス冷却設備	平成25～27年度頃	ボイラ本体 ガス冷却塔 蒸気復水器等			H10-12更新・新設	H4増設,H12更新	15-17年	15-23年	30年
3	排ガス処理設備	平成25～26年度頃	ろ過式集じん器 有害ガス除去装置等			H10-12新設	H7,8更新	14-16年	19-20年	
4	灰出し設備	平成21年度頃	灰押出装装置 灰コンベヤ 灰クレーン ダスト固化装置等			H8,9更新	H8,9更新	15-16年	15-16年	25年
5	受入供給設備	平成26年度頃	ごみクレーン等				H9改修	18年		H12更新 15年

## 2．建物内での焼却設備の更新工事の困難性

ごみの高質化に起因するガス量の増加や、熱回収効率の向上のため設備容量を見直す必要があり、今の建屋に収まらない。また耐震を含む構造計算の上、建屋の増築、大規模改修をしなければならない。さらに、今の建屋での焼却設備の配置計画にも相当な制約があり、決してベストな計画にはならない。

現クリーンセンターは市役所に隣接する街中の施設であり、周辺の生活環境に配慮し、音・振動・臭いが漏れないよう、鉄筋コンクリートの頑丈な造りになっている。鉄筋コンクリート造の建物の増築には、荷重変更による耐震を含めた建物の構造計算をやり直し、基礎構造の変更も見据えた大規模な改修・補強が必要となる。

焼却施設は、中身のプラント設備が主役であり、これに合わせて建物が造られるべきであるのに対し、建物に合わせてプラントを入れ込むためさまざまな制約が生じ、よりよい施設にリフォームすることは困難である。実際に、東京二十三区清掃一部事務組合では、建物を残したプラント更新が行われた事例が存在するが、コスト面も含めた総合的な観点からプラント更新に必ずしもメリットが生まれないとし、施設整備の方針を改められている。

工事期間が3～4年必要であり、その間、工場を稼働しながらの工事となる。周辺他市の支援も考えられるが、周辺他市の焼却施設は余裕が少なく、長期的な処理委託が難しいことから、本市の発生する可燃ごみは処理しながら焼却施設の更新を進めていくことが前提となり、稼働しながらすべての設備機器を交換することは極めて困難な工事となる。

建物本体を残すとしても、コスト的にも70%を占める焼却設備はすべて入れ替えるため、コスト的にも新設する場合と中身を更新するコストと変わらない、むしろ、制約条件がコスト高の要因になる。

## 3．まとめ

現施設は、平成26年度には稼働30年となり、焼却炉・ボイラーといった中枢設備の耐用年数となる。今後10年間に必要となる補修を前倒しし、建替えまで安全に運転を継続するための延命工事を平成21年度から3年間で実施し、平成30年度まで稼働可能とする。

焼却炉やボイラーの交換に際しては、ごみの高質化に起因するガス量の増加や熱回収効率の向上のため設備容量を見直す必要があり今の建屋に収まらない。また、現施設を稼働しながら更新工事をする困難性から、現施設内で焼却炉を更新することは物理的に不可能である。以上のことから、平成30年度までに建て替えによる新施設更新とする。

## 4．将来に向けた課題

これらのことを考えると、30年毎に焼却炉の更新が発生してくることから、新施設の計画では、ライフサイクルコストの理念を採用し、現クリーンセンターの成果である臭気、騒音を外部に出さない機構や緩衝緑地などの良い面を堅持しつつ、メンテナンスが容易な構造とする。

## 対象ごみ質の経年変化

消費生活の変化により、びんがプラスチックボトルに変わり、ごみのカロリーは高くなる傾向にあります。以下に示すように、武蔵野市においても、処理対象ごみの高質化（高カロリー化）が進んでおり、設計高質ごみ発熱量の 2,400kcal/kg を上回ることも少なくなっています。また、平成 15 年より埋立ごみ（汚れたプラスチック）の焼却を実施して以降、設計発熱量の 1.5 倍に当たるカロリーの出ている例もあり、対象ごみ質は定常的に高質化していきと考えられます。

推計による将来予測においては、平成 30 年以降に平均低位発熱量が施設の設計値を上回るという結果となり、高カロリーごみの焼却による耐火物への影響が考えられ、補修頻度が高くなることが想定されます。また、施設全体をごみ質の高質化に対応させるための、誘引排風機、ボイラ、冷却塔、バグフィルタ、白煙防止装置等の主要設備の個々の能力（容量）の増加を前提にした機器改善（更新）を行うことは、現施設の建屋の制約（高さが足りない）から困難であると考えられます。

以上より、本施設の稼働年度から耐用年数を設定すると、10 年後の平成 30 年度（稼働後 34 年目）迄の稼働とし、これを目標年度として施設の更新、処理方式の変更等の計画を進めることが適当であると考えられます。

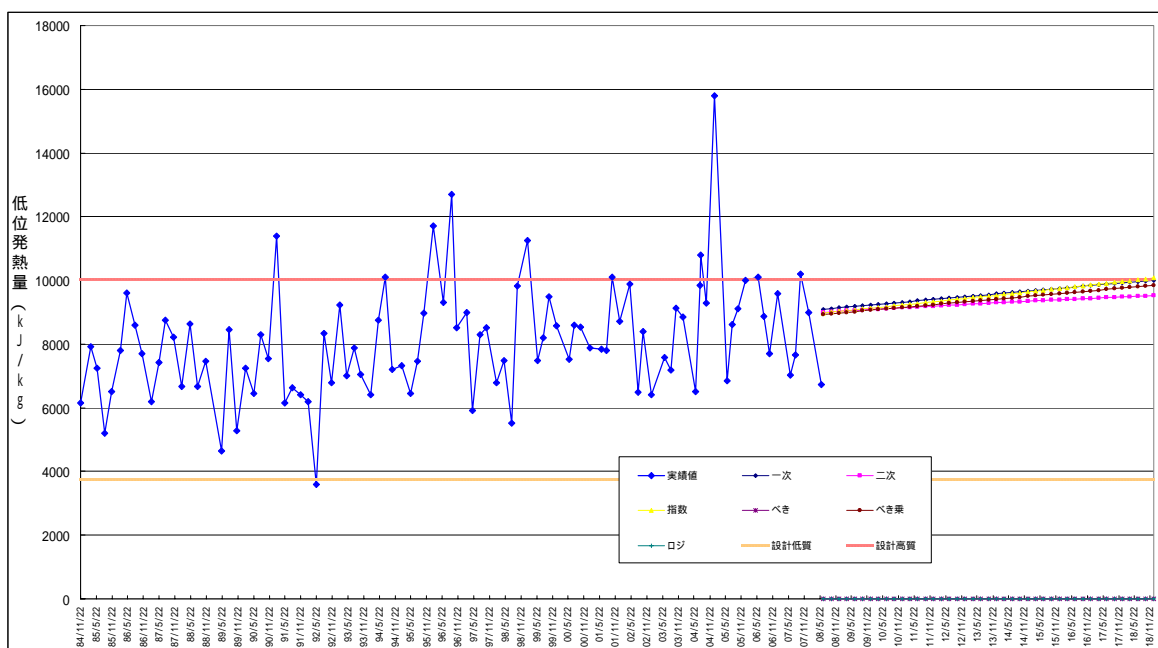


図 ごみ質（低位発熱量）の将来予測

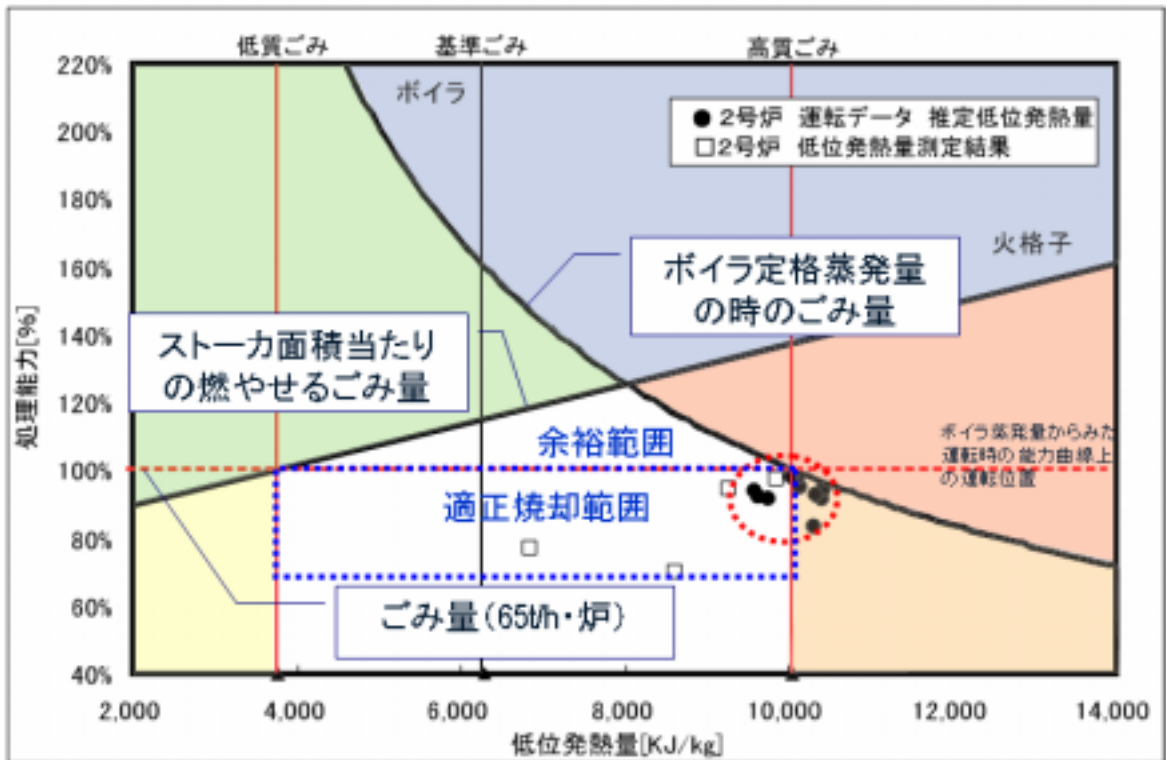
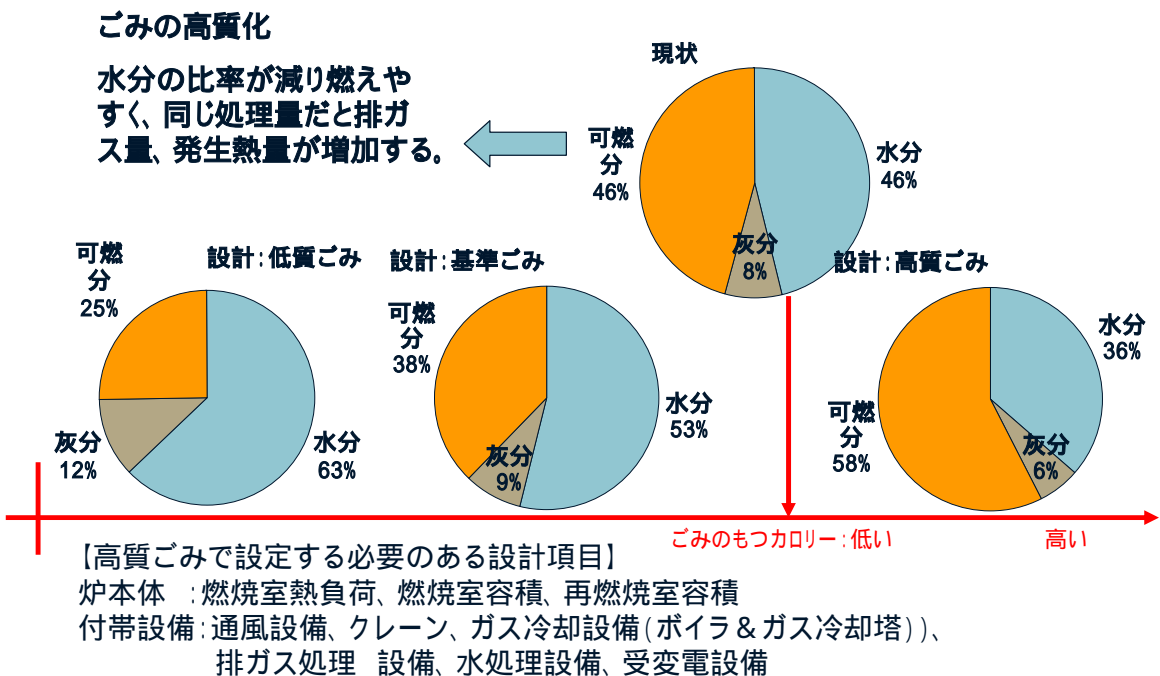


図 ごみの発熱量と能力曲線



## 能力増強の必要性

### ●施設能力の設定条件の変更

- 長期的な安定稼働のため、現状のごみ質(低位発熱量)に合わせた設計範囲への変更が必要。
- 交付要件を満たすため、焼却施設からエネルギー回収施設への改造が必要、ボイラ蒸気条件や発電設備等の能力増強を図る。

現武蔵野クリーンセンターボイラ能力  
使用圧力 最高:1.6MPa 常用:1.4MPa  
蒸気温度 197.4℃(高質ごみ時)

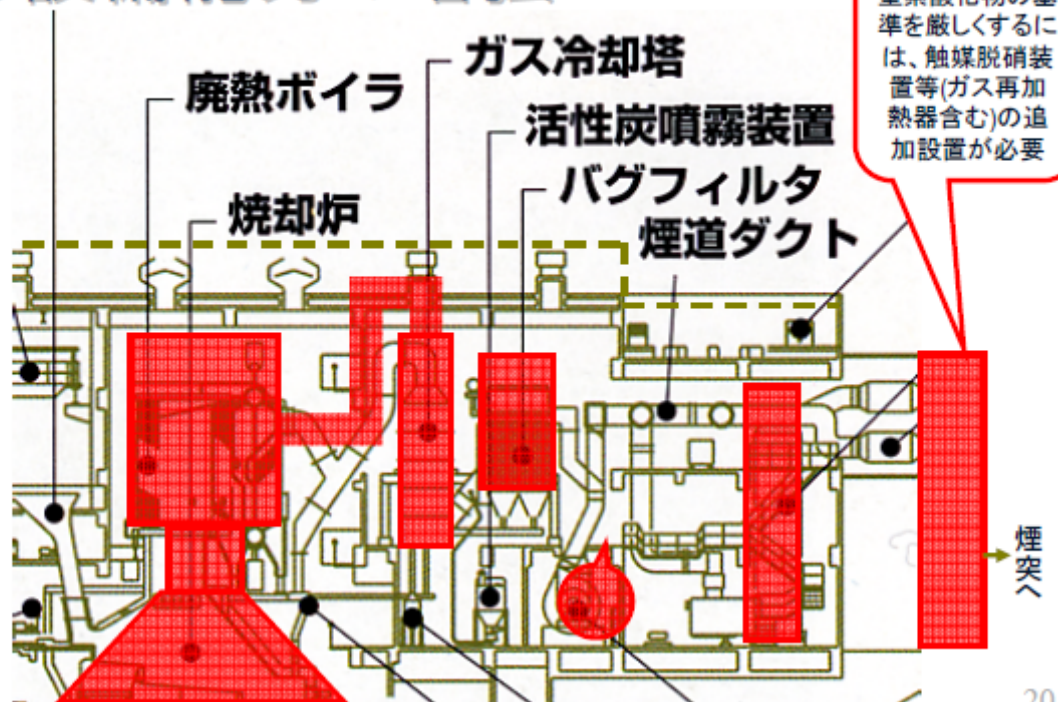


ボイラ伝熱面積や過熱器の  
能力増強が必要

近年の発電付き施設のボイラ蒸気条件  
使用圧力 3MPa~4MPa  
蒸気温度 300℃~450℃

15

### ●設備能力の増強



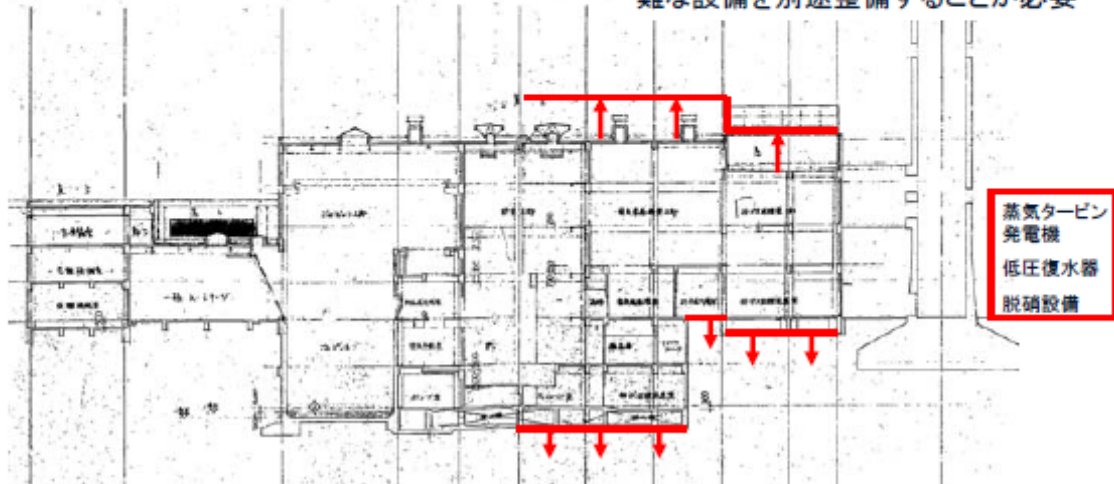
20

## ● 増強による 建屋への影響

● 設備のサイズアップに伴う高さ不足の解消のため増設が必要

● 設備・増設・補強等の荷重の変更に伴う耐震強度を含めた補強が必要

● 蒸気タービン発電機、低圧復水器、触媒脱硝塔など建屋内に追加設置困難な設備を別途整備することが必要



## ● 耐震の考え方

(耐震係数について)

(公共建築物構造設計の用途係数基準)

● エネルギー回収施設は、災害時や大地震が発生した場合であっても、その本来の機能を維持し、災害廃棄物処理しなければならない。そのため、地震に対する安全性をより高めるために、構造設計に際して、施設の用途に応じて耐震性能を割増すための用途係数を採用することとなる。

● エネルギー回収施設は、発電設備を設けることとなるため、その基準は、「発電用火気設備の技術基準」に合致させ、火力発電所としての工事計画を含め整備・管理を行う必要がある。

表一 耐震性に係る用途別施設の用途係数一覧

用途係数区分	施設の用途係数適用の理由	該当施設
1.5	大震災時には、消火・揺動・復旧及び情報伝達等の防災に係る業務の中心の拠点として機能する施設であるため。 放射性物質又は高圧蒸気等を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設で災害時に密着及び周辺的安全性を確保するため。	市庁舎関係施設、区庁舎関係施設、消防関係施設、土木関係施設、病院関係施設、災害対策関係その他施設、小中学校の体育館、試験研究施設、その他これらに類するものとする。
1.25	大震災時には、避難・復旧及び防災業務を担当するもの。 並びに市民共有の貴重な財産となるものを収蔵している施設であるため。	都市施設管理関係施設、衛生関係施設、学校関係施設、博物館等関係施設、社会福祉関係施設、文化的施設、市民生活関係施設、その他施設、その他これらに類するものとする。
1.0	用途係数区分が、1.5及び1.25区分に該当している施設以外の施設であるため。	公営住宅関係施設、本市の住宅系施設、事務所系施設、村営的施設、その他これらに類するものとする。

## 更新のあたっでの課題

### ● 建築関係の増強

- 荷重の増加分について  
(建物・補強・プラント分他)



鉛直方向力 → 常時鉛直荷重の増加について

- ① 柱・梁の応力が増加

: 既存の柱・梁の断面形状で増加した応力を 加えて検討した場合NGとなる可能性が大

- ◆ 補強の可能性

: 鉄筋コンクリート断面が決まっている中で鉄筋の増加やコンクリート断面の追加は稼働させながら困難。また、柱・梁壁等の追加は更に自重を増加させ補強が難しい

### ● 建築関係の増強

- 荷重の増加分について  
(建屋増・補強・プラント増他)



鉛直方向力 → 常時鉛直荷重の増加について

- ② 基礎に対する応力が増加

: 杭(直接基礎及び場所打ちコンクリート杭等)の杭部分の荷重増加

- ◆ 補強の可能性

: 杭断面の大きさは変更が不可能であり、杭の追加打設も既存の床構造があるため稼働させながら困難



## ● 建築関係の増強

### ● 地震時の水平方向力について (建物増・補強・プラント増他)



水平方向力 → 地震時の荷重した分の応力の増加について

#### ① 荷重の変化

: 荷重バランスと建物の剛性とのバランスに変化が生じて、更なる付加応力が生じ、柱・梁・壁の応力の増加となる

→ 既存の柱・梁断・壁面形状では応力に耐えられない可能性大

#### ◆ 補強の可能性

: 大規模な補強が必要となり、工場の運転を継続させながらの工事は困難、機器配置により補強方法の制約が生じる。

: 鉄筋コンクリート造の柱・梁・壁なので機械の大きさによって取り外したり除いたり不可能→機械の形状に制約が生じる、稼働させながらの設置作業も困難

26

## ● 更新にあたっての建屋の課題

● エネルギー回収施設とするには、能力アップが必要であるが、建築物がRC造のため、炉室のスペースの変更・確保が難しく、建屋構造上、施設を稼働させながら、耐荷重や耐震性の確保のための対策の変更対応が困難。

● 現状の焼却施設として既存の能力のまま設備・機器の入替は対応は可能ただし共通系の入替には課題が残る。

## ●解体工事に関する条件

- 焼却施設の解体工事では、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく対応が必要。
- 管理区域を設定し、作業場所を区切りを設け分離、養生した後、付着物除去、解体工事となり集じん、排水処理を行う必要がある。
- 更新・改造の場合は、他炉を稼働させながら炉室内の解体対象炉を区切る必要がある。

## ●解体時の課題



## ●更新工事にかかる課題

- 解体時には、ダイオキシン類ばく露防止の囲いが必要となるほか、解体用のクレーンや工事車両の作業範囲、動線を確保する必要があり、施設を運転しながらの更新は難しい。
- 共通系の設備を更新する際には、仮設が必要となる。特に、プラントの運転に必要な電気を供給する受電、配電、制御など、炉の稼働に必要な全ての設備を、仮設として設ける必要とある。
- もしくは、この間運転を止めるために、他施設への処理委託が必要となり、委託処理にかかる費用が発生する。(稼働させながらでも定期点検時等に処理委託が必要となる)

30

■資料編

## 武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という）と北町五丁目町会、緑町三丁目町会および緑町二丁目三番地域住民協議会（武蔵野緑町パークタウン自治会・武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会を総称する）（以下「乙」と総称する）は武蔵野クリーンセンター（以下「工場」という）の操業に関し、つぎのとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は「武蔵野市公害防止に関する条例」の精神に基づき地域住民の健康と安全、利益と権利をそこなうことのないよう、快適な生活環境を保全し整備することを目的とし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

（工場の規模および運営）

第2条 工場は、処理能力65トン（24時間）焼却炉3基と処理能力50トン（5時間）破砕機1基とし、甲は工場の操業に関し、つぎの事項を遵守する。

- （1）通常は2炉運転までとし、年始の運転は休止するものとする。ただし、休炉中も公害防止対策は怠らないものとする。
- （2）焼却対象ごみは、原則として武蔵野市内のごみとし、分別収集したものとする。なお、事業系持ち込みごみに対しては、分別の徹底を指導するものとする。

（公害防止対策）

第3条 甲は、工場の操業にあたり、公害関係法令を遵守するとともに、公害の発生を防止するための最善の努力をはらうものとする。

- 2 排ガス、排水、騒音、振動および悪臭については、別表に定める基準値を遵守しなければならない。
- 3 前項に掲げる基準値を超え、もしくは超えることが予想され、または環境を悪化する恐れが生じた場合は、甲は直ちに操業の短縮、操業の停止等の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその結果を乙に報告しなければならない。
- 4 甲は、工場施設の事故、故障等が発生した場合、速やかに乙に報告しなければならない。
- 5 公害防止技術の開発がされた場合、甲はそれらの技術の導入をはかることに努める。

（ごみ収集車対策）

第4条 甲は、ごみ収集車通行による公害を防止するために、つぎの措置を講ずるものとする。

- （1）ごみ収集車の運行管理について、適切な指導を行うものとする。
- （2）ごみ収集車は常に点検整備し、排気ガス等による公害防止に最善をつくすものとする。
- （3）ごみ収集車は随時洗浄し、清潔を保つ等臭気防止対策を講ずるものとする。
- （4）搬入路は清潔保持のため必要に応じて消毒を行うものとする。
- （5）ごみ収集車はクリーンセンター周辺道路上に駐停車しないこととする。

（公害の監視）

第5条 甲は、工場の操業状況、公害防止対策の実施状況等について乙に報告するとともに、関係資料等については公開するものとする。

- 2 乙が、工場への立入りを求めたときは、甲は、工場運営に支障がない限りこれに応ずるものとする。

（苦情処理）

第6条 甲は、工場の操業に関し、住民が被害を受けまたは住民から苦情の申し出があった場合には、速やかに必要な措置を講じ、施設の改善、被害の補償等誠意をもって解決にあたるものとする。

(健康診断)

第7条 甲は、地域住民を対象に、毎年1回環境健康診断を実施するものとする。

(環境保全)

第8条 甲は、工場周辺地域の環境保全に努め、防災に留意し、緑地の維持管理に努めなければならない。

(ごみの減量および資源化)

第9条 甲は、ごみの減量および資源物の可能な限りのリサイクルについて対策を講じ、ごみ減量、資源化意識の徹底をはかるものとする。

(運営協議会)

第10条 工場の適正な運営をはかるため、甲、乙、の連絡協議機関として「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を設置する。

- 2 運営協議会の構成、運営等に関する必要な事項は別に定める。
- 3 本協定第3条第3項および第5条第1項に定める報告は、原則として本条に定める協議会の会議において行なう。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する暫定協定書(昭和59年10月1日締結)は廃止する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書(昭和62年12月12日締結)は廃止する。

この協定の証として、この証書を4通作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年2月1日

甲 武蔵野市長

乙 北町五丁目町会会長

緑町三丁目町会会長

緑町二丁目三番地域住民協議会代表

別表(第3条第2項関係)

(1) 排ガス

項 目	基 準 値
ば い じ ん	0.03g/m <sup>3</sup> 以下
硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	30ppm 以下
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	150ppm 以下
塩化水素(HCl)	25ppm 以下

■資料編

(2) 排水

水質項目	基準値	水質項目	基準値	
温度	45℃未満	カドミウム含有量	0.1 mg/ℓ未満	
水素イオン濃度(PH)	5.1以上9未満	鉛含有量	1 mg/ℓ未満	
生物学的酸素要求量(BOD)	600mg/ℓ未満	クロム(6価)含有量	0.5 mg/ℓ未満	
		砒素含有量	0.5 mg/ℓ未満	
浮遊物質(SS)	600mg/ℓ未満	総水銀含有量	0.005mg/ℓ未満	
ノルヘキシン抽出物質含有量	鉱油	5 mg/ℓ未満	クロム含有量	2 mg/ℓ未満
	動植物油	30mg/ℓ未満	銅含有量	3 mg/ℓ未満
沃素消費量	220mg/ℓ未満	亜鉛含有量	5 mg/ℓ未満	
フェノール類含有量	5mg/ℓ未満	鉄(溶解性)含有量	10mg/ℓ未満	
シアン含有量	1mg/ℓ未満	マンガン(溶解性)含有量	10mg/ℓ未満	
アルキル水銀含有量	検出されないこと	弗素含有量	15mg/ℓ未満	
有機磷含有量	1mg/ℓ未満	P C B 含有量	0.003mg/ℓ未満	

排水基準の変更に伴い 鉛含有量 1mg/ℓ未満 → 0.1mg/ℓ未満

砒素含有量 0.5mg/ℓ未満 → 0.1mg/ℓ未満 に変更

平成7年2月1日より

平成10年2月16日運営協議会にて報告

(3) 騒音・振動

		単位	基準値	備 考
騒音	朝夕	ホン(A)	45	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後11時まで
	昼間	ホン(A)	50	午前8時から午後7時まで
	夜間	ホン(A)	45	午後11時から午前6時まで
振動	昼間	デシベル	60	午前8時から午後7時まで
	夜間	デシベル	55	午後7時から午前8時まで

騒音・振動基準値は敷地境界線上でのものである。

(4) 悪 臭

場所 区域の区分	敷地境界		
	第1種区域		
悪臭物質 臭気強度	2.5		
アンモニア	1ppm	臭気濃度 排出口 敷地境界 300 10	
メチルメルカプタン	0.002ppm		
硫化水素	0.02ppm		
硫化メチル	0.01ppm		
トリメチルアミン	0.005ppm		
アセトアルデヒド	0.05ppm		
スチレン	0.4ppm		
二硫化メチル	0.009ppm		

悪臭基準値は敷地境界線上でのものである。

# 武蔵野クリーンセンター運営協議会要綱

最終改正 平成17年4月1日

## 1 目的及び名称

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と武蔵野市相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、武蔵野クリーンセンター運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

## 2 活動

この協議会は、目的の達成のため、次の活動を行う。

- (1) 武蔵野クリーンセンター運営状況の監視
- (2) 地域住民の理解を深めるための広報活動
- (3) 環境の整備及び維持並びに福祉の増進のための活動
- (4) その他、目的を達成するために必要な諸活動

## 3 構成

この協議会は、次の委員で構成する。

### (1) 地元委員

吉祥寺北町五丁目町会選出委員 3人

緑町三丁目町会選出委員 3人

緑町二丁目三番地域住民協議会選出委員 3人

### (2) 市委員

環境生活部長及びクリーンセンター所長

## 4 役員の選出

地元委員の中から会長1人、副会長1人、会計2人及び会計監査1人を選出し、任期は1年とする。

## 5 運営

運営の細目は、この協議会で協議のうえ決定する。

## 付 則

この要綱は、昭和59年12月25日から実施する。

## 付 則

この要綱は、昭和60年10月1日から実施する。

## 付 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 後十年程で満杯になり、次の予定はない 最終処分場の問題

### ごみの最終処分地を求めて

武蔵野市のごみの最終処分の歴史を振り返ると、昭和20年代の食生活の苦しい時代でもごみ処理は行われていました。市内の農家や爆弾の穴などに投棄したり、多摩村菊池焼却場で焼却された後、埼玉県武蔵町の町有地を借りて埋立処分を行うなど、最終処分地の確保には苦労してきました。

昭和46年、武蔵野三鷹地区保健衛生組合での共同処理中止以降は民間業者による委託処分に切り替えてきましたが、当時、羽村・瑞穂両町にある砂利穴に処分が集中したため、ごみ公害の改善要望が各市に出されました。これを受け武蔵野市を含む21市2町が廃棄物終末処理対策協議会を組織し、その対策に当たってきました。

昭和59年、羽村処分地は周囲をコンクリートで囲めた上に防水シートを敷き詰めるなど、公害防止策を講じて閉鎖しました。

### 広域廃棄物処分場の開場

多摩地区27市町の自治体は、共通の課題であるごみの埋立地確保に向け、昭和55年さらに大きな「東京都多摩地区廃棄物広域処分組合」を設立し、地元の町や住民の協力を得て、ようやく59年4月、日の出町に谷戸沢廃棄物広域処理場を開場しました。

各市町は減量対策を進めましたが、こども平成9年度中に満杯になり、平成10年には日の出町のみなさんのご理解とご協力によって、新たにほぼ同規模の二ツ塚廃棄物広域処理場が日の出町に完成、武蔵野市も焼却灰や粉砕、減容した不燃ごみの埋め立てを始めました。しかし、この次の処分場の確保は大変困難な状況で、最終処分場の延命のためにも、ごみの発生抑制・資源化がさらに求められています。

### 最終処分場に搬入している市町



後10年程で満杯になる二ツ塚最終処分場（平成15年頃のようす）。

### 武蔵野市のごみ減量の取り組み

昭和53年1月	古紙の資源化(新聞紙、雑誌、段ボール)
9月	空き缶、空きびんの資源化
平成4年11月	プラスチックの減容施設移動
9年10月	事業系ごみの有料化
11年10月	サンパリエ桜塚の生ごみ資源化
12年7月	容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトル・その他プラスチック類の分別収集開始
13年4月	家電4品目のリサイクル法施行
10月	粗大ごみシール制の導入
15年4月	ふれあい・狭あい道路の戸別収集
10月	埋立ごみ(資源化できないプラスチック類を含む)の焼却開始
10月	パソコンリサイクル法施行
16年8月	収集袋に入るプラスチック類は、可燃ごみとして収集
10月	家庭ごみの有料化・戸別収集開始

### 埋立ごみの問題

現在、最終処分場は三多摩の25市1町が搬入し、各団体に対して年度毎に搬入配分量が定められています。近年ごみ中のプラスチック類が増加し、これらは軽くて容積が大きいため武蔵野市の搬入量は毎年超過し、雪だるま式に貯まっていきました。配分量を上回ると莫大なペナルティ料を払わなくてはなりません。武蔵野市では、埋立量を減らすために焼却灰の資源化を検討し始めました。

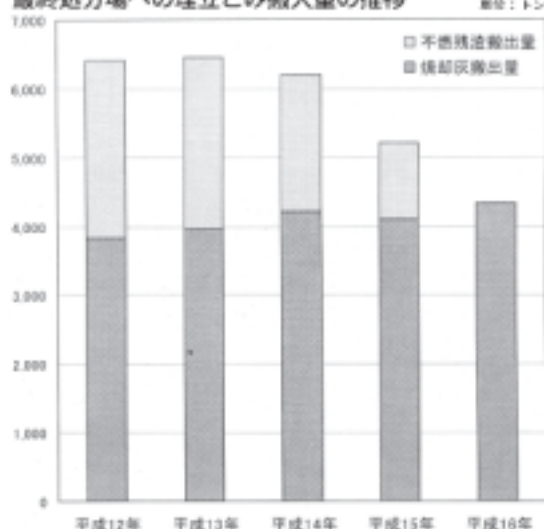
### 桜川村での焼却灰資源化試行

埋め立てる焼却灰を減らすため、武蔵野市は焼却灰資源化試行事業として、株式会社テクノジャパン桜川実験プラントに焼却灰を研究のために提供、焼却灰を加工し有害物が溶出しにくいニューハードにし、セメント系固化資材として軟弱地盤、道路等に使用される予定でした。しかし、テクノジャパンには問題があり、この事業はうまくいきませんでした。

運営協議会でもこの問題が議論され、平成9年にテクノジャパン桜川研究所を視察しましたが、施設の敷地は狭く、周囲には枯木、濁った田んぼの水に、信頼できる事業なのか不安な思いがしました。

平成10年、テクノジャパンの倒産によりこの事業は中止になりました。その後、江戸崎町の倉庫の持ち主より倉庫賃料の滞納とニューハード(製品名)の鉛分について裁判が起こされました。焼却灰を搬入した武蔵野市を含む自治体が訴えられ、平成17年に和解、その処理費用を武蔵野市も負担しました。運営協議会で問題にしてから、10年経過しての決着でした。

最終処分場への埋立ごみ搬入量の推移



### 後がない最終処分場

平成12年容器包装リサイクル法により、資源化のシステムができて、容器プラスチック類の分別が開始されました。平成15年資源化できないプラスチック類の焼却により、埋立ごみの容積を小さくし、家庭ごみの有料化などでごみの減量、資源化が進められました。最終処分場の基準や配分量も守れるようになりましたが、ごみがなくなるわけではありません。二ツ塚最終処分場は10年ほどで満杯、この後の埋立用地はありません。

今後さらにごみの資源化を推進し、環境負荷が少ない適正な処理をする必要があります。武蔵野市は、ごみの収集・処理過程で、ごみ収集車の天然ガス車への移行やクリーンセンターの環境対策など、環境への負荷が少ない方法を積極的に採用しています。また、資源回収システムの強化や最終処分場の有効活用のためのエコセメントを中心とした焼却灰の資源化に取り組んでいます。

運営協議会では、桜川村の経験を忘れず、エコセメント事業についても客観的に信頼できる事業か、しっかり見守っていく必要があります。



二ツ塚処分場をバスから視察する3団体住民。



## クリーンセンター周辺地域への影響 収集方法の移り変わり

### 試行錯誤の分別方法 および事業系ごみの有料化

クリーンセンター建設後、粗大不燃処理施設で金属類の機械選別が可能になり、金属も不燃物も混入して排出してもよいとされた時期がありました。しかし、さまざまなものが混じり合った中では空き缶などの純度が落ち、有価物としての価値が下がり、逆有償（経費を支払って引き取る）という現象がおき、空き缶類は分別収集となりました。

さらに、事業者の減量を促進するため事業系ごみの有料化が実施されました。また、流通の変化や便利な使い捨て容器の登場により、プラスチック類がごみとして排出されるようになり、ごみの6割を占めるようになりました。

これら容器類の発生を抑制する法律が公布され、武蔵野市も平成12年7月から実施になりました。この法律が「容器包装リサイクル法」です。

武蔵野市はこの法律にのっとり、プラスチック容器類の資源化のため、分別を始めました。

### プラスチック類の分別変更

容器包装リサイクル法によってプラスチック類の資源化は進みました。しかし、最終処分場への配分量の算出方式が変更され、武蔵野市はさらに搬入量の削減が必要になってしまいました。

その対策として、プラスチック類を含む埋立てごみ焼却が提案され、試験焼却や周辺住民への説明会を経て、平成15年10月より焼却が始まりました。

### 戸別収集と家庭ごみの有料化へ

平成16年10月から、ごみの収集がごみ停収集から戸別収集に変わり、一部を除いてごみ停・ごみ集積所が廃止されました。その結果、通行する車にごみをつぶされたり、犬・猫・カラスによる被害で道路いっぱいにごみが散乱した状態は少なくなりました。

また、ごみ停や集積所の近隣の人たちへの迷惑や不法投棄も少なくなり、町全体がきれいになりました。なお、家庭ごみの有料化も同時に始まり、不燃ごみが7割近く減りました。

### 最近のごみ収集の移り変わり

平成6年	発泡スチロールとペットボトルの拠点回収開始
9年	容器包装リサイクル法施行
10月	缶の分別収集再実施 週1回「資源の日」設定。
12年7月	容器包装リサイクル法に基づき、 ペットボトル・その他プラスチック類の分別収集開始 可燃ごみ収集が週2回、「資源の日」週2回に。
13年4月	家電4品目のリサイクル法施行
10月	粗大ごみシール制の導入
15年4月	ふれあい・狹あい道路の戸別収集
10月	パソコンリサイクル法施行
16年8月	資源化できないプラスチック類は、 可燃ごみとして収集
10月	家庭ごみの有料化・戸別収集開始

### 収集方法の変化にともなう問題

ごみの増加や変化とともにごみ問題も深刻化し、武蔵野市はごみ減量のためにさまざまな対策を講じてきました。ごみの収集方法や処理が変われば、中間処理施設であるクリーンセンターの対応も変わるため、運営協議会ではその都度協議してきました。

例えば、平成12年に武蔵野市で容器包装リサイクル法施行の際、プラスチック容器包装と製品の分別が市民にはわかりづらく、ごみ収集の混乱が心配されました。市も「ごみの出し方が変わりました」と広報しましたが、実施当初、予想以上に回収されたプラスチックの容器類や製品類が、クリーンセンター構内の洗車場に緊急避難的に山積みになりました。この収集分は分別が悪く、洗っていない汚物の付着したままで、7月の暑い盛りに一刻も早く処理をしないと大変なことになる状態で、運営協議会委員もこの光景に呆然としました。市の職員が汗だくで4日間処理をし、難局を乗り切りました。

このようにクリーンセンター周辺の地域には、収集方法の変更に必要な周知と細心の注意を払わなければ、臭いの発生、汚物から出る蠅類の飛来など、直接、間接的に負荷がかかってくるのです。

運営協議会では、収集方法が変わるたびに市民一人ひとりのごみの分別が徹底できるよう、市民に対してPRと事業者に対してごみの発生抑制を、市に求めています。

## ごみを出す市民のモラルが問われる 粗大不燃ごみ処理施設の爆発事故

### 爆発事故の発生と原因

クリーンセンターの稼働以来、粗大不燃ごみ処理施設で、大小合わせて10回ほどの爆発事故が発生しました。周辺地域に影響のある事故はありませんが、大きな爆音がしたり震動を感じることもあり、住民にとっては大きな事故にもなりかねないと不安です。

爆発の原因としては、ごみの中に混入された高圧ガスボンベが破砕機内で爆発したものがほとんどで、ごみを出す市民のモラルが問われる問題です。

小型の卓上ポンベでも「有害ごみ」として出すもの、プロパンガスやアセチレンガスポンベは市で処理できないものです。それをわからないように可燃や不燃のごみに混入するのですから悪質です。

### 爆発事故の影響

一度爆発事故が起きると、ごみ処理に大きな影響をきたします。今までに大きな事故は3度ありましたが、機械が大きく破壊され事故後のごみ処理はできなくなり、復旧までに多大な費用がかかりました。

平成16年9月末の事故では負傷者も出てしまい、復旧までの2週間は人海戦術でごみ処理を行い、約4500万円も費用を要しました。心ない市民が分別を怠ったために13万市民のごみ処理ができなくなるうえに、復旧に高額な税金が使われるのです。ほんの少しごみの出し方や分別を配慮すれば、爆発事故は防げるのです。市民の財産であるクリーンセンターを今後も大切にしなければなりません。

### 求められる安全対策

クリーンセンターでは、消防署と協力して頻繁に消防訓練を行っています。また、事故が発生した場合は、現地を確認し、消防署へ通報し、ただちに周辺地域代表である運営協議会委員へ状況を連絡します。必要に応じて広報車を出すこともあります。

その後の経過は、運営協議会に報告されます。クリーンセンター周辺の住民にとって爆発事故は脅威です。運営協議会で地域住民は、繰り返し起こる事故について、市民にごみ出しのルールを守るよう徹底した周知、事故が2度と起きないように十分な安全対策を市に対して求めています。

### 主な爆発事故発生状況

年月日	原因	復旧費用
昭和61年 7月24日	卓上カセットボンベの破片 約10本発見	約300万円
昭和61年 12月23日	プロパンガスボンベ 2本発見	約500万円
平成6年 4月7日	プロパンガスボンベ 1本発見	約2500万円
平成10年 4月6日	不明	約3400万円
平成16年 9月28日	アセチレンガスボンベ (推定)	約4500万円

### 爆発事故の対策

- 1. 市民等（排出者）に対する啓発PR**  
新聞折り込みチラシ、市報、ケーブルテレビ・むさしのFMで放送
- 2. 収集業者に対する研修会の実施**  
主収集関係者に対し注意を促す。収集車乗務者に対し周知チラシの配付。収集時でのごみの確認。
- 3. 市内工事関係者へ指導強化の要請**  
市内水道設備団体、武蔵野建設業協会、武蔵野商工会議所へ周知徹底文書提出。
- 4. 東京都等への指導強化の要請**  
東京都に対し、高圧ガスボンベの適切な取扱いが図られるよう要請したところ、関係機関に周知徹底を依頼した。
- 5. クリーンセンター施設としての改善**  
監視カメラの改造および増設。ガスおよび炎検知器の設置。希釈送風装置の設置。



爆発事故で大破して大きく歪んだ設備。

## 現在の施設を大切に、徹底した維持管理で クリーンセンターの更新

### 施設の改修工事

苦難の道を歩み昭和59年に稼働したクリーンセンターは、当時の公害に関する諸法律を満たす最新設備を設置し、計画的に整備計画を立て毎年計画的に予防保全のため定期的に施設整備を実施してきました。しかし、十数年経過した時点で、主要設備に経年劣化による腐食と、磨耗や耐用年数を迎える機器類が生じ始めました。また、平成9年頃からダイオキシン類が社会問題化にもなってきました。

今後も適正に施設を使用するうえで、定期的な整備や補修では不十分なため、クリーンセンターは、基幹的施設整備およびダイオキシン類削減対策整備を行い、施設の更新や改修により延命化を図る目的で、平成8年から5カ年計画で、約44億円をかけて事業の見直しを行いました。

主な事業内容は、以下のようにダイオキシン類削減という新たな対策に重点を置いています。

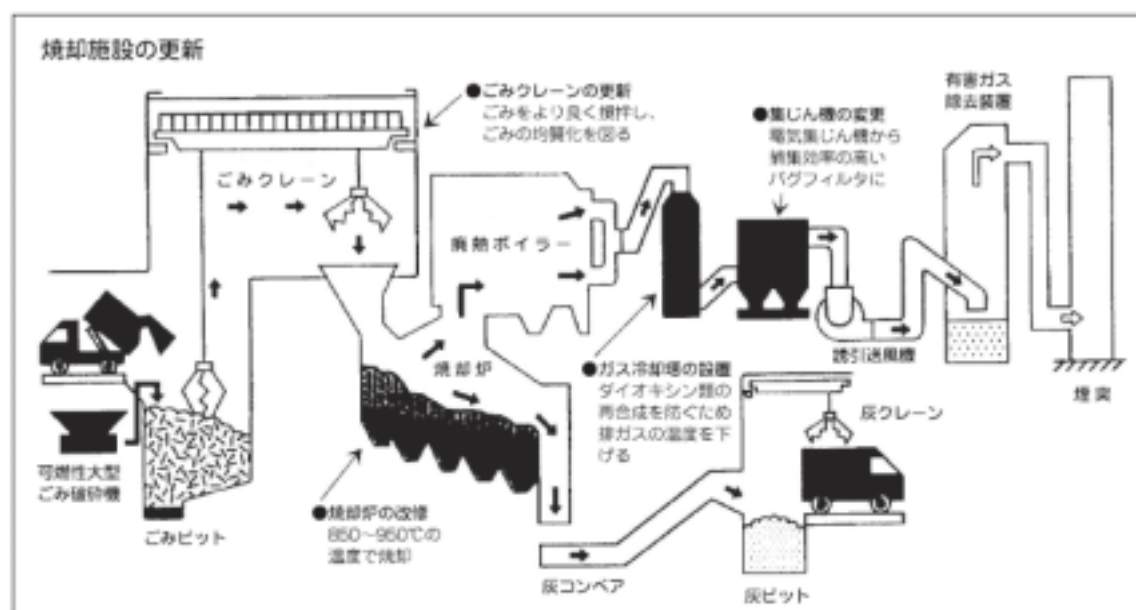
- ①ごみクレーンの自動化
- ②燃焼施設の改造
- ③燃焼ガス冷却設備の設置…排ガス冷却塔の設置
- ④排ガス処理施設の構造変更…ダイオキシン対策のためのバグフィルターの設置
- ⑤通風設備の更新 等

### 改修後の経過

クリーンセンターの改修工事は、通常のごみ処理が滞らないように、5カ年に渡って焼却運転計画整備事業の整合性を保ちながら、平成12年に改修を終えました。

改修後の測定でも、ダイオキシン類削減の効果は現れており、その後は施設の定期的整備をしながら安定したごみ処理が行われています（詳細はダイオキシン対策のページを参照）。また、建設当初予想されていた以上に、施設の状態は良好で、後10年はもつといわれています。できるだけ長く稼働できるように施設を大切に使うために、市民もごみの分別や減量に努めることが必要です。

運営協議会では、この間、常に改修状況が報告され、時には施設内を見学しながら、安全に改修が行われているか見守ってきました。重要なが難しい改修内容を広報「運営協議会だより」に繰り返し掲載するなど、地域住民に理解できるようわかりやすく伝える努力をしています。



# ダイオキシン類削減対策

※ 1 ナノグラム (ng) = 10 億分の 1 グラム  
1 ピコグラム (pg) = 1 兆分の 1 グラム

## ダイオキシン類についての心配

ダイオキシン類の問題は施設建設当時から検討されてきましたが、平成10年9月大阪府豊能郡能勢町のごみ焼却施設「美化センター」で、高濃度のダイオキシン類が検出され、新聞・テレビなどが大きく報道し、社会的に大きな問題になりました。周辺地域の住民はもちろん、今までごみ問題に無関心だった住民の間にも不安が広がりました。

その焼却施設と一部同型のものが、全国に37か所あり、武蔵野クリーンセンターも同型であることから、厚生省や環境庁の調査や指導が東京都を通じて行われました。

## クリーンセンターの対策

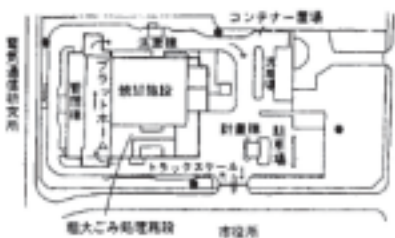
能勢町の「美化センター」と開放型冷却塔（洗浄後の排ガスを冷却する所）が同型とはいえ、焼却施設の運転方法が大きく違い、比較になりません。

また、ダイオキシン類濃度が厚生省基準の80ナノグラムに対して、クリーンセンターは6.5ナノグラムで下回っているものの、これでは平成14年度の濃度基準5ナノグラムをクリアできないため、平成8年から行っている施設改修事業のなかで、焼却炉の改修と排ガス処理施設の構造変更を以下のように行いました。

1. 焼却炉の更新（高温焼却によりダイオキシン類発生を大幅に削減する）
2. バグフィルターを設置（電気集塵器に替えて新たに高性能フィルターを設置）
3. 排ガス処理施設の変更（開放型冷却塔から密閉型冷却塔に変更することによって排出濃度の更なる削減を目指す）

このような対策により、連続高温焼却の実施および排ガスの排出濃度低減が可能になりました。

クリーンセンター内の土壌調査地点



クリーンセンター周辺の  
土壌中ダイオキシン類測定結果

年度	土壌1グラム中の測定値 (pg-TEQ)		
	緑町ふれあい広場 (緑町3丁目) 煙突から約130m	武蔵野市民公園 (緑町2丁目3番) 煙突から約200m	大野田小学校 (吉祥寺北町4丁目) 煙突から約270m
10	7	46	21
11	8.2	36	19
12	11	45	17
13	7.1	33	16
14	11	34	15
15	9.4	33	44
16	29	37	15

※基準(環境基準)は、ダイオキシン類対策特別措置法で1,000 (pg-TEQ)以下。

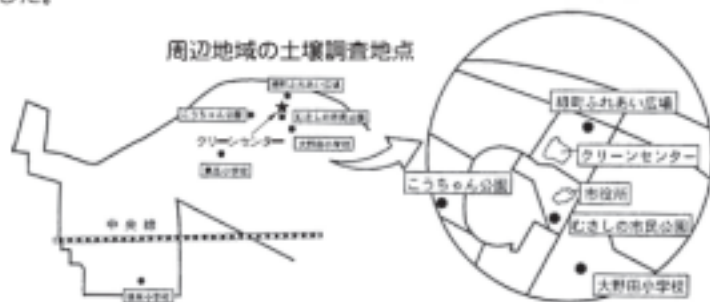
## 土壌調査の実施

東京都の指導に基づいて、クリーンセンターでは施設内の土壌調査が行われ、これを契機に、運営協議会としては「クリーンセンター敷地内だけでなく周辺の土壌も調査してほしい」と要望して、周辺3地域を含む市内6地点で、平成10年より土壌調査が毎年委員立ち合いで行われるようになりました。

採取された土壌は、市が委託した専門機関に運ばれ分析されます。運営協議会の委員研修で、専門機関を見学しましたが、難しくよくわからないものの信頼できる施設であると感じました。しかし、長年同じ所に任せるのはよくないと、運営協議会の要望で平成15年から別の専門機関に変更しました。

調査の結果はすべて運営協議会で報告され、市民にも公開されています。今までの分析結果は、当面安全であることが確認されています。

周辺地域の土壌調査地点



## 地域住民の苦渋の決断

# プラスチック類(資源化できない)の焼却

資源化できないプラスチック類を含む

### 埋立ごみ焼却までの経過

平成13年

7月 最終処分場から、武蔵野市の埋立ごみ中に不適物が多く混入していると指摘を受ける。

10月 運営協議会に処分場の現状と埋立ごみの処理検討を説明。

12月 運営協議会に埋立てごみの試験焼却の申し入れ。最終処分場から、搬入ごみの減量化について通知を受ける。

平成14年

1～3月 試験焼却について周辺住民へ説明会開催

2月 市議会へ試験焼却について説明

3月 運営協議会だより(31号)で「プラスチック焼却を考える」特集で周辺住民に周知

5月 市報で試験焼却実施を市民に周知

第1回試験焼却実施(7日間)

8月 試験焼却の結果を運営協議会と市議会厚生委員に説明

10月 運営協議会に第2回試験焼却について説明

11月 市議会厚生委員会に同じく行政報告

平成15年

1月 第2回試験焼却実施(4日間)

3月 試験焼却の結果を運営協議会と市議会厚生委員会に報告。

4月 全市民に試験焼却の結果を市報で周知。埋立ごみ中の不適物が多く混入していると指摘を受ける(5月下旬まで手作業で除去)。

5月 粗大ごみ処理施設内で手選別コンベアを設置、8人体制で不適物の除去作業開始。

6月 クリーンセンターのお知らせ5・6号で、周辺住民に最終処分場の現状と埋立ごみの焼却実施予定を周知。埋立ごみ焼却実施について市議会厚生委員会に報告。

7月～9月 周辺住民及び全市民へ対して埋立ごみ焼却実施について説明会開催

9月 市報・運営協議会だより(34号)で埋立ごみ焼却実施について周知。

10月 埋立ごみ焼却開始(1日より)

平成13年10月の運営協議会で、「最終ごみ処分場でのさまざまな問題から処分量を早急に大幅に減らさなければならない危機的状況にあり、その解決策として粗大ごみ処理施設を更新、その一環としてプラスチック焼却の方向で検討したい」と、クリーンセンターから提案がありました。そのためにはまず試験焼却を行って安全を確認し、そのデータに基づき必要な施設の更新を検討したいということでした。

しかし、協定書に基づきクリーンセンター操業に関するものの変更は、周辺住民の同意が必要です。

こうしてプラスチック焼却について、2年半に渡る運営協議会の長く厳しい検討が始まりました。

## 最終処分場の問題

それまでクリーンセンターでは、可燃ごみを焼却処理した灰と、不燃ごみを15センチメートル程に破砕したものを合わせた埋立ごみを、最終処分場に埋めていました。武蔵野市が使用している日の出町の二ツ塚最終処分場は、地元住民の方々のご理解とご協力で建設され、16年の使用期間で平成10年から埋め立て開始になりました。

しかし、後10年程で処分場も満杯になる見込みで、次の処分場建設は不可能なことから、最終処分場の延命化が必要となっています。

## 武蔵野市のごみの問題

武蔵野市には、さらに緊急に解決を迫られている問題がありました。

### ①プラスチックの埋立ごみの量が多い

最終処分場では、使用している各市に対して、埋立ごみ搬入量の割り当てがあり、延命化のために年々縮小されてきています。

武蔵野市は、商業地域の吉祥寺があるため処分量が多く、搬入配分量を大幅に超えているうえ(参加自治体の中でワースト2)、さらに削減を求められていました。この配分量は埋め立てる容量の大きさによって容積で換算されています。武蔵野市の埋立ごみの重量は何年もほぼ同じでしたが、軽いけれどもかさがあるプラスチック類のために容量が増加していました。

同じように発生量の多くても埋立量が少ない市が



燃やすごみの中に混入していた乾電池や金属類。一日約900キログラム(コンテナ8杯)になります。



処分場で指摘を受けた15センチメートル以上の違反物。スニーカーなどゴム製の靴類が目立ちます。

平成15年4月23日、ニッ塚最終処分場より、埋立ごみに不遇物が多く混入していると指摘を受けて、緊急に4月24日～5月19日までの2週間、ごみ収集を終えてから夜まで、職員25人体制で手選別で除去作業を行いました。



その後、5月20日より手選別ラインを設置し、8人体制で除去作業を行いました。狭いスペースに冷房もない悪臭の中、特に夏は過酷な作業でした。

いくつもありますが、それは処理方法を変更してプラスチック類を焼却するようになったからです。

#### ②埋立ごみ中の混入物が多い

平成10年5月から何度も、焼却灰中に乾電池や金属類が多く混ざっていると最終処分場に指摘されてきました。破砕機のすき間から抜けた自転車のタイヤやスニーカー等ゴム製の靴類が多く含まれるようになったため、搬入が止められ、改善要請文が出されるようになりました。

これに対して手作業や機械類のふるいで大きな金属類を取り除きました。夜間2か月、職員が手作業で乾電池除去作業を行ったこともありました。また、金属類の除去装置を設置したり、広報で市民に分別と混入防止のPRに努めました。

武蔵野市は、容器包装リサイクル法により容器プラスチック類の資源化を進めましたが、最終処分場への埋立配分量変更でさらなる削減が求められ、大きな効果を上げることができませんでした。

## クリーンセンターの課題

ごみ処理の基本は、まずごみの発生抑制、次にごみの資源化ですが、この問題は時間の余裕がなく、クリーンセンターで処分できる方法を検討しなければなりません。

課題は、①15センチメートル以上の粒度違反の大きさのものや取りきれなかった金属類の回収を強化して混入物をなくすこと、②埋立処分量の削減です。

①の解決には、粗大ごみ処理施設の改造と二次破砕機の設置が必要です。②の解決には、資源化できないプラスチック類の焼却が他施設で処理するしかありません。また、粗大ごみ処理施設の改造はプラスチック類の処理方法によって変わります。

施設の運営にあたって処理施設の変更や処理方法を変更する場合、事前に周辺住民と十分に話し合いをすべきと「クリーンセンター操業に関する協定書」に定められているため、運営協議会で協議しました。

その結果、今後の検討のためにもとりあえず試験焼却をしてみることにし、住民に理解できるように説明を要望、平成14年1月から3月にかけて、説明会が行われました。

## 周辺住民説明会

説明会では武蔵野市のごみの危機的現状、資源化できないプラスチック類の焼却が必要なこと、試験焼却の安全性などについて説明されましたが、住民にとって、今まで燃やせば有害というから分別してきたプラスチックごみの焼却には、大変抵抗がありました。しかも可燃ごみと一緒に燃やすが分別は変わらないこと（平成16年から燃やすごみに分別変更）や専門的な内容に対して、難解なものでした。

主な質問には、「靴を別収集できないか？靴の問題とプラスチック類の焼却はどのような関係があるのか？」「ダイオキシン類対策は大丈夫か？」「分別はどうなるのか？」といった内容でしたが、他にも市のごみ減量対策、周辺住民や市民への情報の周知方法など、意見や要望も多く出されました。

意見や要望は、「情報公開を進めて市全体で協議すべき」「ごみ減量・分別の運動に逆行してごみの増加にならないか。まず減量・資源化が大切」「市や議会にごみ減量の姿勢や方針が見えない。ごみの発生抑制のために、国・製造元への要請をしていくべき」「市民にもっとごみ問題をアピールして」などが出されました。

周辺住民にとってやりきれない雰囲気やぬぐえないまま、試験焼却を行うことになりました。



周辺住民説明会には、大勢の住民がつけかけました。



説明を聞きながら、試験焼却開始を見守る周辺住民。

## 試験焼却の実施

試験焼却は、平成14年5月18日～24日の7日間、以下の方法で試験焼却が行われました。

### ●試験方法

- ① 不燃ごみを破砕処理する。
- ② アルミ、鉄など金属類を磁選機で取り除く（金属は資源化）。一部のプラスチック類は減容機で圧縮する。
- ③ ②で処理され、埋立ごみになった状態のものを可燃ごみピットに入れ、よく混ぜて焼却する。

こうしてダイオキシン類、塩化水素、窒素酸化物などを測定し、焼却時の変化を比較します。同時にごみ質調査も行い、ごみの変化も調べました。これらの測定は計量資格のある、市と利害関係のない専門機関が行いました。

8月に出た結果は、ダイオキシン類や排ガスに含まれるその他の有害物質の分析でも、通常の運転時と変わりなく、すべて基準値以下の数値でした。

クリーンセンターでは、今回使用しなかった2号炉のデータを取り、さらに信頼性を高めるために、平成15年1月14日～17日の4日間、2回目の焼却試験を行いました。3月に出た結果も前回同様、通常運転時と変わらない基準値以下の数値でした。

## 周辺住民の苦渋の選択、焼却実施へ

武蔵野市が試験焼却のデータ解析を依頼した、小島紀徳教授（成蹊大学工学部応用化学科）の見解によると、「高温による窒素酸化物の発生抑制対策と埋め立てごみ中の金属類混入防止対策が必要であるが、周辺地域への環境負荷の増大は見られない」とのことでした。

その結果、周辺住民は、資源にならないプラスチック類を焼却するという苦渋の選択を余儀なくされました。焼却実施にあたって住民からは、市民への説明会の中でごみの分別・減量や資源化をすすめるようPRを十分すること、ごみの製造元などへもごみの発生抑制を求めることなどを強く要望しました。

平成15年7月から武蔵野市は、市報で市民に知らせ、市内全域で実施説明会を開催、10月から実施となりました。

## 試験焼却のダイオキシン類測定結果

場 所	単 位	第 1 回試験焼却					第 2 回試験焼却			通常平均値 (14年度)	基準値	
		H14. 5/21	H14. 5/22	H14. 5/23	H14. 5/24	第1回 平均値	H15. 1/16	H15. 1/17	第2回 平均値			
1 号 炉	集じん器入口	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1.7	-	-	1.7	1.7	1.6	1.9	1.8	1.4	-
	集じん器出口	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.016	0.013	0.0069	0.011	0.012	0.028	0.020	0.024	0.0077	-
	煙 突	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.14	0.12	0.16	0.17	0.15	0.047	0.067	0.057	0.16	5
2 号 炉	集じん器入口	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	休炉中					2.3	1.8	2.1	1.1	-
	集じん器出口	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	休炉中					0.017	0.014	0.016	0.034	-
	煙 突	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	休炉中					0.044	0.075	0.060	0.16	5
3 号 炉	集じん器入口	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.23	-	-	1.2	0.72	休炉中			0.47	-
	集じん器出口	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.017	0.015	0.016	0.018	0.017	休炉中			0.015	-
	煙 突	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.22	0.27	0.29	0.33	0.28	休炉中			0.23	5
	焼 却 灰	ng-TEQ/g	0.074				0.16			0.035	3	
	ばいじん	ng-TEQ/g	2.4				4			3.1	3(*1)	
	放 流 水	pg-TEQ/l	0.57				0.31			0.17	10	

\*ばいじんは、固化処理することにより基準なし。

## その後の経過

ダイオキシン類をはじめ、他の有害物質も焼却前と大きな違いは見られず、環境に対する影響は変わらないけれど、以前から警告を受けてきたゴム靴などの不適物の混入はなくなり、資源にできないプラスチック類を燃やしたことでかさが減りました。

したがって最終処分場へのトラック台数、最終処分場へ搬入する埋立て量が大幅に減りました。この点では大きな効果が出ていると言えます。

また、クリーンセンターは、埋め立てごみ焼却に伴い粗大ごみ処理施設を改善し、磁選機の改善、銅やステンレス等の機械で取れないものに対して手選別室を設置しました。

武蔵野市はごみの減量・資源化対策を進め、平成16年8月から一部ごみの分別を変更し、容器包装以外のプラスチック製品は燃やすごみになりました。さらに、10月から「家庭ごみの有料化」が実施され、燃やすごみと燃やさないごみは、有料になりました。

施設周辺地域としては、分別方法の変更で燃やすごみになったプラスチック類の増加によるダイオキシン類の数値への影響、焼却炉への負担などを心配していました。しかし、現在までのごみの回収量の状況は、燃やさないごみの激減とともに燃やすごみもやや減少しています。

これは「家庭ごみ有料化」と「戸別収集」の実施とその際に市内各所で行われた説明会の効果で、プラスチック容器類や古紙類の分別・資源化が大きく増加したためと見られます。

今後、環境を守るためには、焼却による有害排出物を出さない、埋立ごみを減らすよう、引き続き分別・資源化を進め、さらにごみを出さない努力が大切です。

## 埋立てごみの焼却前と後のデータ比較

		基 準 値	埋立ごみの焼却前			埋立ごみの焼却後		
			1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
排 ガ ス	ダイオキシン類	5ng以下	0.060ng	0.11ng	0.042ng	0.042ng	0.066ng	0.11ng
	一酸化炭素	100ppm以下	27ppm	22ppm	25ppm	22ppm	21ppm	26ppm
	燃 焼 温 度	800℃以上	907℃	957℃	971℃	944℃	968℃	965℃
最終処分場への搬入車両台数(10~1月)			343台 (14年度)			231台 (15年度)		
最終処分場への搬入量(10~1月)			約2670m <sup>3</sup> (14年度焼却灰+埋立てごみ)			約1230m <sup>3</sup> (15年度焼却灰)		

\*一酸化炭素及び燃焼温度の値は、クリーンセンターに設置してある連続分析装置による焼却前6か月、焼却後4か月の平均値。

\*焼却後の搬入量は推定値。



# 今後の課題

## ごみ減量・資源化

焼却灰を埋立てている二ツ塚最終処分場は後10年程で満杯になり、新たな処分場の建設は困難です。埋立てごみ焼却や家庭ごみの有料化などによりごみは減りましたが、満杯を少し遅らせるだけです。ごみの減量・資源化はもちろんさらに対策が必要です。

武蔵野市は、第四期長期計画の中で「市民・事業者がごみの発生・排出抑制に積極的に取り組む施策について検討する」とし、「最終処分場を管理する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が進めている焼却灰をリサイクルするエコセメント事業を、同組合の構成市として積極的に支援する」としています。

## 市民の立場で情報を伝える

市の施策だけではなく、私たち自身にも課題があります。運営協議会を通じて地域住民はごみ問題が身近ですが、クリーンセンターの場所も知らない一般市民、ごみ出しのマナーに無関心な市民は大勢います。こうした市民一人ひとりが自分のごみに責任を持ち、生活を変えて循環型社会をめざすのは容易なことではありません。

運営協議会では、一般市民全体にもっとごみの現状を知ってほしいと願っています。最終処分場の問題、爆発事故の問題は、各家庭から出るごみが大きな原因の一つです。

運営協議会は、クリーンセンターのこと、現在抱えているごみ問題、運営協議会の活動について、地元はもちろん市民全体に向けて、市民の立場でもっと伝えていくことが重要です。

## クリーンセンターの建替え

クリーンセンターは、現施設を計画的に整備していますが、さらに大規模な基幹整備を平成8年から行い、施設の維持管理に努めているため耐用年数を超えた今も後10年は持つといわれています。しかし、今後、循環型社会を目指していく上で、どのような施設がよいか、場所、規模、付帯施設、機種の設定、焼却か非焼却かなど、さまざまな問題で建替えに向け検討する時期にきています。武蔵野市は第四期長期計画に、次のように上げています。

「クリーンセンターの建替え計画の検討……今後のクリーンセンターの建替えに向け、循環型ごみ処理

システムの構築を検討する。システムの構築に際しては、クリーンセンターの中間処理方法のみならず、総合的に環境負荷の少ないごみ処理システム、廃棄物をエネルギー源、燃料として利用するサーマル・リサイクルなどごみの持つエネルギーを最大限回収・利用できる仕組み、物質循環優先システムの再評価、現行システムでの負荷軽減策などを調査・研究し、現行システムとの比較評価を行って、適切な代替計画の検討を進める」

現在の敷地内に建て替えられる予定ですが、どこに建設されても過密都市武蔵野市では、周辺住民の安全と権利を守る運営協議会は必要になります。また、建設の時以上に、市民・事業者・自治体が一体になり、どのような施設にするべきか検討を進める必要があります。運営協議会はその中で大きな役割を担うことになるでしょう。

## パートナーシップを育てる

クリーンセンター建設に至るまでに形成されてきた市民参加、施設が移動し運営協議会は発足して20年、協議を積み重ねて市民と自治体のパートナーシップを育ててきました。その道のりは決して楽なものではありませんでした。3月に行われたシンポジウムで、クリーンセンター運営協議会のパートナーシップの意義を確認することができました。

今後も情報の共有と理解のための学習をすることで、将来はどのような処理システムが適切なのか、評価できるような人材養成も必要です。例えば、委員研修などによって、充実した内容の機会をつくることも大切です。日々進歩する廃棄物処理と環境共生のバランスをいかに保つかという自治体、市民自治の理念へ踏み込む判断力も要求されます。

行政と市民がお互いの立場を尊重しながら言うべきことは明確に言うことが、信頼を深め豊かなパートナーシップを結ぶことになるに違いありません。

建設以前、そして建設後20年間の蓄積と、経年データに基づいた決断が、クリーンセンターの建替え、改修にきつと役立つでしょう。

資料編  
年表

◆=運営協議会 ★=地域

西暦	年号	クリーンセンター建設、運営協議会ができるまでの流れ	社会の出来事
1951	昭和26	ごみは、収集して市内4か所に一時保管し、市外に埋立てていた。	
1955	30	武蔵野三鷹地区保健衛生組合設立(以下略して武三保組合) ★武蔵野緑町公団住宅入居開始。まもなく自治会発足。	
1958	33	ふじみ処理工場(三鷹市新川1丁目)で武蔵野市と三鷹市共同でごみ処理開始。	
1965	40	武三保組合、ふじみ処理工場で機械炉建設開始。	東京五輪(昭和39年)
1970	45	焼却場周辺の調布市民より騒音、悪臭、ばい煙等の公害について陳情。	高度経済成長に入る
1971	46	焼却場周辺住民が、炉の即時停止を求め、ピケにより武蔵野市のごみの搬入を阻止。 三鷹市議会全員協議会が「2年以内に焼却場は単独使用」と表明。	ドルショック
1972	47	市議会、廃棄物対策特別委員会設置。	日本列島改造ブーム
1973	48	清掃対策市民委員会発足 「武蔵野市内にごみ処理工場を設ける方向で努力する」と後藤市長が言明し、ピケが解かれる。市報ごみ問題特集号発行。市内建設へ市民に協力を求める。	札幌冬期五輪 ベトナム戦争終結
1977	52	第1回ごみ問題市民集会開催「処理工場建設の早期実現の要望」を決議。(ごみ対策を推進する会=現クリーン武蔵野を推進する会主催)	第1次オイルショック
1978	53	市議会で、後藤市長が「クリーンセンター(仮称)用地を北町5丁目市営プール地に決定」と発表。	新東京国際空港開港
1979	54	★市営プール地周辺の住民等により、「武蔵野のごみ問題を考える連絡会」発足。 クリーンセンター地元説明会開催。 市議会に、反対5件、促進4件の要望、反対運動強まる。 4月藤元政信氏市長に就任。7月市長は清掃対策市民委員会に「どのような市民参加方式がよいか」の具体案作成を要請。10月清掃対策市民委員会、市長に「クリーンセンター建設特別市民委員会要綱案」を提言。 クリーンセンター建設特別市民委員会発足。委員長は内藤幸徳氏。専門家、4候補地の住民代表を含む用地選定等を検討。 クリーンセンター建設特別市民委員会報告。市営グラウンドを示唆。	
1980	55	市議会で、クリーンセンターの建設用地市営グラウンドに決定。 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合を設立。	第2次オイルショック
1981	56	クリーンセンター建設説明会を開催(3団体)。 緑町団地自治会、ごみ問題を考える連絡会は、クリーンセンター建設について合意。 反対している緑町三丁目町会は合意をせず。 まちづくり委員会発足。委員長は寄本勝美氏。	
1982	57	クリーンセンター建設本体工事着手。 まちづくり委員会第1回提言(リサイクル・周辺土地利用に関する提言) ★緑町三丁目町会、要望書を提出。 日の出町谷戸沢廃棄物広域処理場着工。	東北・上越新幹線開通
1983	58	土屋正忠氏、市長に就任。	大韓航空機墜落事故

西暦	年号	クリーンセンター建設、運営協議会ができるまでの流れ	社会の出来事
1984	昭和59	<p>まちづくり委員会第2回提言(北側土地利用に関する提言)  クリーンセンター北側用地にテニスコート設置。  緑町三丁目町会に対する回答書調印。  まちづくり委員会最終提言(リサイクルセンターに関する提言)委員長は、八代昭道氏に途中交代。  クリーンセンター竣工、稼働開始。  ★武蔵野のごみ問題を考える連絡会解散。  ★運営協議会の参加を機会に北町五丁目町会発足。  ◆緑町三丁目町会、武蔵野緑町団地自治会、吉祥寺北町五丁目町会、クリーンセンターの運営について第1回会合。  ◆クリーンセンター操業に関する暫定協定書地域住民団体と締結。  ◆武蔵野クリーンセンター運営協議会発足  日の出谷戸沢廃棄物広域処理場開場、投棄開始。</p>	
1985	60	<p>クリーンセンター事後アセスメント報告。健康診断につて協議。  ◆運営補助金をめぐって迷惑料2000万円問題起こる。迷惑料は撤回。</p>	日航ジャンボ機墜落事故
1986	61	<p>◆市から提議された運営協議会への補助金交付に関し、地域3団体確認書かわす。  ◆「運営協議会だより」発行。  粗大ごみ処理破砕機爆発事故  ★クリーンセンター北側に緑町コミュニティセンター開設。</p>	円高不況 チェルノブイリ原発事故
1987	62	<p>◆武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書を地域3団体と締結。  粗大ごみ処理破砕機爆発事故</p>	国鉄分割民营化
1988	63	<p>★けやきコミュニティセンター開設(北町5丁目)</p>	
1991	平成3	<p>★緑町団地建て替え始まる。</p>	ソビエト連邦解体
1992	4	<p>大型可燃ごみ破砕機稼働。粗大ごみ処理施設の運転業務委託化。  プラスチック減容設備稼働</p>	
1994	6	<p>粗大ごみ処理施設破砕機爆発事故  発泡スチロールとペットボトルの拠点回収開始。</p>	大江健三郎氏 ノーベル文学賞受賞
1995	7	<p>廃棄物に関する市民会議発足、運営協議会から3名参加。  ★緑町団地の建て替えて1第1次ブロック入居。武蔵野緑町パークタウンに改名。</p>	阪神淡路大震災
1996	8	<p>焼却施設基幹施設整備事業開始</p>	
1997	9	<p>3号炉、高温焼却対応に改良。  容器リサイクル法施行、10月事業系ごみ全面有料化、缶の分別収集再実施、「資源の日」設定。</p>	
1998	10	<p>日の出谷戸沢廃棄物広域処分場搬入完了、二ツ塚廃棄物広域処分場搬入開始。  粗大ごみ処理施設破砕機爆発事故  ★運営協議会の3団体の要望により、周辺等ダイオキシン類の土壌調査を実施。  1号炉をバグフィルタに変更、1号炉を高温焼却施設に改良。</p>	長野冬期五輪開催 ダイオキシン問題
1999	11	<p>焼却灰中の金属類除去装置設置。  有害ガス除去装置開放型冷却塔を密閉型に変更。  焼却灰中の乾電池を手作業で除去。10月焼却灰中の乾電池除去装置設置。  2号炉をバグフィルタに変更。2号炉を高温焼却対応に改良。  サンバリエ桜堤(桜堤団地)、生ごみ資源化開始。</p>	

西暦	年号	クリーンセンター建設、運営協議会ができるまでの流れ	社会の出来事
2000	平成12	3号炉をバグフィルタに変更。 4月容器リサイクル法義務化、7月収集方法の変更、可燃ごみ収集週2回、「資源の日」週2回にし、ペットボトル・その他プラスチック類の分別収集開始。 ★都営住宅武蔵野緑町二丁目第2アパート入居開始(緑町団地の建て替えに伴い団地敷地内に併設)	有珠山、三宅島噴火
2001	13	埋立てごみ中の違反物の指摘が度重なる。8月粗大ごみ処理施設の更新を口頭説明。 12月臨時運営協議会で埋立てごみの試験焼却を説明 ★武蔵野緑町パークタウンと都営武蔵野緑町二丁目第2アパートが、武蔵野緑町二丁目三番地域住民協議会を結成。1団体として運営協議会に参加することになり、協定書に調印。	狂牛病問題
2002	14	家電リサイクル法施行。粗大ごみ収集方法をシール制に変更。 ◆運営協議会に於いて、埋立てごみを可燃ごみと合わせて試験焼却することが、市より提示され、条件付きで了承。 5月18～24日 第1回試験焼却 地域住民立ち会いのもとで開始。 8月結果報告。 試験焼却の結果は基準値内であったが、念のため再試験焼却決定。	ワールドカップ日本大会
2003	15	★11月運営協議会まつりの開催 1月14～17日 第2回試験焼却 狭あい道路の戸別収集独居老人世帯の特別収集開始。 武三保組合解散 ★武蔵野緑町パークタウン(緑町団地)建て替え完了 不燃ごみの埋立て物から靴や金属を手作業で除去作業開始。 地域3団体から始まり市内20か所で、埋立てごみ焼却に関する説明会を開催。 10月1日埋立てごみ焼却開始。粗大不燃ごみ処理施設更新工事着手。	イラク問題
2004	16	灰運別室内で受傷事故発生。粗大不燃ごみ処理施設更新工事竣工。 粗大ごみ処理施設起動式 4月戸別収集試行。7～9月家庭ごみの有料化戸別収集説明会開催(市内約120か所) 資源にならないプラスチックごみを可燃ごみに分別を変更。 9月粗大ごみ処理施設で爆発事故発生(復旧費用約4200万円) 家庭ごみの有料化、戸別収集開始	アテネ五輪 中越地震
2005	17	★11月運営協議会20周年事業① エコフェスタ開催。 ★3月6日運営協議会20周年記念事業② 記念シンポジウム開催 ★運営協議会記念事業③ 20周年記念誌発行	

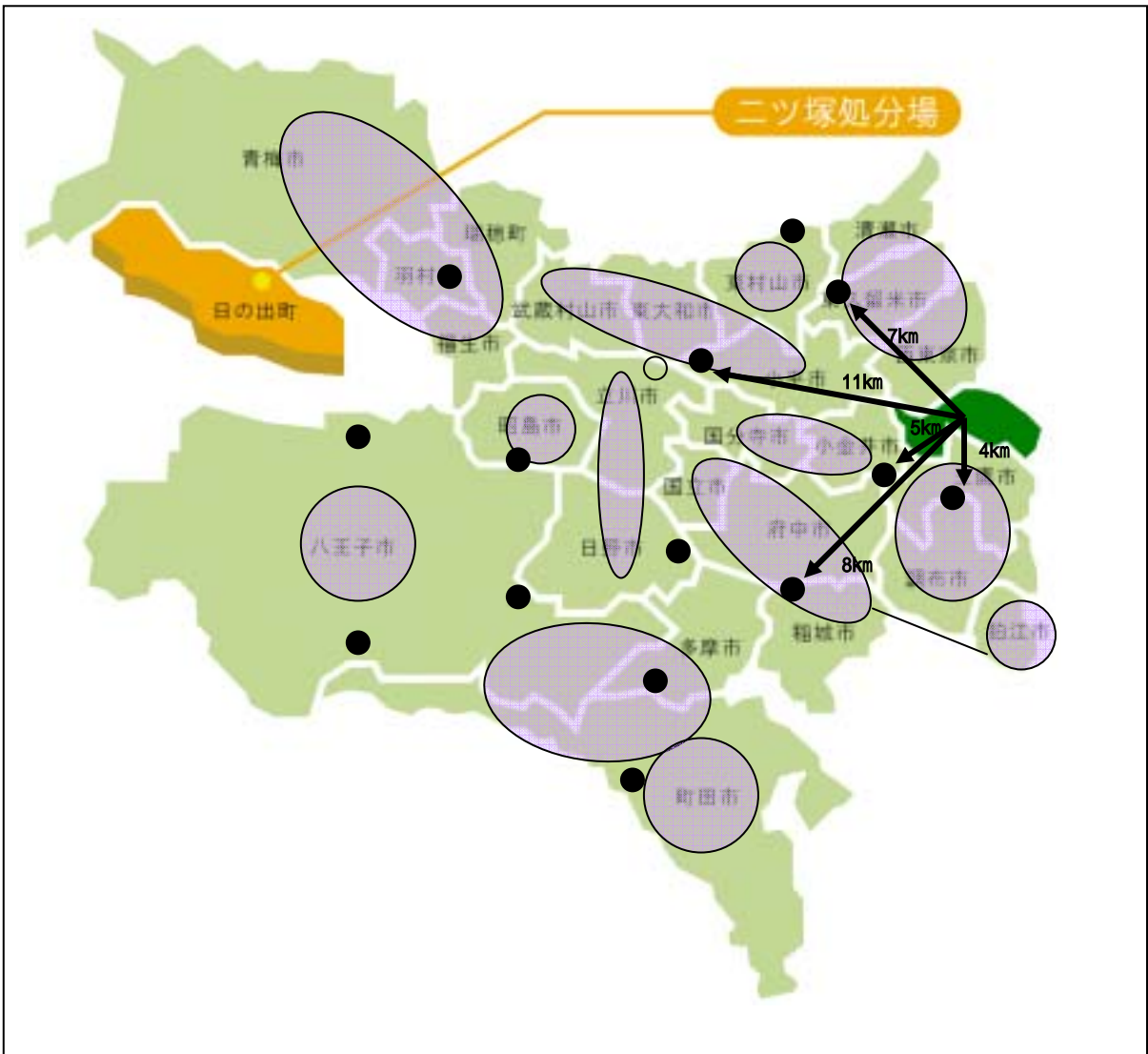
30	1月31日 武蔵野三鷹地区保健衛生組合設立（総行地収第30号許可）	<b>クリーンセンター 建設までの不燃 ごみ処理</b>
33	2月 焼却工場用地 三鷹市新川18番地（津村順天堂他52,519㎡）を買収。 9月5日 バッチ式固定焼却炉（三機式自然通風炉）10基完成 処理能力37.5t/日 9月15日より焼却業務を開始。雑芥のみで厨芥は養豚飼料又は埋立処分を行う。	
34	人口増加が続き、ごみ排出量も年間12,078tとなる。前年比29.8%増。不燃性無機物の処分地がなくなり、一時収集中止。養豚業者が減少し、厨芥を市で業者まで輸送する。 11月22日 バッチ式固定焼却炉増設、処理能力75t/日となる。建設費6,990千円。	
40	武三保組合、機械炉建設開始。	
41	9月1日 ロータリー、キルン式機械炉運転開始（バッチ炉廃止） 厨芥・雑芥混合で「定時定置収集」制となる。 ごみ停留所3,800カ所、週2回収集。燃えないごみは月2回。	
42	4月1日 一般家庭ごみ処理手数料を廃止（無料化）。パッカー車を導入。 <b>両市の不燃物処理、武三保組合で行うことになる。</b>	
45	6月20日 地元調布市民より焼却場からの騒音、悪臭、煤煙等の公害防止について陳情 8月7日 住民代表が処理場公害に対して三鷹市役所前に座り込む。	
46	1月24日 住民約100名、三鷹駅前をデモ行進 2月8日 焼却場周辺住民が炉の即時操業停止を求めて、ピケにより搬入を阻止 <b>10月1日 武蔵野市の不燃ごみ集積所を焼却場内から移転</b>	
47	<b>6月1日 不燃物中継所用地として八幡町2丁目通研正門前に決定</b> 6月20日 市議会廃棄物対策特別委員会を設置	
50	<b>6月17日 八幡町2丁目の中継所設置反対の請願が再提出される。</b>	
52	<b>1月5日 アメリカンスクールの跡地の一部に不燃物仮選別所完成</b>	
53	<b>焼却場修理による減量努力として、1月23日から不燃ごみ収集日に資源分別排出を始める（古紙類）</b> 5月1日 八幡町2丁目仮選定所の建設合意の覚書を取り交わす 5月24日 保谷市坂上親睦会に建設計画説明、住民は反対の意志表明 7月20日 市議会に対し八幡町2丁目ごみ選別所設置について保谷市民反対の陳情 7月28日 不燃物仮選別所閉鎖、清掃課内で仮中継を行う 8月2日 粗大ごみ仮中継所（八幡町1丁目）工事着手 翌3日地元代表工事中止の申し入れ 9月1日 全域対策として、不燃ごみの細分別排出収集開始	
54	12月1日 クリーンセンター建設特別市民委員会の発足	
55	12月 クリーンセンターの建設用地を市営総合グラウンドに選定し、議会の了承を得る	
56	2月 不燃物の毎週取りに関し、職員参加によるプロジェクトチームを編成 10月 クリーンセンターまちづくり委員会発足	
57	<b>2月 不燃性の毎週収集実施</b> 12月 クリーンセンターまちづくり委員会第1回提言	
58	10月 含水銀廃棄物（有害ごみ）の分別収集開始 11月 クリーンセンターまちづくり委員会第2回提言 12月 含水銀廃棄物（有害ごみ）の処理委託開始	
59	6月 武蔵野クリーンセンター試運転開始、可燃ごみ搬入開始 <b>不燃、粗大ごみ武蔵野クリーンセンター搬入開始</b> <b>不燃物中継所閉鎖</b> 12月 地元三団体代表により「武蔵野クリーンセンター運営協議会」発足	

## 資料 . 広域処理の可能性

### 多摩地域ごみ処理施設概要

設置主体	敷地面積 (㎡)	施設名称	処理方式	処理能力	稼動年月	備考
八王子市	21,444	八王子市戸吹清掃工場	ストーカ式	100t/日×3炉	H10.4	
	63,646	八王子市館清掃工場	ストーカ式	150t/日×2炉 (1炉休止)	S56.3	
	5,728	八王子市北野清掃工場	ストーカ式	100t/日×1炉	H6.10	
立川市	172,897	立川市清掃工場	ストーカ式	90t/日×2炉 100t/日×1炉	S55.4	日野市と建替
武蔵野市	170,000	武蔵野クリーンセンター	ストーカ式	65t/日×3炉	S59.10	
三鷹市	174,204	三鷹市環境センター	ストーカ式	65t/日×3炉	S60.1	ふじみ衛生組合
昭島市	111,365	昭島市1・2号炉	ストーカ式	95t/日×2炉	H6.3	
町田市	402,101	町田市町田リサイクル文化センター	流動床式	150t/日×3炉 176t/日×1炉	S57.5	
日野市	172,131	日野市クリーンセンターごみ焼却施設	ストーカ式	110t/日×2炉	S62.4	立川市と建替え
東村山市	146,684	東村山市秋水園	ストーカ式	75t/日×2炉	S56.10	10年延命化
国分寺市	115,408	国分寺市清掃センター	ストーカ式	70t/日×2炉	S60.11	
奥多摩町	6,969	奥多摩町クリーンセンター ごみ焼却処理施設	ストーカ式	13t/日×1炉	H1.4	
二枚橋衛生組合	445,474	二枚橋衛生組合ごみ処理施設	ストーカ式	135t/日×3炉 105t/日×1炉	S42.6	H19 廃炉 【調布、府中、小金井】
柳泉園組合	378,730	柳泉園クリーンポート	ストーカ式	105t/日×3炉	H12.7	【清瀬、東久留米、 西東京】
西多摩衛生組合	294,092	西多摩衛生組合環境センター	流動床式	160t/日×3炉	H10.3	【青梅、福生、羽村、 瑞穂】
多摩川衛生組合	347,756	クリーンセンター多摩川	ストーカ式	150t/日×3炉	H10.4	【稲城、狛江、府中、 国立】
小平・村山・大和 衛生組合	329,658	小平・村山・大和衛生組合	ストーカ式	105t/日×2炉 150t/日×1炉	S61.12 H2.7	【小平、東大和、 武蔵村山】
西秋川衛生組合	99,631	西秋川衛生組合高尾清掃センター	ストーカ式	75t/日×2炉	S53.4	【あきる野、日の出、 檜原】
多摩ニュータウン 環境組合	241,063	多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場焼却施設	ストーカ式	200t/日×2炉	H10.4	【八王子、町田、多摩】
ふじみ衛生組合			ストーカ式			H25 稼動予定 【三鷹、調布】

近隣四市の状況	
武蔵野市	30年前、三鷹市と共同処理していたが、三鷹市新川の処理施設でゴミ公害による反対運動の末、自区内処理を余儀なくされ、武蔵野市緑町に24年前に設置。
三鷹市	調布市と共同処理計画実施
西東京市	柳泉園組合（西東京市・東久留米市・清瀬市）で共同処理
小金井市	国分寺市と共同処理予定



### 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定

目的	多摩地域における可燃ごみ処理施設または不燃・粗大ごみ処理施設に、ごみ処理相互支援協力の必要な事が発生した場合、その対応として広域な処理が円滑に実施できる体制を作るため
構成組織	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、桧原村、奥多摩町、二枚橋衛生組合、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合、小平・村山・大和衛生組合、西秋川衛生組合、多摩ニュータウン環境組合

### 東京たま広域資源循環組合（エコセメント事業）

エコセメント事業	武蔵野クリーンセンターで焼却処理した後の焼却灰は、日の出町にある二ツ塚処分場内で平成 18 年度から稼動している東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬送しています。焼却灰に含まれる成分がセメントの原料である石灰石や粘土等に似た成分を持っている点とセメント焼成技術を応用したものです。エコセメントは J I S 化されており、組合のエコセメントは全量建設資材として利用されています。
構成組織	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、瑞穂町

### 23 区のごみ処理体制

武蔵野市の隣接自治体としては、三鷹市、小金井市、西東京市のほかに、練馬区と杉並区がある。

練馬区及び杉並区は、東京二十三区清掃一部事務組合が二十三区の焼却施設の整備、管理運営を担っており、それぞれの区に練馬清掃工場、杉並清掃工場を有している。

ただし、23 区の清掃工場は、各区のごみを区内の清掃工場で全量処理するわけではなく、各施設のオーバーホール等運転計画の調整により、適宜受け入れ可能な清掃工場への搬入を行っている。また、中野区のように清掃工場を有していない区も存在し、これらのごみを分散して処理している。

したがって、これら自治体との共同処理は、単に清掃工場と清掃工場の関係では収まらず、影響が広範に及ぶ。場合によっては市内に数百トン規模の施設を用意することが必要となり、上表の協定を破棄して 23 区との共同処理を図ることのメリットは必ずしも大きくない。



## 資料 . 処理対象ごみ量、ごみ質、処理方法の課題整理

### ごみの組成分析結果（乾ベース重量比）

測定項目		S59.11.22	H2.11.13	H6.10.18	H10.10.13	H16.10.14	H20.1.10
見掛け比重	kg/L	0.327	0.161	0.210	0.190	0.169	0.219
水分	%	58.8	55.9	48.1	41.5	47.3	41.7
紙類	% *	49.1	44.2	57.9	58.1	41.1	41.6
布類	% *		1.8	5.8	9.3	4.8	7.4
厨芥類	% *	16.9	15.7	9.5	8.2	12.7	9.7
プラスチック類	% *	12.3	13.7	11.0	17.4	26.3	24.6
草木類	% *	6.8	13.2	4.9	2.6	4.8	5.5
金属類	% *		4.6	5.5	1.7	5.9	1.5
陶器・石・ガラス類	% *		4.8	2.8	1.4	3.2	5.5
その他	% *	14.9	2.1	2.6	1.4	1.2	4.2
低位発熱量	kJ/kg	6,150	7,530	7,200	9,840	9,280	9,000
(実測値)	Kcal/mg	(1.470)	(1.800)	(1.720)	(2.350)	(2.220)	

## 処理方法(基本構想から)

処理方式は、焼却処理後の焼却残渣のエコセメント化を基本とした処理システムを原則とするが、他方式等の検討については施設基本計画において検討し、決定していく。

### 1 処理方式の整理

現在、本市の可燃ごみの処理システムは、ストーカ炉にて焼却し、発生する焼却残渣を本市が構成団体として参画する東京たま広域資源循環組合のエコセメント<sup>\*1</sup>化施設にてエコセメント化しています。このエコセメントが全量有効利用されることにより、最終処分量を基本的にゼロとしたシステムとなっています。この他に、ストーカ炉と灰溶融炉を組み合わせた場合や、ガス化溶融炉等、可燃ごみを溶融スラグとして有効利用を図るシステムがあります。

(仮称)新武蔵野クリーンセンターの処理方式は、現在の焼却処理後の焼却残渣をエコセメント化することを基本原則としますが、ガス化溶融炉等の検討については施設基本計画において検討し、決定していきます。

### 2 余熱利用施設計画

平成12年に公布された循環型社会形成推進基本法により、焼却施設は現在「熱回収施設」と位置づけられ、10%以上の熱回収が行える施設とすることが求められています。(仮称)武蔵野クリーンセンターは、現施設で行っていない発電を中心とした循環型社会形成の推進に資する施設とします。

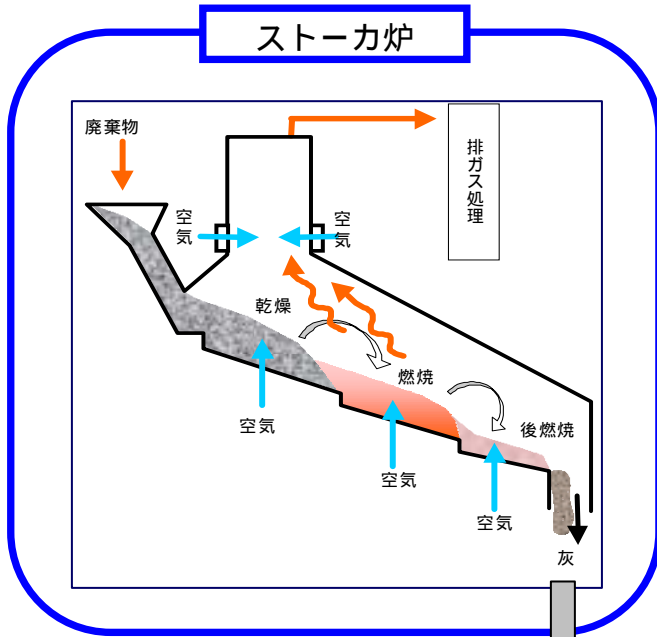
また、施設整備位置に応じて検討を進めていくこととなりますが、現在の市庁舎、スポーツ施設への熱供給と同様に、(仮称)新武蔵野クリーンセンター近隣の公共施設等への熱供給を計画していきます。

### 3 その他の計画

一般廃棄物処理基本計画では、生ごみのバイオ化に関する処理に関して、今後検討を進めていくこととしています。(仮称)新武蔵野クリーンセンターの稼働に合わせて整備するには、収集回数の見直しや分別区分変更、分別区分増加に伴うコスト算定等の分別収集計画の検討、生ごみの家庭内貯留等の市民負担増、処理対象量・対象物の設定等のさまざまな検討が必要となります。これらは容易に設定できることではなく、十分な議論・検討が必要となります。その他に、生ごみ処理に伴う悪臭等の施設のかかえる問題についても、施設近隣に市民生活が密着している本市では、特に重要な課題となります。

<sup>\*1</sup> :「エコセメント」とは、ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントです。焼却灰は、セメントに必要な成分を多く含んでいるので、原料として利用できます。エコセメントは、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられ、日本工業規格(JIS)に定められた土木建築資材です。

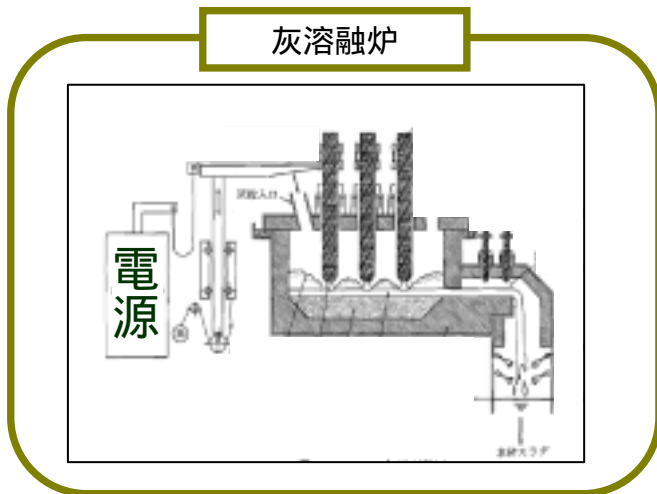
### ストーカ炉



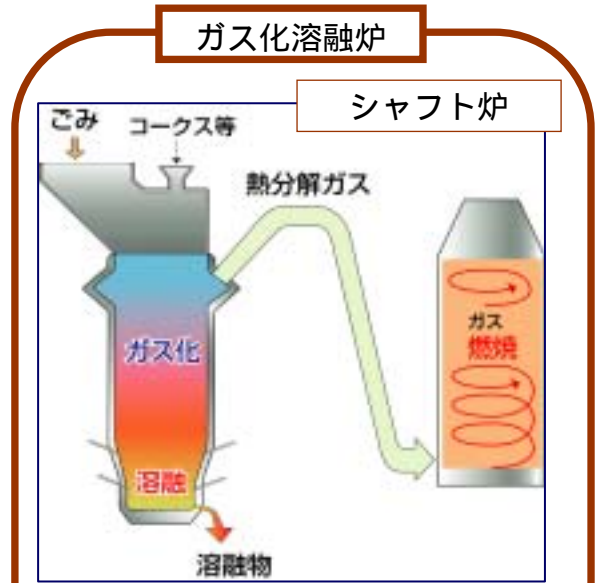
東京たま広域資源循環組合  
エコセメント化施設



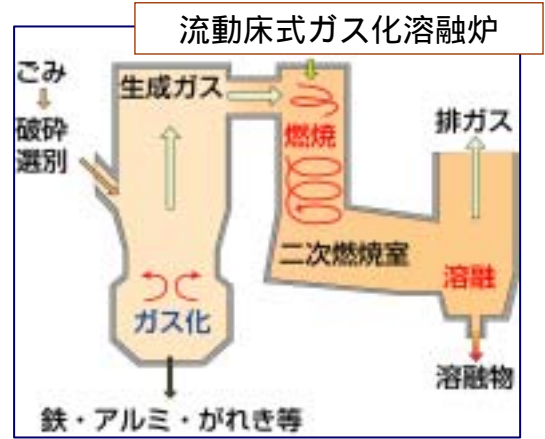
### 灰溶融炉



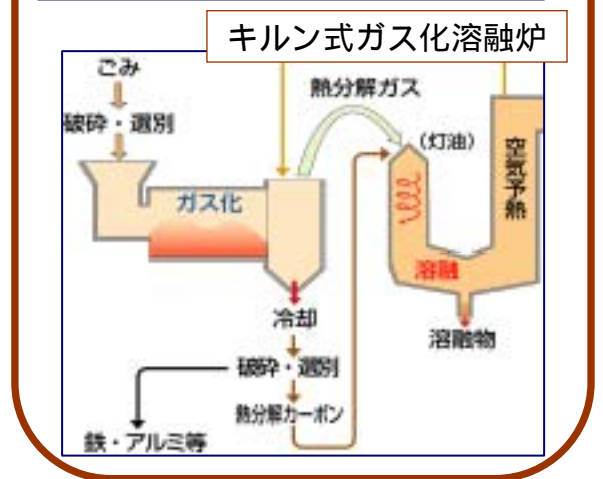
### ガス化溶融炉



### 流動床式ガス化溶融炉



### キルン式ガス化溶融炉



## 処理方法の現状と課題

### 資源回収する容器包装

【現状】武蔵野市では、資源物は、瑞穂町にある民間の処理業者で選別、圧縮梱包等の処理がされ、資源化されていますが、リサイクルセンターとして自前の施設を整備することも考えられます。この場合には、粗大ごみや燃えないごみの破碎、選別処理を含め、びんや缶、プラスチックなどの資源物を、リサイクルするための前処理として、選別等の処理を行うこととなります。また、併せて市民の普及啓発や、情報受発信を行う機能を持たせることも考えられます。

### リサイクル工場

- ・「リサイクルセンター」を定義すると、ビン・缶・ペットボトル・容器プラ を選別、圧縮梱包等処理する施設
- ・併設すると焼却施設と同規模 or それ以上
- ・**施設規模、音、臭気等から本市の設置は課題が多い。**

### 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ

(現状) 回収業者への売却による再生利用

- ・クリーンセンターの洗車場で一時ストック(古紙回収業者等が回収できない狭隘道路、戸建住宅等からの収集分)



- ・「リサイクルセンター」を整備する場合、古紙・布ストックヤードを併せて整備することも考えられる。

中間処理（資源化）の現状と問題点について

原 状	収集運搬	圧縮・梱包・減容	保管	売却・資源化
古紙・古着	委託業者2社：収集運搬 収集したその場で、市の 売払い契約先業者まで 運搬する。	-	-	売払い先は、古紙は3ヶ月・古着は6 ヶ月に一度の見積り合せにより決定。 古紙については仕様書に「市域から5 km 圏内」と指定。
缶	委託業者1社：収集運搬・再生・保管（「再生」とは再資 源化して売却するまでを指す）			収集運搬業者のストックヤードまで、 市の売払い契約先業者が取りに来る。 売払い先は、3ヶ月に一度の見積り合 せにより決定。
びん	委託業者4社：収集運 搬・再生 収集したその場で、保管 施設まで運搬する	-	指定保管施設（瑞穂 町の民間リサイクル 工場）：異物除去、 保管、日本容器包装 リサイクル協会への 引渡	日本容器包装リサイクル協会と契約し た資源化事業者が、保管施設まで取り に来る。 生びんは、収集運搬業者が独自ルート にて売却。
PET ボトル その他プラスチ ック容器包装も PET ボトルに同じ	委託業者1社：収集運搬 収集したその場で、保管 施設（運搬業者のリサイ クル工場）まで運搬する	指定保管施設（瑞穂町の民間リ サイクル工場）：破袋、異物除 去、圧縮・梱包、保管、日本容 器包装リサイクル協会への引渡		日本容器包装リサイクル協会と契約し た資源化事業者が、保管施設まで取り に来る。

問題点	
資 源 物 全 般	・市内に資源化施設やストックヤードがないため自区内処理ができず、保管を含め民間委託することとなる
	・自区内処理に比べると、適正処理の確保を図るための目の行き届くチェック体制づくりが必要
	・環境負荷が大きくなる（運搬車の排出するCO2量や消費する燃料が、遠方に運搬するほど多くなる）
	・運搬効率が下がる（収集したまま積み替えをせずに市外へと運搬するため、量をまとめることができず、往復のために時間もコストもかかる）
古 紙、 古 着	・競争による売払先の決定方法によるため、売払先が短期間で変更する可能性がある。変更のたびに売払い先までの運搬ルートの見直しや売払い先周辺への環境への考慮等が必要となる
	・搬入先の変更や収集時間の延長など処理計画に変更をきたす
	・売払い先が遠方の業者になっても、収集運搬業者への待遇（燃料費や運搬にかかる時間等の考慮）は変更していないため、収集運搬業者の負担が重くなることもある
	・競争による売払先の決定は、売払先業者の安定的な業務運営が成り立たず、相場下落時等における円滑な再生処理に支障をきたすおそれがある

対応策	
	市内に、資源を選別・圧縮梱包・保管機能を有する施設（約3,000㎡）を整備する 市内に、積み替え及びストックヤードとしての場所・施設（約500㎡）を確保・設置する

## 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス



(現状) 生ごみ処理機の設置 境南小(30kg/日)、本宿小(30kg/日)、桜堤ケアハウス(40kg/日)、特別擁護老人ホームゆとりえ(40kg/日)、境保育園(15kg/日)、北町第二住宅(40kg/日)、桜堤公団住宅(第一期分)(32kg/日)×13台、北町高齢者センター(22kg/日)、北町高齢者センター(25kg/日)、桜堤公団住宅(第二期分)(32kg/日)×6台、サンヴァリエ桜堤(16号機)(32kg/日)、サンヴァリエ桜堤(13号機)(50kg/日) 合計(900kg/日)

約31.6トン堆肥化(約252.8トンの生ごみ処理)

事業系生ごみの資源化(年間約1400t) 民間バイオマス施設

廃食用油

市関連施設とコミュニティセンターにおいて巡回方式による拠点回収

回収量2,644kg、回収重量2,380kg/19年度 石鹼工場へ委託(瑞穂町)

剪定枝葉資源化事業 家庭から排出された剪定枝葉の一部を堆肥化(埼玉県入間市の工場へ委託36.65t/19年度)

生ごみ処理



- ・生ごみ処理施設は、焼却施設と生ごみ処理施設の併設になり、立地、コスト等で課題が多い。
- ・生ごみ処理施設は、臭気等十分な対策が必要である。
- ・全世帯対象に、純生ごみを収集するのは、収集方法の細分化、収集車増車(CO<sub>2</sub>増)、コスト等で課題が多い。



家庭の生ごみ

焼却



啓発事業(パイロット事業)

生ごみ処理機の普及  
市民農園で堆肥から栽培まで  
集団農業活動  
農家での堆肥化



事業系の生ごみ

他地域の生ごみ処理施設への搬入(事例:伊勢丹 バイオエナジー)  
飲食店などの中小事業者の生ごみ 商店会で生ごみ処理機を設置して共同処理(厚木市、早稲田商店街など)

剪定枝



量的に限られているので積極的に処理していく

(パイロット事業を実施中)

→ 武蔵野ブランド 草木灰

**パイロット事業（委員会での意見）**

市民農園で堆肥から栽培まで集団農業活動

農家での堆肥化

生ごみ集団回収（東村山市方式） 民間生ごみ処理施設

**事業系の生ごみ（委員会での意見）**

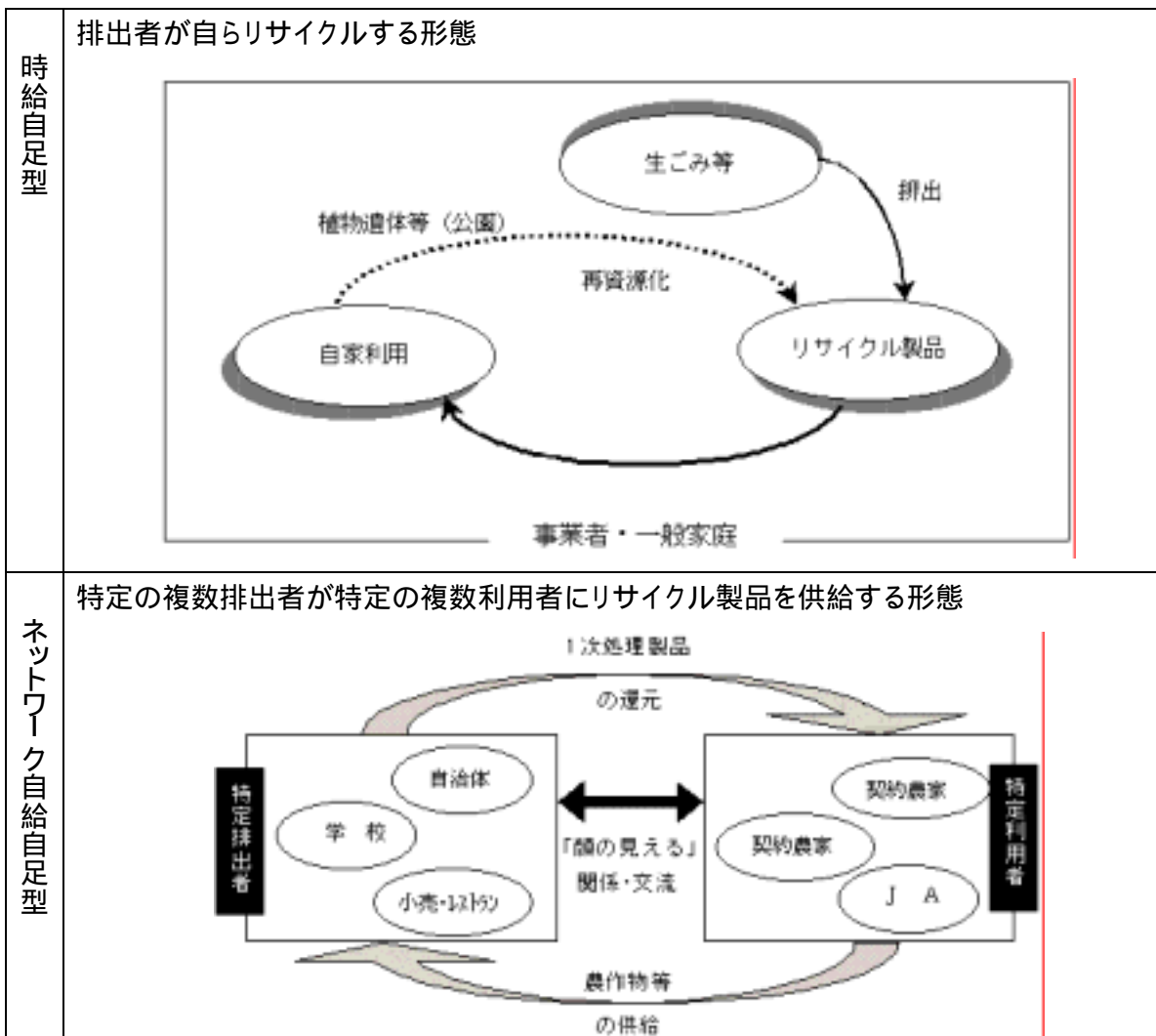
他地域の民間生ごみ処理施設への搬入（事例：伊勢丹 バイオエナジー）

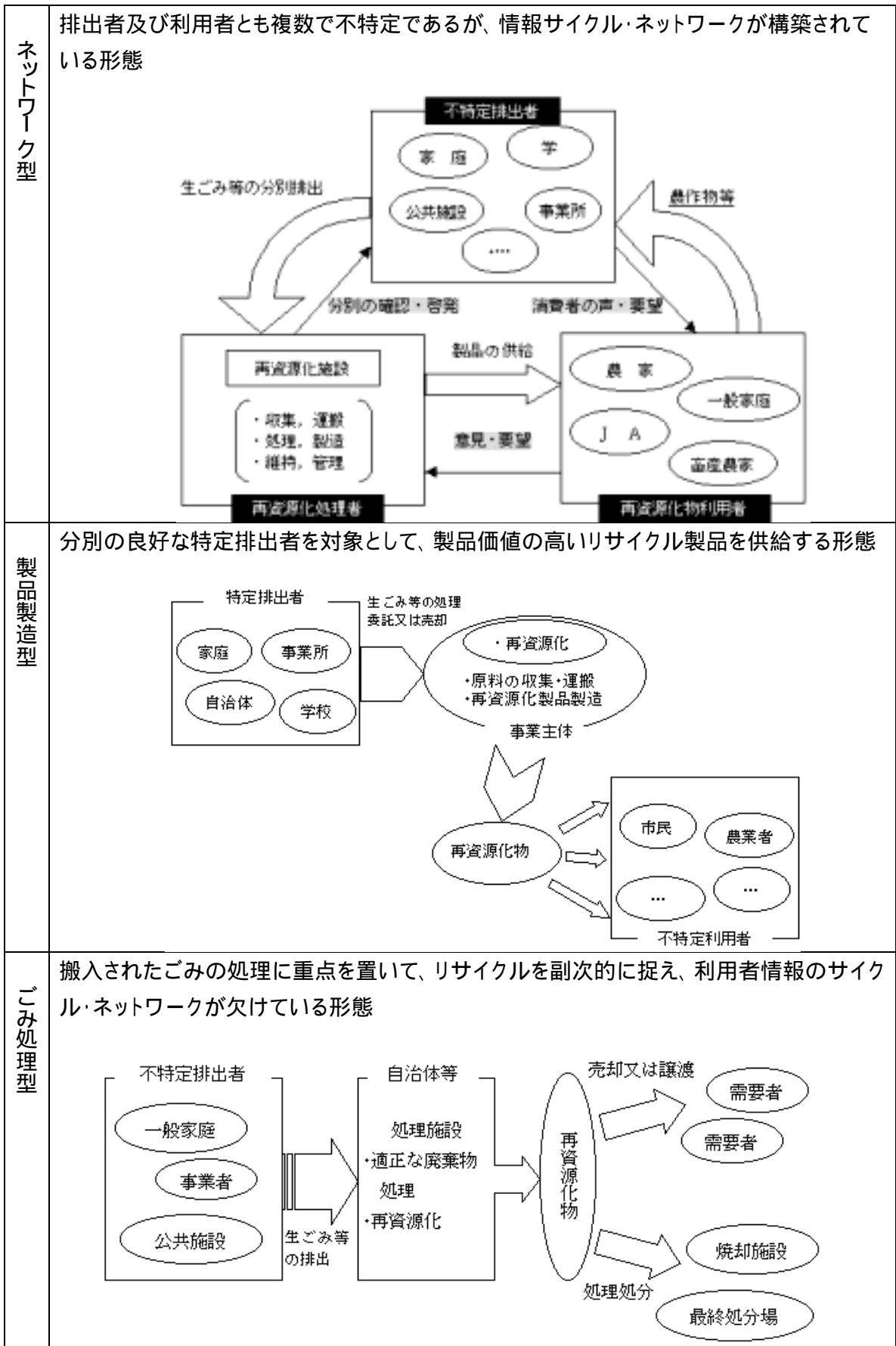
飲食店などの中小事業者の生ごみ 商店会で生ごみ処理機を設置して共同処理（厚木市、早稲田商店街など）

**生ごみリサイクル事例**

出典：「生ごみ等の処理及び有効利用に関する調査報告書（八都県市廃棄物問題研究委員会：平成 12 年 11 月）」

**生ごみリサイクル事業の分類**







事例 No.	場所	事業主体等	需給形態	事業形態	事業概要	原材料の区分	再利用形態 (生産物)	利用先
1	北海道 札幌市	百合が原公園	自給 自足型	第3 セクター	公園内から出される剪定枝や植物遺体を園内にて破碎,チップ化し,野積み方式により,コンポスト化。製造品は再び園内の花壇の維持管理等に利用される。	剪定枝,落葉等	コンポスト	公園内
2	兵庫県 明石市/ 神奈川県 川崎市	マイカル明石/ 新百合ヶ丘 ビブレ	自給 自足型	民間	自社店舗から出される生ごみを一部メタン発酵,店舗内で熱源として利用。残りは乾燥処理後,事業系一般廃棄物として処理。	事業系生ごみ	メタンガス	自社店舗
3	長崎県 佐世保市	ハウステンボス	自給 自足型	民間	自社施設から出る生ごみ,敷き藁を施設近郊にてコンポスト化。自社施設で利用。	事業系生ごみ	コンポスト	自社施設
4	関東地方	有機資源資源化施設協議会 (ハートランド・フォーラム)	ネットワ ーク自給 自足型	民間	インターネット上の生ごみリサイクル実験市場。インターネット上で,スーパーや外食企業が処理したい食品廃棄物の種類・量を知らせ,堆肥生産業者の希望に合えば,排出者の負担で,堆肥業者が生ごみを引き取る仕組み。	事業系生ごみ	コンポスト等	製品肥料
5	東京都	自然交響楽団(産学20団体で構成)	ネットワ ーク自給 自足型	民間	事業系の生ごみを他県に設置するコンポスト化施設へ搬入,現地にて利用。	事業系生ごみ	コンポスト	農業者 (プラント設置者)
6	神奈川県	ローソン	ネットワ ーク自給 自足型	民間	店舗・工場の厨芥類を廃棄物処理業者が一次処理し,その後肥料会社で完熟コンポスト化,契約農家に配布。	事業系生ごみ	コンポスト	契約農家

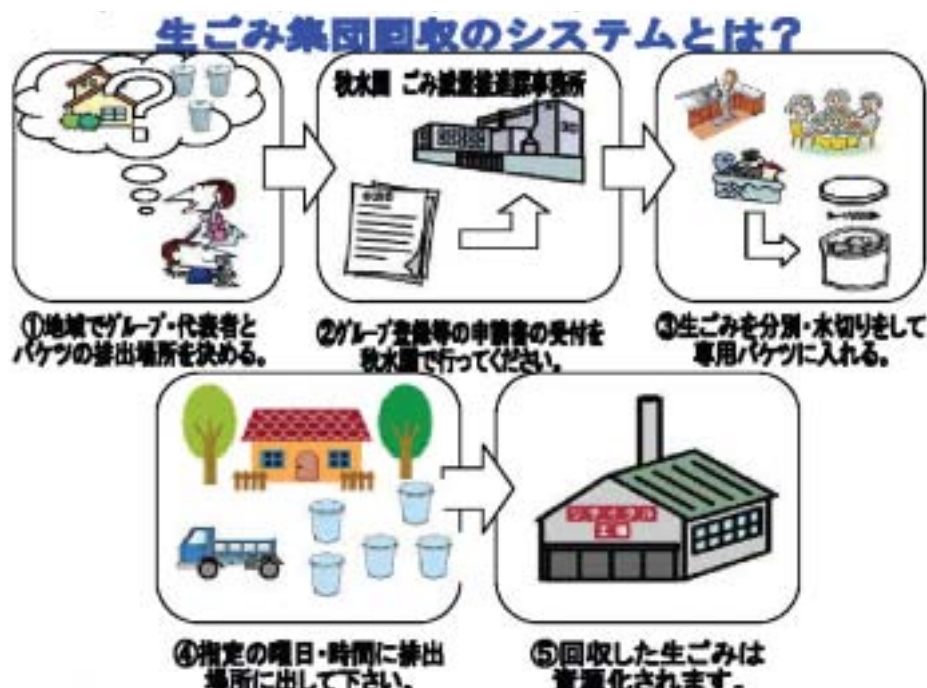
事例 No.	場所	事業主体等	需給形態	事業形態	事業概要	原材料の区分	再利用形態 (生産物)	利用先
7	東京都	都庁	ネットワーク自給自足型	自治体	庁舎からの厨芥類を堆肥化センターへ輸送,製品を無償譲渡している。	事業系生ごみ	コンポスト	都内の農業者
8	東京都 豊島区	豊島区	ネットワーク自給自足型	自治体, 民間	公共施設からの厨芥類を民間施設でコンポスト化。	事業系生ごみ	コンポスト	一般市民
9	東京都 北区	学校	ネットワーク自給自足型	自治体, 農業者	区内の学校から出る給食残飯を各校で1次処理し,甘楽有機農業協会へ。その農地から農作物を購入。	事業系生ごみ	コンポスト	排出者側
10	滋賀県 大津市	総菜屋 「豆藤」	ネットワーク自給自足型	民間	食品加工残さを処理機にてコンポスト化処理。	事業系生ごみ	コンポスト	有機農業グループ, 一般市民
11	大阪府 泉佐野市	(有)関紀産業 (養豚業)	ネットワーク自給自足型	民間	食品工場等から食品残さを収集,家畜ふん尿とともにメタン発酵及びコンポスト化。	事業系生ごみ	メタンガス, 飼料, コンポスト	自社
12	大阪府	シャロンインターナショナル 千里店	ネットワーク自給自足型	民間	自社(レストラン)から出る残飯を,自社内に設置した処理機にてコンポスト化。	事業系生ごみ	コンポスト	近隣家庭
13	岡山県 井原市	井原市	ネットワーク自給自足型	自治体	市内の学校,病院から出る残飯を清掃工場に搬入。乾燥処理後に微生物資材と混合して有機肥料としている。	事業系生ごみ	コンポスト	市内有機農業者グループ等

事例 No.	場所	事業主体等	需給形態	事業形態	事業概要	原材料の区分	再利用形態 (生産物)	利用先
14	山梨県 石和町	旅館協同組合,農協,廃棄物処理協同組合	ネットワーク自給自足型	自治体,民間	旅館組合が中心となり,各旅館にて排出される生ごみをおある旅館敷地内にて微生物資材と混合した後コンポスト化している。	事業系生ごみ	コンポスト	市内農家等
15	兵庫県 神戸市	コープ神戸	ネットワーク自給自足型	民間	自社店舗から出される食品加工残さをコンポスト化	事業系生ごみ	コンポスト	有機農業経営者
16	栃木県 野木町	野木町資源化センター	ネットワーク型	PFI	一般家庭生ごみ及び事業系生ごみについてコンポスト化している。処理施設は建設段階から全て委託方式である。	家庭生ごみ及び事業系生ごみ	コンポスト	一般市民,農業者
17	岐阜県 岐阜市	岐阜市	ネットワーク型	自治体	一般家庭生ごみのコンポスト化。	家庭生ごみ	コンポスト	一般市民
18	神奈川県 横浜市 泉区	集合住宅	ネットワーク型	自治体+住民	集合住宅からの家庭生ごみのコンポスト化。	家庭生ごみ	コンポスト	一般市民,市民農園
19	山形県 長井市	長井市レインボープランコンポストセンター	ネットワーク型	自治体	一般及び事業系の有機性廃棄物並びに農家・畜産系廃棄物のコンポスト化。	家庭生ごみ及び事業系生ごみ	コンポスト	農業者,一般市民

事例 No.	場所	事業主体等	需給形態	事業形態	事業概要	原材料の区分	再利用形態 (生産物)	利用先
20	京都府 京都市	廃棄物研究財団,(財)クリーンジャパンセンター,バイオガス研究会	ネットワーク型	共同研究	事業系生ごみ,剪定枝のメタン発酵,処理残さのコンポスト化。	事業系生ごみ,剪定枝	メタンガス,コンポスト	(実証試験段階)
21	青森県 三沢市	三沢市	ネットワーク型	自治体	市の清掃工場内にて,厨芥類を乾燥処理。	事業系生ごみ,給食センターの厨芥	(コンポスト及び飼料)	(農業者,畜産農家)
22	京都府 八木町	八木町バイオエコロジーセンター	ネットワーク型	公社	畜産ふん尿を嫌気性発酵,メタンガスを回収し,発電。消化汚泥はコンポスト化施設に送られ製品化される。	産業廃棄物(家畜ふん尿,おから)	メタンガス,コンポスト	メタンガス:発電し,施設内利用 コンポスト:農業者
23	東京都 武蔵野市	武蔵野市,都市基盤整備公団等	ネットワーク型	自治体,公団,民間	市営住宅に大型生ごみ処理機を設置と,コンポスト化。平成 11 年度からは都市基盤整備公団の大型団地にも導入。二次処理以降は業者委託。	家庭生ごみ	コンポスト	市内農家が試験使用
24	東京都 町田市	町田市,農協	ごみ処理型	自治体	市内街路樹等から発生する剪定枝をコンポスト化。施設は町田市が建屋を設置し,農協が設備等を購入し,委託を受けて運転を担当。製品は無償で農家,市民に提供されている。	剪定枝	コンポスト	農地, 一般市民

事例 No.	場所	事業主体等	需給形態	事業形態	事業概要	原材料の区分	再利用形態 (生産物)	利用先
25	北海道 札幌市	札幌生ごみリサイクルセンター	製品 製造型	民間	リサイクル団地内で民間会社が事業系(約 200 事業所)の生ごみを飼料化。製品は配合飼料原料として全量販売されている。	事業系 生ごみ	飼料	畜産農家, 養殖漁業
26	東京都 中央区	日本 IBM 箱崎事業所,肥料メーカー	製品 製造型	民間	社員食堂の残飯を社内にて処理,コンポスト化。	事業系 生ごみ	コンポスト	不特定
27	東京都	玉川高島屋ショッピングセンター	製品 製造型	民間	自社店舗内から出される生ごみを店舗内にて一次発酵,その後民間業者が引き取り,肥料を製造。	事業系 生ごみ	コンポスト	製品肥料
28	新潟県	上越地域広域行政組合 汚泥再生処理センター	ごみ 処理型	自治体	汚泥再生処理(し尿,浄化槽汚泥+生ごみ)。バイオガスを回収し,ガス発電をしている。消化汚泥は乾燥処理及び溶融処理している。	し尿,家庭生ごみ及び事業系生ごみ	メタンガス,乾燥汚泥, 溶融スラグ	施設内, 緑農地

## 東村山市の生ごみ集団回収



### (概要)

平成 19 年 2 月に開始。現在 27 団体・217 世帯が参加。5 世帯以上で構成する団体で登録することが条件となっており、生ごみの排出場所を一箇所確保し、各世帯が専用のバケツを使用して生ごみを排出する。バケツの購入には、市から半額の補助がある。全市民を対象としている。回収は週に一回。

### (広報)

当初、自治会を廻り説明会を行っていた。ある程度理解を得て参加してくれることになった所で、市報や市のイベントで広報。また、自治会の回覧によっても参加を呼びかけている。

### (委託先)

18・19 年度は加藤商事に一次処理(乾燥)・運搬を委託し、埼玉県春日部市にあるたい肥化工場に搬入していた。20 年度は、小平市の遠藤商会に運搬を委託し、そのままの状態千葉県のたい肥化工場に搬入。

### (難点)

- ・ 引き受けてくれる業者が少ない(運搬・一次処理・たい肥化とも)
- ・ 出したバケツを回収しなければいけないので、燃えるごみとして出した方が楽と考える市民の意見も多い。

# 家庭の生ゴミとポイントを交換します！



## エコポイントシステム ご利用のご案内

- 1 生ゴミをハカリにのせ、重さをはかります。
- 2 「やまとカード」をカードリーダーに入れて下さい。  
(5ポイントが加算されます。お一人様一日一回のみご利用いただけます)
- 3 カードをお取りいただき、投入口より生ゴミを入れてフタをしめて下さい。

◎生ゴミリサイクル機は  
フジモール店・小淵沢店  
店頭にて設置してあります。  
その他の店舗は各店の従業員  
がお預かりし、ポイント  
サービスいたします。



生ゴミ投入口



ハカリ

R100  
再生紙を使用しています

## 温暖化ってなあに？

地球温暖化とは、「温暖化ガス（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）など）が大気中に増えることによって地球の平均気温が上昇する現象」です。温暖化は海面上昇による水害や異常気象など様々な環境問題を引き起こします。

地球温暖化の現状は、一般に知られているよりずっと深刻な問題です。温暖化ガスの大部分を占めるCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）は、私たちの家庭で出す、ゴミ処理の過程で多く発生しているのです。

**日本の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の約半分は家庭から出るといっても過言ではありません！**



**そこで！**

生ゴミの焼却によるCO<sub>2</sub>の発生を少しでも減らすため、やまとは生ゴミリサイクル機を導入しました。



これはお客様にお持ちいただいた家庭用生ゴミを堆肥化して土に還そうという試みで、お客様には生ゴミと引き換えに感謝の気持ちを込めて、エコポイント5ptを差し上げるというものです。しかもそのポイントでお買い物もできちゃうという環境にもお財布にもやさしいやまと独自の画期的なシステムです。

その名も… **エコポイントシステム**

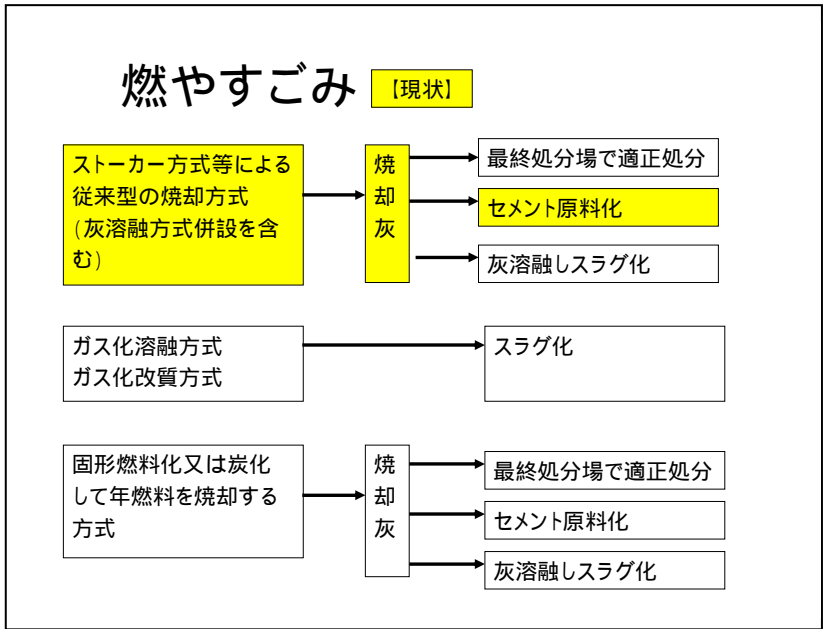
※エコポイントシステムについて詳しい内容は裏面へ



**そう！やまとは売りっぱなしではありません。  
やまとでお買い上げ頂いた食材から出る生ゴミを土に還し、  
その土で育った作物たちがまたやまとに帰ってきてくれる！！  
そんな、理想を抱いて、皆様と共に将来の地球を守って  
いけたらと考えています。**

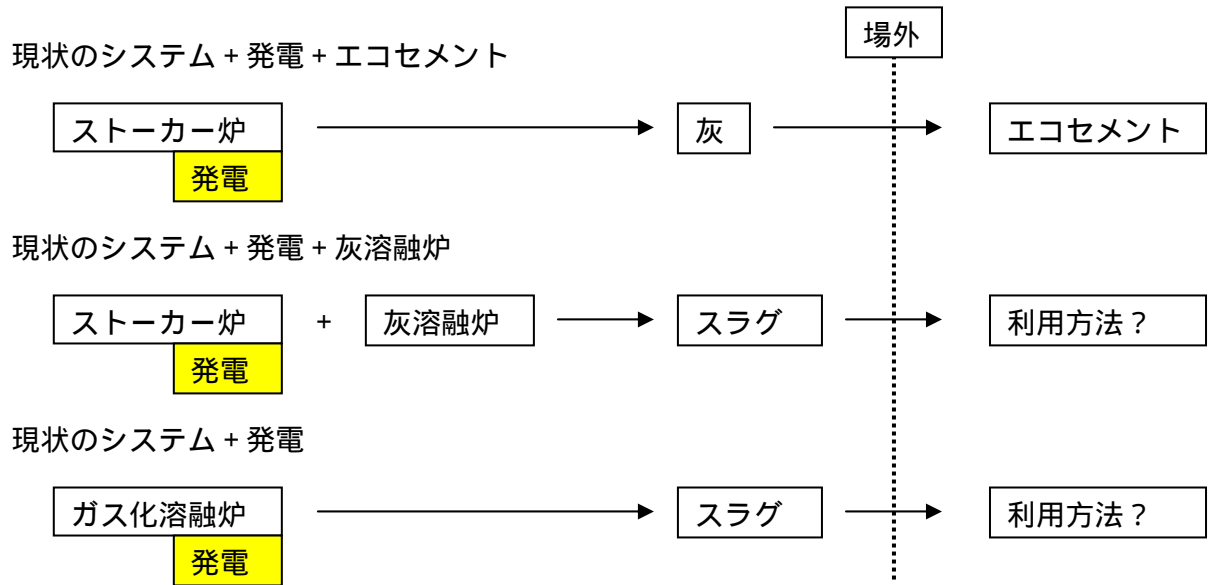






**焼却処理システム**

**武蔵野市には最終処分場がない！**



**焼却システム課題整理**

- ・ ストーカー炉は、安全・安定・実績面から技術的な確立がなされたといえる。
- ・ 焼却炉後段の、排ガス処理システムはダイオキシン対策の技術的な解決が図られたといえる。
- ・ 溶融スラグの有効利用先が確保できれば、最終処分されるのは飛灰・溶融不適物となり、埋立処分物の削減につながります。
- ・ 溶融システム（ガス化溶融・灰溶融）は、新技術であるが、まだ実績が浅く、運転の安定性（運転の難易度、トラブルの頻度、メンテナンス費用）スラグの利用など課題が多い。
- ・ 灰溶融は燃料を消費（売電はできない）ガス化溶融は前処理・副資材が必要（発電はできる）である。

**エコセメント課題整理**

- ・ 灰の処理について、広域処理（26市町）しており、プラント的にスケールメリットがある。また、製造されたエコセメントは、全量利用している。
- ・ 多摩地域のごみ処理の連携から継続は不可欠である。

## 二ツ塚処分場の埋立量の推移

二ツ塚処分場に埋め立てられた  
可燃ごみ焼却灰と不燃ごみの量の推移。

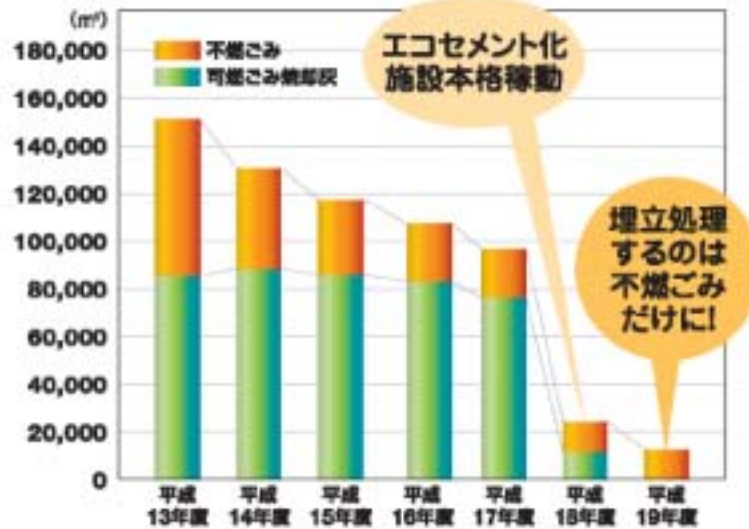


図 二ツ塚最終処分場の埋立処分量推移

転載：たまエコニュース Vol.47（東京たま広域資源循環組合）

上図は、循環組合の広報紙に紹介された二ツ塚処分場の埋立量の推移である。エコセメント化施設の稼働に伴い、埋立量は大幅に減量されている。

武蔵野市では、平成15年10月より武蔵野クリーンセンターで不燃・粗大ごみの選別残さの焼却を開始したことに伴い、従来埋立処分を行ってきた破碎残さが大きく減少し、平成16年度以降はゼロとなっている。

焼却残さについても平成18年度よりエコセメント化していることから、本市のごみは現在、埋立処分が行われていない。

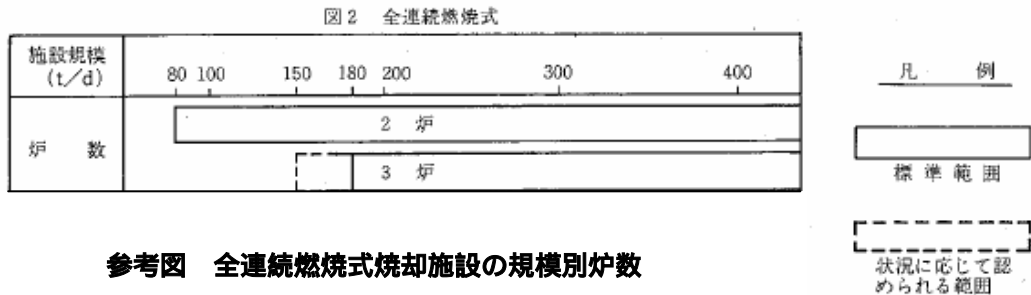


## 資料 . 施設の処理能力

### バックアップの考え方

熱回収施設（焼却施設）の炉数

以下に、施設規模別の炉数と、2 炉構成及び 3 炉構成の場合の補修整備計画の例を示す。



参考図 全連続燃焼式焼却施設の規模別炉数

出典：ごみ処理施設構造指針解説（(社)全国都市清掃会議）

表1.4.2-1 点検補修、補修整備計画の参考例（各炉ごとの年間停止日数85日）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月変動係数	1.09	0.95	1.00	1.20	1.03	0.98	0.88	0.94	1.01	1.17	0.85	0.89
日処理量 (t/日)	218	190	200	240	206	196	174	188	202	234	170	178
月間処理量 (t/月)	6,540	5,890	6,000	7,440	6,386	5,880	5,394	5,640	6,262	7,254	4,760	5,518
2炉構成 の場合 2×360/24h =272t/24h	1号炉											
	2号炉											
	延べ休止日数	14	15	13	7	14	16	20	18	18	0	15
	月間定格能力	6,256	6,392	6,392	7,480	6,528	5,984	5,712	5,712	5,984	8,432	5,576
負荷率	1.05*	0.92	0.94	0.99	0.98	0.98	0.94	0.99	1.05*	0.86	0.85	0.97
3炉構成 の場合 3×91t/24h =273t/24h	1号炉											
	2号炉											
	3号炉											
	延べ休止日数	11	20	22	10	23	25	33	27	21	0	30
月間定格能力	7,189	6,643	6,188	7,553	6,370	5,915	5,460	5,733	6,552	8,463	4,914	
負荷率	0.91	0.89	0.97	0.99	1.00	0.99	0.99	0.98	0.96	0.86	0.97	1.01*

(注) 月間定格能力は、1炉当たり定格能力×月の延べ運転日数  
 負荷率は、月間処理量/月間定格能力にて求めたが、本来は調整稼働率0.96以下となることが望ましい。  
 \*は負荷率が1を超えているが、翌月への持ち越しであり、過負荷運転を意味するものではない。

- : 全停止期間(起動停止を含む) 7日(年1回)
- ▭ : 停止3日+補修点検15日+起動3日=21日(年2回)
- ▭ : 停止3日+補修整備30日+起動3日=36日(年1回)

下段の表中の負荷率が1を超える場合には、ごみ量が能力を超えるため、ピット貯留により対応する必要がある。3 炉構成が 2 炉構成に比べ年間を通して均等な負荷で処理が可能なが見てとれるが、2 炉構成の場合にも 1 ~ 2 日分の超過がある程度であり、ピットでの調整が十分可能となる。

現在の武蔵野クリーンセンターは 3 炉構成で常時 2 炉運転であることから、1 炉を予備として休炉中のメンテナンスが可能となっている。これは、建設当時の施設規模の算出方法がごみ量変動の余裕を見込んだものだったためである。

しかし、現在は余裕率を小さくし過剰な施設整備を抑える方向にあり、ごみの減量を見込んだものとする必要があるため、この考えに基づくと、新施設は120トン強の規模となる。

この規模で3炉構成とすると1炉あたりの規模が小さくなり、燃焼効率や安定性が低下する。したがって、2炉構成とすることが基本となるが、これまでのバックアップを備えた施設運営の考え方を継続する場合には、交付金を考慮せず市の単費で予備炉を整備することが考えられる。

多摩地域では、東京たま広域資源循環組合を構成する26市町で連携し、広域支援が行われてきていることを踏まえ、バックアップの考え方を決定していく必要がある。

また、施設能力の決定には、災害時のごみ処理についても合わせて検討する必要がある。

## 地域防災計画/平成20年修正\_ごみ処理

### 第1. 処理方針

災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生の確保を図る。市本部物資対策部が中心になり、ごみ処理計画を策定し、体制を確立する。

### 第2. 処理方法

震災時におけるごみ排出は、膨大な量になると予想されるため、被災地の環境保全の緊急性から、ごみ処理を第1次対策と第2次対策とに分けて対処するものとする。

#### 1 第1次対策

一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみなど、生活上、衛生上速やかに処理を必要とするごみについては、市民等により分別を徹底させ処理を進めていく。

処分場への短期間大量投入が困難なため、環境保全に支障のない公有地・公園等を利用して、臨時ごみ積置場を確保し、平常作業からの応援及び臨時雇上げの人員、器材を活用することにより、収集が可能な状態となった時点から10日間で収集する。

予定臨時ごみ積置場

施設名	所在地
軟式野球場	武蔵野市緑町3-1

#### 2 第2次対策

臨時ごみ積置場に搬入されたごみを、臨時雇上げの人員、器材を活用して、処分場などへ搬出する。

### 第3. 応援要請

クリーンセンターの被害状況により、排出されたごみの処理が不可能な場合は都へ応援要請を行う。

## 資料 . 施設のあり方

1．建築意匠、まちづくり

2．環境負荷の少ない施設づくり

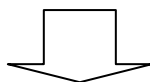
3．環境保全対策

1．建築意匠、まちづくり

現クリーンセンターの周辺まちづくりの成果

建物高さを20m以下、煙突高さ59mに抑え圧迫感を少なくした

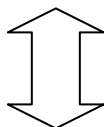
建物を鉄筋コンクリート造として、市役所と同色のタイル張りとした  
7,000本の木々で周囲を囲った  
市民の要望を取り入れた個性的な煙突とした（緑と白のストライプのデザイン）



周辺環境に配慮  
クローズド型な設計思想

### 新クリーンセンターの周辺まちづくりの考え方

クローズド型



オープン型

### 開かれた施設づくり例

- 多目的室（スペース）の市民開放  
市民が自由に利用できるスペースを設けることにより、施設自体の集客力を高め、ごみや環境への関心を高めるきっかけにつなげることも期待される。  
武蔵野市内の数少ない農産物や、近隣の授産施設等での生産品の直売所を設けること等が検討される場所である。



- 遊歩道  
周辺市民の憩いの場として、遊歩道の整備やビオトープ等を設けることを検討される場所である。





- イベント広場  
市のイベント等を行える広場を設けることも検討される場所である。(その他フリーマーケット等の会場に利用)
- 地域のコミュニティ形成  
本施設が熱回収施設の管理機能、環境啓発機能、余熱利用機能を含んだ複合施設となることを踏まえ、新たな地域のコミュニティ施設として、施設の見学者、環境学習来場者及び子供から高齢者まですべての市民が利用できる施設として、地域の活性化と福祉の増進を図ることも検討される場所である。
- 余熱利用施設  
熱回収された廃熱による余熱利用施設も検討される場所である。  
温浴設備(ジャグジー、露天風呂、歩行温浴設備、他)  
乾式及び湿式サウナ、リフレッシュルーム  
大広間、和室(茶道・華道、囲碁・将棋等多目的利用)  
大会議室(多目的スペース)、中会議室(会議・ダンス等多目的利用)、小会議室  
等の余熱利用施設の整備により、地域福祉活動の場を提供し、レクリエーションの場を提供する施設とするとともに、市民の誰もが気軽に利用でき、交流や地域の活性化の拠点となる施設が可能となる。



2

り



## 環境負荷の少ない効率的な処理システム

(一般廃棄物処理基本計画より～一部改変～)



昨今、地球温暖化防止の機運が高まっており、国ではライフスタイル・ワークスタイルに焦点をあてた温室効果ガス削減プロジェクト等を行っています。平成20年11月には「低炭素社会づくり行動計画」が策定され国全体を低炭素化へと方向づける取組が進められています。

地球温暖化防止に向けた取り組みは廃棄物処理においても求められており、環境省はこれまでに「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」を作成し、数値目標を含めた具体的な対策を推進しています。この中で、廃棄物処理事業のうち焼却処理に伴って排出される温室効果ガスが対象となっており、ごみの減量及びリサイクルによる対策がうたわれています。

また、平成19年6月には環境省より「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が示され、この中では、ごみの減量や資源化率といった従来からの目標値以外に廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口1人1日当たりの排出量が一つの指標として掲げられています。これを受けて、武蔵野市の一般廃棄物処理基本計画でも、温室効果ガス排出量の削減を目標の一つに掲げ、収集・運搬から最終処分までの一連の廃棄物処理事業全体での温室効果ガス排出量削減の必要性をうたっています。

さらに、一般廃棄物処理基本計画の上位計画に当たる国の循環型社会形成推進基本計画においても、「持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会や自然強制社会に向けた取組と統合して、循環型社会の形成を国内外問わず実現」をポイントとして掲げており、その具体的な方策として、ごみの中間処理における廃棄物発電の導入や、バイオマス系循環資源の有効活用が挙げられています。

焼却処理施設における余熱の利用については、現クリーンセンターでは市庁舎や体育館への熱供給を行うにとどまっています。しかし、循環型社会形成推進交付金制度で求められる発電効率10%を超える廃棄物発電が導入されれば、これまで全量を電力会社からの供給に頼ってきた施設の消費電力を、自施設でまかなうことが可能となり、消費電力量を大幅に削減し、ひいては温室効果ガス排出量の削減が可能となります。

焼却施設はごみを燃やす施設であることから、その燃焼に伴う二酸化炭素が当然発生します。しかし、バイオマス資源を含むごみを燃料とした発電機能を設けることにより、化石燃料を用いる発電所の電力に比べ、クリーンな電力を発電することが可能であるといえます。

## テーマ例

- ・更なるごみ減量と資源化による施設規模の設定
- ・安全で、安定した運転稼働ができ、かつ維持管理が容易で、維持管理費が割高にならないシステムの採用

---

政府は2005年に発効した[京都議定書の目標](#)を達成するため、大規模な[国民的普及啓発運動](#)として「チームマイナス6%」を立ち上げ、CO<sub>2</sub>削減に向け提示した「買い物とごみで減らそう」など6つの取り組みを実行できる方を募っています。他にも「[めざせ！1人、1日、1kg CO<sub>2</sub>削減](#)」などを標榜し、CO<sub>2</sub>削減の呼びかけを行っています。

- ・エコセメント化施設との連携を継続し、最終処分量ゼロを持続
- ・焼却処理により発生する熱エネルギーの有効利用（発電システムの採用）
- ・ストックマネジメント、サステナブル建築の理念の採用
- ・地球温暖化対策によるCO<sub>2</sub>削減

## 環境負荷の少ない施設づくり例

- 熱利用（発電、蒸気利用）

武蔵野市の庁舎関係による消費電力うちクリーンセンターの電力消費量は非常に大きなものがある。熱回収として排ガス冷却により発生する蒸気を利用して蒸気タービンによる発電設備の設置が重要となる。発電電力の自己消費により、購入している電気のほぼ全量を補うことができる。

蒸気タービンによる発電後の廃熱の利用や蒸気を直接、温浴施設等の余熱利用施設や周辺公共施設等への冷暖房、給湯等による外部熱供給を行うことが可能となる。

次図に示すように、概ね100トン/日程度の規模から発電設備が設置されている。

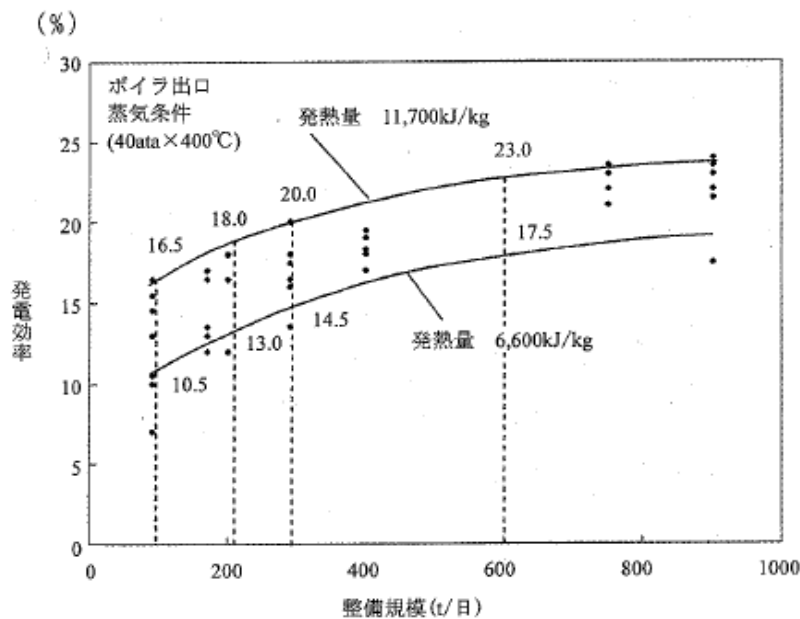


図 施設整備規模と発電効率

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版 ((社) 全国都市清掃会議)

- 地球温暖化対策

武蔵野市の地球温暖化ガスの発生量のうち、武蔵野クリーンセンターの稼働に伴う電力消費による二酸化炭素発生量が大部分を占める。前述した、発電設備を設けることや、温浴施設、公共施設への熱供給をすることにより電力使用量が下がることから二酸化炭素発生量の大幅な低減が可能となる。

最新の施設とすることで、電動機の回転数制御（インバータ制御）や低消費型の機器を採用することも可能となる。



- 屋上利用（太陽光発電、屋上・壁面緑化）

太陽光発電、風力発電や燃料電池等の設備を設けることにより、蒸気タービン発電機と比べ、大容量の設備は難しく発電量はわずかであるものの、来場者が新エネルギーへの興味・関心を深めることにより、環境教育・普及啓発の効果が見込まれる。

施設の屋上・壁面を緑化することにより、施設自体の景観が周辺の緑地に溶け込み、威圧感が軽減されるほか、緑化部分の室内環境が改善（断熱効果）され、省エネルギーにつながる。ヒートアイランド現象の改善にも一定の評価がされる場所である。現状より更にセンターの屋上利用等を行うことにより、周囲の環境と合わせた屋上利用等による、積極的なまちづくり方法についても検討される場所である。



- リサイクル啓発施設

不要品の修理再生工房、再生品の展示設備、3Rの普及啓発を行うための設備、環境学習に必要な設備を設けることも検討される場所である。

見学者説明設備

多目的ルームにおける会議、イベント、軽運動等

市民用、広報用のラウンジ等

現クリーンセンターで有していない啓発機能を整備することにより、市民の環境意識、ごみ減量・リサイクルの意識を向上させることが必要である。



- 監視・モニタリングの充実

施設の稼働後に適切な運転、環境保全等が実施されていることを、市民や団体で監視していくために必要なハード面での設備を設けることや、P D C Aサイクルを取り入れたソフト面での監視の仕組みづくりを行っていくことも検討される必要がある。

市民モニタリングや運営協議会の監視用のモニタリングルームの設置

モニタリング設備（ITV モニター、監視用データ閲覧 PC、専門書、稼働データの閲覧等） 遠隔地へのインターネットや電話回線を使用したテレメータ伝送技術を利用した情報公開（主要駅等への設置や関係する環境啓発施設等への設置）

### 3 . 環境保全対策

< 検討課題 >

#### 1.建設にあたって、環境保全の面での要求事項

\* 市民から

- ・ 地域住民の要求

(立地場所が決まっていないが、既設周辺住民の要求事項、及び協議会での要求事項を整備し参照)

- ・ 市民(周辺以外)の立地に際しての要求事項

\* 行政側から

- ・ 市の条例(公害防止基準、都市計画ほか建築基準、市の条例等)
- ・ 都の規制(環境影響評価条例、アセス技術指針等)
- ・ 国の法的規制(公害防止基準、都市計画ほか建築基準)

#### 2.施設側から環境に影響する要因及び影響度合い

\* 中間施設

- ・ 建設物の立地そのものの影響
- ・ 建築物の影響
- ・ 機械品

各装置ごとまたはトータルの見込み数値

- ・ 電気品

使用電力他

\* 上流側

- ・ 分別方法

(既存の資源化、減量化に対する各委員会、検討会の提言、課題を整備)

- ・ ゴミの収集、搬送の輸送車両

\* 下流側

- ・ 中間処理後の残さの搬送

#### 3.保全面での要求事項に対して達成するための手段

\* 1 項の要求事項を環境アセスの項目毎に整備

\* 2 項の総合計として各項目毎に見込推定

\* アセス項目毎に達成技術、手段を検討

#### 4.その他の事項

・ メンテナンス費用、エコセメント事業など将来展望、予測を含めて運営管理まで検討

- ・ 建設スケジュール(アセスメント、工事協定・・・)

## 新施設整備にあたっての環境影響評価

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価することをいう。英語では Environmental Impact Assessment であり、環境アセスメントとも呼ばれている。

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象事業には、焼却施設等の廃棄物処理施設は含まれませんが、東京都環境影響評価条例では、廃棄物処理施設の設置が対象とされている。ただし、対象施設は処理能力 200 t/日以上とされており、武蔵野市の規模ではこれに該当しないと考えられる。

この環境影響評価法とは別に、廃棄物の処理および清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、廃棄物処理施設の設置にあたっては、施設の設置が周辺の生活環境に与える影響を事前に評価する、生活環境影響調査を実施することとされている。

したがって、本市の新施設整備にあたっては、都条例による環境アセスメント対象とはなりません。廃棄物処理法の生活環境影響調査を行う必要がある。

以下に、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に示される生活環境影響調査の標準的な調査項目を示す。

表 生活環境影響調査項目例

調査事項	生活環境影響要因						
	生活環境影響調査項目	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行	
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○				
		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○			○	
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 注)	○				
	騒音	騒音レベル			○	○	
振動	振動レベル			○	○		
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)	○		○		
		生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		○			
		浮遊物質 (SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目 注)		○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。

たとえば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合)などがあげられる。

武蔵野市では、現施設建設時に、これらの法律等が制定される以前であったにも関わらず、周辺住民の不安を取り除くため当時としては先進的な取組として独自に環境影響評価を行った経緯がある。また、施設稼働後にも住民からの要望により、継続的に周辺土壌の D X N 調査を行ってきている。

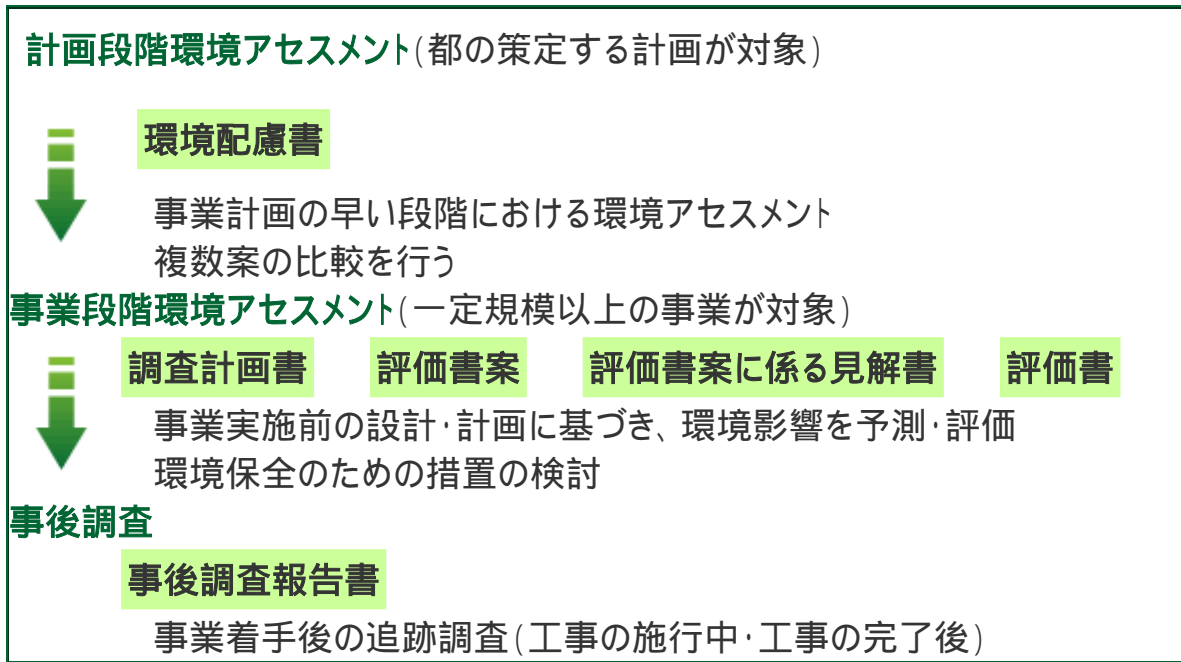
上記項目の中では下水道整備が行き届いており、水質調査は不要と考えられるが、委員会や市民からの意見を反映させ、土壌汚染、日影、低周波音、交通量等、条例アセスに準じた必要と考えられる項目を追加的に実施することが考えられる。

参考) 東京都環境影響評価条例に示される環境影響評価の調査項目

別表1 地域の概況の調査内容

区分	調査項目	収集・解析する情報内容(例)
一般項目	人口	人口の動態、人口密度、人口分布等
	産業	工場、事業場の状況等
	交通	道路交通状況(道路網、交通量等)、鉄道等の状況(鉄道路線、駅の位置、利用状況等)その他必要な交通状況
	土地利用	土地利用の状況
	水域利用	河川等の分布及び流域の概況、水路等の状況、水域の利用状況、公共下水道の普及状況(合流式、分流式の区分を含む。)等
	気象	気温、風向、風速、降雨量等
	関係法令の指定・規制等	関係法令による指定地域、地区、規制の内容等
環境項目	環境保全に関する計画等	環境保全に関する各種計画、方針等の概要
	その他	その他地域の状況の特徴づける事項
	大気汚染	大気汚染の状況
	悪臭	悪臭の状況
	騒音・振動	騒音の状況、振動の状況及び低周波音の状況
	水質汚濁	水質汚濁の状況
	土壌汚染	土壌汚染の状況
	地盤	地盤の概況、地下水位の概況、地盤沈下の状況等
	地形・地質	地形、地質の概況、土地の安定性の概況、特異な地形・地質の分布等
	水循環	河川等の形態・水量等の概況、湧水及び地下水の流動状況の概況
	生物・生態系	植物相、動物相、水生生物相、注目種、植生、生態系、緑の量等の概況
	日影	日照・日陰状況の概況、超高層建築物の状況等
	電波障害	放送波の概況、電波障害対策地域の分布等、超高層建築物の状況等
	風環境	風害等の発生状況の概況、超高層建築物の状況等
	景観	地域景観の特性の概況、高層建物、景観ポイント等の分布状況の概況
	史跡・文化財	指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布状況、江戸期遺構の分布状況等
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場の分布、機能、利用状況等の概況、自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況等	
廃棄物	廃棄物の処理状況等の概況	
温室効果ガス	エネルギー使用状況の概況、各種目標値等	

表 都条例に基づく環境アセスメント手続概要



**環境保全に関する基準～施設基本構想より(一部改変)～**

大気関係

本市と同規模における大気関係の法規制値は以下の「エラー! 参照元が見つかりません。」に示すとおりである。

これに対し現武蔵野クリーンセンターは、法規制より厳しく上乘せされた自主規制値を定めている。この自主基準値は、比較的新しい近隣の大型施設の設定状況を見ても、窒素酸化物を除いて見劣りするものではなく、整備当時としては大変厳しい先進的な条件である。

(仮称)新武蔵野クリーンセンターについても大気関係の自主基準値は、概ね現状通りでも最新の施設と遜色ないものになると考えられるが、窒素酸化物については新たな基準に見直すこととし、施設基本計画において検討・決定していくことが必要と考えられる。

表 法規制値及び現センターの自主規制値

項 目	法 規 制 値	根 拠 法 令	自 主 規 制 値
ば い じ ん	0.08 g/Nm <sup>3</sup>	大気汚染防止法	0.03 g/Nm <sup>3</sup>
硫 黄 酸 化 物	105 ppm 程度 (K=1.17)	大気汚染防止法	30 ppm
窒 素 酸 化 物	250 ppm	大気汚染防止法	150 ppm
塩 化 水 素	430 ppm	大気汚染防止法	25 ppm
一 酸 化 炭 素	100 ppm	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	100 ppm
ダイオキシン類	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> (1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	ダイオキシン類対策特別措置法 上段:現施設(下段:新設時)	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> (目標0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )



表 東京都内の清掃工場の設計排ガス濃度

設置主体	施設名称	竣工		処理能力	炉数	ばいじん 単位:ppm	硫黄酸化物 単位:ppm	窒素酸化物 単位:ppm	塩化水素 単位:ppm	一酸化炭素 単位:ppm	ダイオキシン類 単位:ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
		年	月								
八王子市	館清掃工場	1981	3	150	2	0.03	30	110	300	50	1
八王子市	北野清掃工場	1994	9	100	1	0.02	20	90	25	50	1
八王子市	戸吹清掃工場	1998	3	100	3	0.02	20	50	25	50	
立川市	立川市清掃工場 (1・2号炉)	1979	10	90	2	0.007		148	325	100	1
立川市	立川市清掃工場 (3号炉)	1997	3	100	1	0.02	20	50	20	30	
武蔵野市	武蔵野クリーンセンター	1984	10	65	3	0.03	30	150(120)	25	100(50)	1
三鷹市	三鷹市環境センター	1984	12	65	3	0.01	30	95	25	25	0.5
昭島市	昭島市清掃センター	1995	3	95	2	0.02	20	80	50	50	
町田市	町田リサイクル文化センター (2・3号炉)	1982	5	150	2	0.02	10	100	50	100	1
町田市	町田リサイクル文化センター (4号炉)	1994	8	176	1	0.03	20	80	80	100	1
日野市	日野市クリーンセンター	1987	3	110	2	0.02	30	150	70	50	0.5
東村山市	秋水園	1981	10	75	2	0.02		110	100	50	1
国分寺市	清掃センター	1985	10	70	2	0.03	50	100	200	50	1
二枚橋衛生組合	塵芥焼却場 (1号炉)	1967	5	135	1	0.02	60	100	200	100	
二枚橋衛生組合	塵芥焼却場 (3・4号炉)	1972	3	135	2	0.05	60	100	200	100	
柳泉園組合	柳泉園クリーンポート	2001	12	105	3	0.02	20	56	25	30	0.1
西多摩衛生組合	西多摩衛生組合環境センター	1998	3	160	3	0.02	30	50	25	50	0.5
多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川	1998	3	150	3	0.02	20	68	25	50	1 (自主0.1)
小平・村山・大和衛生組合	3号ごみ焼却施設	1975	3	150	1	0.02	100	125	215	50	1
小平・村山・大和衛生組合	4・5号ごみ焼却施設	1986	11	105	2	0.02	100	120	215	50	1
西秋川衛生組合	高尾清掃センター	1978	3	75	2	0.05			344	50	
多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場	1998	3	200	2	0.02	20	80	25	50	0.1
東京二十三区清掃一部事務組合	大田清掃工場 第一工場	1990	3	200	3	0.01	20	50	15	50	1
東京二十三区清掃一部事務組合	大田清掃工場 第二工場	1990	3	200	3	0.01	20	50	15	50	1
東京二十三区清掃一部事務組合	杉並清掃工場	1982	12	300	3	0.01	30	50	25	50	1
東京二十三区清掃一部事務組合	光が丘清掃工場	1983	9	150	2	0.01	30	50	25		1
東京二十三区清掃一部事務組合	目黒清掃工場	1991	3	300	2	0.01	20	50	15	50	1
東京二十三区清掃一部事務組合	破碎ごみ処理施設	1992	7	180	1	0.01	20	70	15		1
東京二十三区清掃一部事務組合	練馬清掃工場	1992	9	300	2	0.01	30	50	25	100	1
東京二十三区清掃一部事務組合	有明清掃工場	1994	7	200	2	0.02	20	49	15		1
東京二十三区清掃一部事務組合	千歳清掃工場	1996	3	600	1	0.02	20	70	15		1
東京二十三区清掃一部事務組合	江戸川清掃工場	1997	1	300	2	0.02	20	70	15		1
東京二十三区清掃一部事務組合	墨田清掃工場	1998	1	600	1	0.02	20	60	15	50	0.5

設置主体	施設名称	竣工		処理能力	炉数	ばいじん 単位:ppm	硫酸化物 単位:ppm	窒素酸化物 単位:ppm	塩化水素 単位:ppm	一酸化炭素 単位:ppm	ダイオキシン類 単位:ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
		年	月								
東京二十三区清掃一部事務組合	北清掃工場	1998	3	600	1	0.02	20	70	15	50	0.5
東京二十三区清掃一部事務組合	新江東清掃工場	1998	9	600	3	0.02	20	60	15	30	0.5
東京二十三区清掃一部事務組合	港清掃工場	1999	1	300	3	0.02	20	60	15	50	0.5
東京二十三区清掃一部事務組合	豊島清掃工場	1999	6	200	2	0.2	20	40	15	50	0.1
東京二十三区清掃一部事務組合	中央清掃工場	2001	7	300	2	0.01	10	43	10	30	0.1
東京二十三区清掃一部事務組合	渋谷清掃工場	2001	7	200	1	0.01	10	46	10	30	0.1
東京二十三区清掃一部事務組合	板橋清掃工場	2002	11	300	2	0.01	10	50	10	30	0.1
東京二十三区清掃一部事務組合	多摩川清掃工場	2003	6	150	2	0.01	10	50	10	30	0.1
東京二十三区清掃一部事務組合	足立清掃工場	2005	3	350	2	0.01	10	50	10	50	0.1
東京二十三区清掃一部事務組合	品川清掃工場	2006	3	300	2	0.01	10	50	10	30	0.1
東京二十三区清掃一部事務組合	葛飾清掃工場	2006	12	250	2	0.01	10	50	10	30	0.1
東京二十三区清掃一部事務組合	世田谷清掃工場	2007	12	150	2	0.01	10	50	10	30	0.1
東京二十三区清掃一部事務組合	中防灰溶融施設	2006	12			0.01	10	50	10		0.1

出典：平成 20 年 2 月：財団法人廃棄物研究財団（平成 18 年度版ごみ焼却施設台帳[全連続燃焼方式編]）

### 排水関係

都市化が進んだ本市においては、下水道整備が進み、市内全域にわたり下水道設備が完備されているため、(仮称)新武蔵野クリーンセンターの排水については現施設と同様に下水道排除基準以下に排水を処理し、下水道に放流していくことが考えられる。

さらに、資源循環の観点から、雨水利用や排水処理水の再利用として極力、場内にて使用していくことが必要と考えられる。

### 騒音・振動・悪臭関係

施設近隣に市民生活が密着している本市において、最も影響が懸念される項目であるが、現武蔵野クリーンセンターについては、緩衝緑地の整備、建物の鉄筋コンクリート造、出入口へのエアーカーテン設置、ごみピットから発生する悪臭を燃焼空気とすること等の臭気除去対策により、騒音・振動・悪臭に対する対応を行ってきた。

騒音・振動・悪臭については、施設の場所により基準が異なるが、次ページ以降に示すとおり基準が定められており、現クリーンセンター用地においては、第1種住居地域の基準が適用されている。

(仮称)新武蔵野クリーンセンターにおいても、騒音・振動・悪臭については現在の水準の維持、向上を目指すべきと考えられる。

### 温室効果ガス対策

東京都では、地球温暖化対策計画書制度を設け、一定以上の燃料・電気等を使用する事業所を対象に、計画書の提出と公表を求めることにより、事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制を中心とした地球温暖化対策への計画的な取組を促している。

現武蔵野クリーンセンターにおいても、この制度に則った取り組みを行っているが、(仮称)新武蔵野クリーンセンターにおいては、発電等の機能を付加することや温暖化対策の対応機器等の導入により、さらなる温室効果の低減を図っていくことが求められる。

【騒音の基準】

表 騒音に係る環境基準

単位：デシベル

地域の類型		時間の区分		
地域	当てはめ地域	地域の区分	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域	一般地域	55以下	45以下
	準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60以下	50以下
	準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

注) 1. 地域

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して接地される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2. この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

資料：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(平成11年3月10日 都告示第259号)

表 騒音規制法の特定工場等に係る規制基準

区域の区分		時間の区分			
区域	当てはめ地域	朝 6～8時	昼間 8～19時	夕 19～23時	夜間 23～6時
第1種 区域	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・AA地域 清瀬市松山3丁目 竹丘1丁目及び3丁目の一部 ・前号に接する地先及び水面	40デシベル	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種 区域	・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・第1特別地域 ・無指定地域(第1、第3、第4種区域を除く。)	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第3種 区域	・近隣商業地域(第1特別地域を除く。) ・商業地域(第1特別地域を除く。) ・準工業地域(第1特別地域を除く。) ・第2特別地域 ・前号に接する地先及び水面	55デシベル	60デシベル	20時 55デシベル	50デシベル
第4種 区域	・工業地域(第1、第2特別地域を除く。) ・第3特別地域 ・前号に接する地先及び水面	60デシベル	70デシベル	60デシベル	55デシベル

注)1.第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校(幼稚園を含む)、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域を除く)における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。

2.区域

第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域:住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域:住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域:主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

3.AA地域:平成12年3月31日都告示第420号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)

4.特別地域:2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲

資料:「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準」(昭和44年2月20日都告示第157号)

表 環境確保条例の工場・指定作業場に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分			
区域	当てはめ地域	朝 6～8時	昼間 8～19時	夕 19～23時	夜間 23～6時
第1種区域	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・AA地域 ・前号に接する地先及び水面	40デシベル	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	・第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) ・第2種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・第1特別地域 ・無指定地域(第1、第3、第4種区域を除く。)	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第3種区域	・近隣商業地域(第1特別地域を除く。) ・商業地域(第1特別地域を除く。) ・準工業地域(第1特別地域を除く。) ・第2特別地域 ・前号に接する地先及び水面	55デシベル	60デシベル	20時 55デシベル	50デシベル
第4種区域	・工業地域(第1、第2特別地域を除く。) ・第3特別地域 ・前号に接する地先及び水面	60デシベル	70デシベル	60デシベル	55デシベル

注)1.第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法に規定する保育所、病院、医療法に規定する診療所(患者の収容施設を有するものに限る)、図書館法に規定する図書館、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域、第3特別地域を除く)の工場又は指定作業場は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。

2.区域

- 第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 第2種区域:住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 第3種区域:住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 第4種区域:主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

3.AA地域:平成12年3月31日都告示第420号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)

4.特別地域:2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲

資料:「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月22日 都条例第215号)

【振動の基準】

表 振動規制法の特定工場等に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	
区域	該当地域	昼間 8～19時	夜間 19～8時
第1種区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種低層住居専用地域</li> <li>・第2種低層住居専用地域</li> <li>・第1種中高層住居専用地域</li> <li>・第2種中高層住居専用地域</li> <li>・第1種住居地域</li> <li>・第2種住居地域</li> <li>・準住居地域</li> <li>・用途地域の定めのない地域</li> </ul>	60デシベル	55デシベル
第2種区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣商業地域</li> <li>・商業地域</li> <li>・準工業地域</li> <li>・工業地域</li> <li>・前号に接する地先及び水面</li> </ul>	65デシベル	20時 60デシベル

注) 1. 学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

2. 区域

第1種区域: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域: 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

資料: 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日 環境庁告示第90号)

「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準」(昭和52年3月30日 都告示第240号)

表 環境確保条例の工場・指定作業場に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
区域	該当地域	昼間 8～19時	夜間 19～8時
第1種 区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種低層住居専用地域</li> <li>・第2種低層住居専用地域</li> <li>・第1種中高層住居専用地域</li> <li>・第2種中高層住居専用地域</li> <li>・第1種住居地域</li> <li>・第2種住居地域</li> <li>・準住居地域</li> <li>・無指定地域</li> </ul>	60 デシベル	55 デシベル
第2種 区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣商業地域</li> <li>・商業地域</li> <li>・準工業地域</li> <li>・工業地域</li> <li>・前号に接する地先及び水面</li> </ul>	65 デシベル	20時 60 デシベル

注) 1. 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内の工場又は指定作業場は、当該値から 5 デシベルを減じた値を適用する。

2. 区域

第1種区域: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域: 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

資料: 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年 12 月 22 日 都条例第 215 号)



【悪臭の基準】

表 悪臭防止法及び環境確保条例の悪臭の規制基準

区域の区分		悪臭原因物である気体で工場または指定作業場から排出されるものに係る当該工場または指定作業場の敷地の境界線の地表における悪臭の許容限度	悪臭原因物である気体で工場または指定作業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものに係る当該工場または指定作業場の排出口における悪臭の許容限度				
種別	該当区域		排出口高さ15m未満の施設			実排出口高さ15m以上の施設	
			排出口の口径が0.6m未満の場合	排出口の口径が0.6m以上0.9m未満の場合	排出口の口径が0.9m以上の場合	排出口の実高さが周辺最大建物の高さの2.5倍未満の場合	排出口の実高さが周辺最大建物の高さの2.5倍以上の場合
第1種区域	1 第1種低層住居専用地域	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$q_t = 275 \times H_0^2$	$q_t = 357 \times F_{max}$
	2 第2種低層住居専用地域						
	3 第1種中高層住居専用地域						
	4 第2種中高層住居専用地域						
	5 第1種住居地域						
	6 第2種住居地域						
	7 準住居地域						
	8 無指定地域						
第2種区域	1 近隣商業地域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$q_t = 436 \times H_0^2$	$q_t = 566 \times F_{max}$
	2 商業地域						
	3 準工業地域						
	4 1~3に接する地先・水面						
第3種区域	1 工業地域	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$q_t = 549 \times H_0^2$	$q_t = 712 \times F_{max}$
	2 工業専用地域						
	3 1~2に接する地先・水面						

注)  $q_t$ は排出ガスの臭気排出強度 ( $m^3N/min$ )、 $H_0$ は排出口の実高さ (m)

資料: 「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)

「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準」(昭和48年6月1日 都告示第641号)

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月22日 都条例第215号)

【土壌中ダイオキシン類測定結果 (単位:pg-TEQ/g)】

場 所	緑町ふれあい広場	むさしの市民公園	大野田小学校	こうちゃん公園	第五小学校	境南小学校
地 名	緑町3丁目	緑町2丁目	吉祥寺北町4丁目	緑町2丁目	関前3丁目	境南町2丁目
クリーンセンターからの距離	約130m	約200m	約270m	約540m	約1,150m	約3,150m
平成10年12月11日	7	46	21	4.5	10	12
平成11年12月17日	8.2	36	19	7.3	15	13
平成12年12月1日	11	45	17	7.3	15	17
平成13年12月12日	7.1	33	16	5.5	13	18
平成14年12月2日	11	34	15	5.6	17	19
平成15年12月5日	9.4	33	44	4.5	18	25
平成16年12月9日	29	37	15	11	17	6.4
平成17年12月21日	11	18	33	6.3	16	20
平成18年12月19日	12	25	26	5.7	18	18
平成19年12月17日	7.3	17	20	3.3	9.7	13

環境基準：1,000pg-TEQ/g

1pg(ピコグラム)は、1兆分の1g(グラム)です。

TEQとは最も毒性の強いダイオキシン(2・3・7・8ジオキシン)に換算した濃度をいいます。

12年度からコプラナPCBを含む値です。

資料 . ごみ減量対策と新施設

1. クリーンセンターを取り巻く環境

世界、国、都の動き

項目	市民	事業者	クリーンセンター
地球温暖化	CO <sub>2</sub> 削減	CO <sub>2</sub> 削減	CO <sub>2</sub> 削減
3R(リデュース)	ごみの減量	ごみの減量	
(リユース)	中古品購入、フリーマーケット		
(リサイクル)	分別の徹底	事業系生ごみのバイオマス化	サーマルリサイクル(発電)
循環型社会形成推進基本法(発生抑制、再利用、再生利用、熱回収)	発生抑制、再利用、再生利用	発生抑制、再利用、再生利用	熱回収 サーマルリサイクル(発電)
東京都環境確保条例による地球温暖化対策			蒸気利用 発電 電動機の回転数制御(インバータ制御)や低消費型機器の採用

武蔵野市の現状

項目	市民	事業者	クリーンセンター
人口密度 全国第2位の住宅地 大規模工場はない(工業地域がない)			都市施設 住宅地に存在するクリーンセンター
6万世帯中半分が単身	ごみの減量 分別の徹底		
昼間人口 吉祥寺 若者、事業所	分別の徹底	分別の徹底	
農地面積3%程度しかない			*本格的な生ごみの堆肥化は難しい
最終処分場がない	ごみの減量	ごみの減量	焼却灰 エコセメント

### 多摩、武蔵野市のごみの現状

項目	市民	事業者	クリーンセンター
ごみの有料化	ごみの減量		ごみの削減化傾向
チャレンジ700g	ごみの減量		ごみの削減化傾向
事業系ごみ分別・減量 資源化		分別・減量資源化	ごみの削減化傾向
多摩地域のリサイクル 率は高い	分別の徹底		ごみの削減化傾向
エコセメント化			焼却灰の処理(広域処 理、リサイクル)

## 2. ごみ質からの課題

物理的組成の比較（湿ベース） 単位：%

分類項目		戸建	集合（世帯）	集合（単身）	単純平均
(1)燃やす ごみ	資源化できない紙類	3.61	2.13	4.67	3.47
	資源化できない布類	2.38	1.47	8.38	4.08
	厨芥類	41.16	49.95	27.64	39.58
	草木類	5.60	1.06	0.82	2.49
	紙おむつ	12.27	1.28	3.54	5.70
	汚れたプラスチック容器類	1.44	8.12	10.89	6.82
	プラスチック製品	2.15	1.45	1.07	1.56
	かばん、バッグ類	0.00	0.00	0.00	0.00
	ゴム、皮革製品	0.00	0.00	0.00	0.00
	磁気テープ類	1.77	0.00	0.00	0.59
	靴類	3.43	0.00	0.00	1.14
	アルミホイル	0.02	0.12	0.19	0.11
	その他	13.36	12.66	10.67	12.23
	小計	87.19	78.24	67.87	77.77
(2)分別不適物	12.01	20.85	31.40	21.43	
(3)その他(ごみを入れてあった容器・包装)	0.81	0.93	0.74	0.83	
合計	100	100	100	100	

不適正排出項目の割合（湿ベース） 単位：%

分類項目			戸建	集合（世帯）	集合（単身）	単純平均
分別不適物	燃やさないごみ	金属製品	0.02	0.00	0.02	0.01
		小型家電	0.00	0.00	0.00	0.00
		不燃物	0.00	0.17	0.39	0.19
		金属のついているもの	1.86	0.17	1.98	1.34
		その他（燃やさないごみ）	0.70	0.29	0.04	0.34
		小計	2.58	0.63	2.43	1.88
	資源化可能なもの	紙類	5.13	14.61	21.77	13.84
		古着類	3.25	0.85	3.38	2.49
		びん	0.00	0.00	0.00	0.00
		缶	0.00	0.00	0.02	0.01
		ペットボトル	0.00	0.00	0.47	0.16
		プラスチック製容器・包装	1.05	4.39	2.33	2.59
		その他（資源可能なもの）	0.00	0.37	0.16	0.18
		小計	9.43	20.22	28.13	19.27
	有害ごみ	電池、体温計、ガスボンベ、蛍光管、スプレー缶	0.00	0.00	0.00	0.00
	市で収集・処理できないごみ		0.00	0.00	0.84	0.28
	合計		12.01	20.85	31.40	21.43

「燃やさないごみ」の組成分析結果

物理的組成の比較（湿ベース） 単位：%

分類項目		戸建	集合（世帯）	集合（単身）	単純平均
(1)燃やさないごみ	金属製品	14.29	22.53	12.47	16.43
	小型家電	15.95	16.38	27.21	19.85
	不燃物	12.03	20.59	22.37	18.33
	金属のついでているもの	18.66	7.54		10.88
	その他	2.02	0.81	0.66	1.16
	小計	62.95	67.85	69.14	66.65
(2)分別不適物		36.58	31.58	30.44	32.86
(3)その他(ごみを入れてあった容器・包装)		0.47	0.56	0.43	0.49
合計		100	100	100	100

不適正排出項目の割合（湿ベース） 単位：%

分類項目		戸建	集合（世帯）	集合（単身）	単純平均	
分別不適物	燃やすごみ（旧燃やせないごみ）	汚れたプラスチック容器類	3.66	0.21	0.02	1.30
		プラスチック製品	20.51	14.79	13.55	16.28
		かばん、バッグ類	0.92	1.65	0.91	1.16
		ゴム、皮革製品	1.13	0.30	2.31	1.25
		磁気テープ類	0.17	0.00	0.00	0.06
		靴類	0.62	0.10	0.73	0.48
		アルミホイル	0.01	0.00	0.00	0.00
		その他	0.00	0.55	0.02	0.19
		小計	27.02	17.60	17.54	20.72
	燃やすごみ（旧燃やせるごみ）	資源化できない紙類	0.04	0.48	0.00	0.17
		資源化できない布類	0.05	0.23	0.48	0.25
		厨芥類	0.00	0.00	0.03	0.01
		草木類	0.42	0.22	0.45	0.36
		紙おむつ	0.00	0.00	0.00	0.00
		その他	0.00	0.00	0.00	0.00
		小計	0.51	0.93	0.96	0.79
	資源化可能なもの	紙類	0.49	0.39	1.02	0.63
		古着類	0.00	0.00	0.00	0.00
		びん	3.87	6.96	6.60	5.81
		缶	0.60	1.66	2.12	1.46
		ペットボトル	0.14	0.00	0.00	0.05
		プラスチック製容器・包装	2.98	1.04	0.41	1.48
		その他	0.00	0.00	0.00	0.00
		小計	8.08	10.05	10.15	9.43
	有害ごみ	電池、体温計、ガスボンベ、蛍光灯、スプレー缶	0.74	1.99	1.60	1.44
	市で収集・処理できないごみ		0.23	1.01	0.19	0.48
	合計		36.58	31.58	30.44	32.86



## 武蔵野市の単身世帯へのごみ意識啓発についての取り組み

### 転入時

毎年、転出入の集中する3月下旬～4月上旬に、市役所1階ロビーに「ごみ分別案内所」を設置している。

ごみ分別区分の基本とわかりづらいつい例を挙げて掲示するとともに、「クリーンむさしのを推進する会」や環境美化推進員の協力を得ながら、市民に対面で分別案内やごみ減量の呼びかけを行っている。

### 集合住宅へのサービス

集合住宅のごみ置場に貼っていただくように、希望する集合住宅の住人にごみ分別の記載された一覧表を配布している。

### 不適正排出のパトロール

不法投棄防止やまちの美化などを目的に市内のパトロールを毎日行っている。

主に集合住宅のごみ置場において不法投棄された廃棄物や分別の著しく悪い廃棄物について、内容を確認し、排出した市民が特定できた場合には、警察と連携をとりながら、適正に処理していただくようお願いしている。

また、集合住宅の管理者に対して、ごみ置場の清潔を保ち、住人にごみ分別を徹底させるよう指導している。

### 組成分析

武蔵野市の特性である単身世帯と移動人口の多さは、ごみ分別が徹底されない理由の一つとして挙げられる。

分別の難しさがどのような点にあるかを知るためにも単身世帯のごみの排出特性を掴む必要のあることから、一戸建て住宅・集合住宅(ファミリー・単身)という区分でごみの組成分析の経年変化を追っている。

単身世帯に多く見られる資源化の可能な紙等が燃やすごみの中に混入している不適正な排出の状況をホームページで伝え、分別の注意を呼びかけている。

### タウンウォッチング・タウンクリーニング

環境美化推進員と協働して、コミュニティセンターごとに清掃活動を行いながら、ごみの排出状況の悪い集積所等の状況を確認している。後日、市から集積所の管理者へごみの排出指導を行っている。

### ごみ処理基本計画

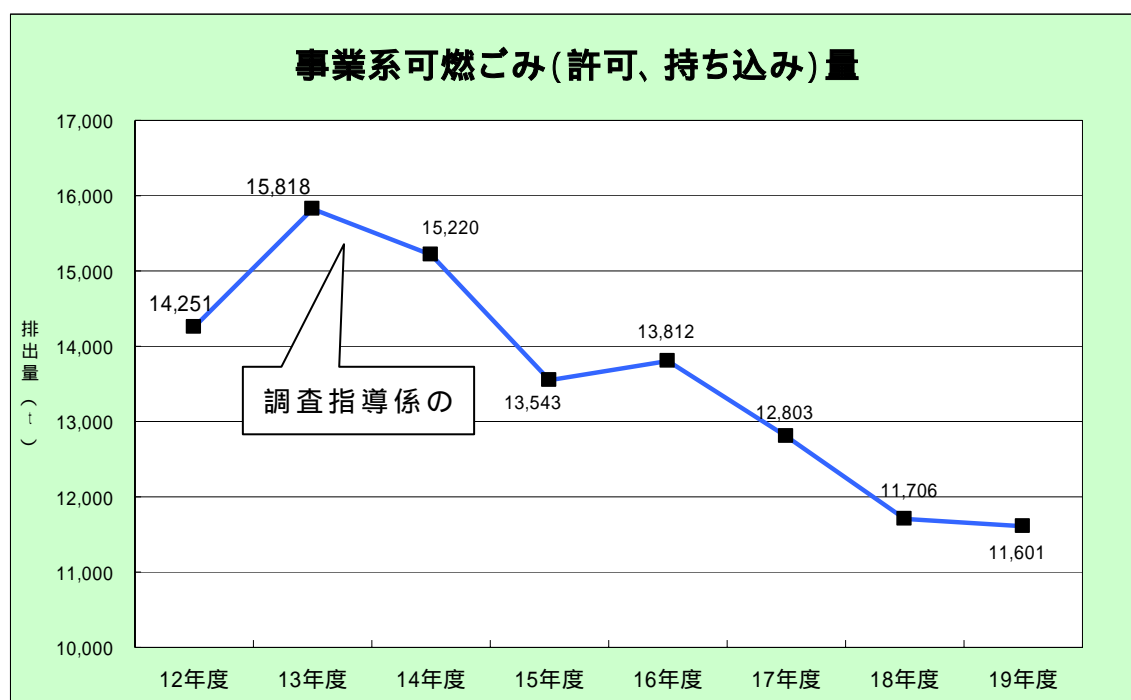
計画では単身世帯・若年層等移動の多い世帯への働きかけとして、住民登録時の啓発・指導のほか、不動産事業者等との連携により、単身用マンション等におけるごみ排出指導、啓発方法等を検討・実施するとしている。

### 3. 事業系一般廃棄物の減量・資源化の取り組み

#### 1. 事業系ごみ対策と経過

「吉祥寺」という都内有数の繁華街をもつ武蔵野市では、バブル崩壊後も右肩上がりが増え続ける事業系ごみをいかに削減させるかが大きな課題でした。そのため、平成14年4月に事業系ごみ対策専門の調査指導係を新設し、「事業系ごみの減量指導」を強化して事業系ごみの減量に努めてきました。

まず、月に10トン以上の廃棄物を排出する多量排出事業者に対し、平成14年・15年度は雑紙資源化指導（年間約1,300トン資源化）、17年度は廃プラ分別指導、18年・19年度は生ごみ資源化指導（年間約1,400トン資源化）などの取組を強化することにより、クリーンセンター搬入量大幅減量の成果を上げ、平成13年度実績と比較すると平成19年度は、約74%の搬入量となっています。しかし今後は、未着手の準多量排出事業者への減量指導を含めて、これまで以上に全体の取組を検証・強化していかなければなりません。その一環として市では、事業系一般廃棄物の雑紙や生ごみの全量資源化を実践してきた事業者に対し、その功績を認定するごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）として認定表彰しました



#### 2. 多量排出事業者への指導

廃棄物の処理と清掃に関する法律では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める（第3条2項）」ことと、廃棄物の再生利用等による事業者のごみ減量の責務をうたっています。

また、武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例（以下「条例」という）においては、事業者が

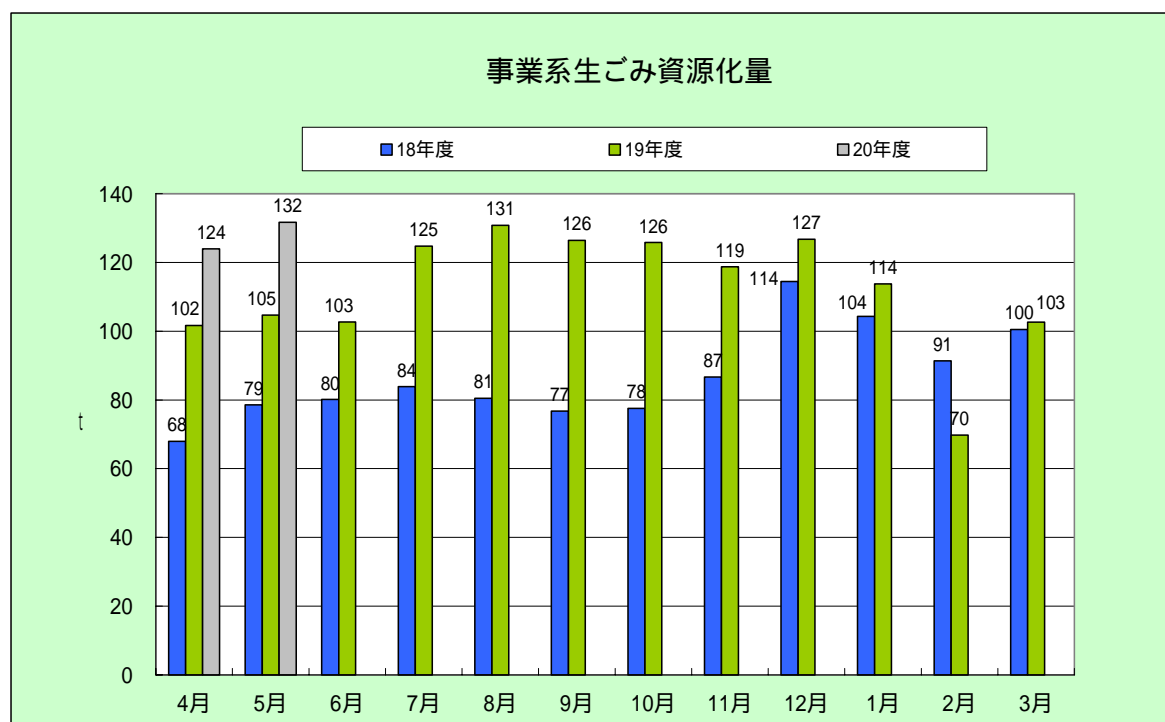
- 1) 廃棄物の発生を抑制すると同時に再生品の利用、不用品の活用を推進し、ごみの減量に努める。

- 2) 自らごみにならないような包装、容器等の基準を設定し、その適正化をはかる。
  - 3) 物の製造、加工、販売等に際して、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努める。また適正処理困難物を扱う事業者は、それを下取りなどの方法により回収する。
  - 4) 多量の廃棄物を出す事業者は、廃棄物管理責任者を選任し、再利用に関する計画書を市長に提出する。  
などを責務として規定しています。
- 4)の規定による多量の廃棄物とは、月に10トン以上の排出量を指し、該当する事業所に対しては、再利用計画書の実施状況や、廃棄物の減量・再利用を推進するため、年間各数回の立入検査を実施し、それにもとづいた指導(詳細な検査報告書を作成し訪問指導)などを行っています。

平成19年度は、市内39事業所の多量排出事業所から廃棄物再利用計画書が提出され、これらの事業所による廃棄物の資源化・再利用計画量は以下のとおりとなっています。

平成19年度 計画書提出事業者

計画書提出事業者 (月平均10t以上の廃棄物を 排出する事業所)	平成14年 度	平成15年 度	平成16年 度	平成17年 度	平成18年 度	平成19年 度
	36件	38件	38件	38件	38件	39件
計画書廃棄物排出量計	15,255 t	14,700 t	14,222 t	14,355 t	13,990 t	14,158 t
計画書廃棄物資源化量 計	7,679t	7,827 t	7,902 t	8,052 t	8,873 t	9,628 t
計画書資源化率平均	50.3%	53.3%	55.56%	56.10%	63.4%	68.0%



多量排出事業者への減量・資源化指導のながれ



状況に応じて、 を繰り返す

優良事業者には、表彰制度を適用(平成19年度より)

事業系一般廃棄物の減量・資源化率の大幅向上